御殿場市
バリアフリー
基本構想



平成25年３月
御殿場市

バリアフリー基本構想策定にあたって



すべての人の安全と安心のために

高齢者や障害を持つ人、子供たち、小さな子供を連れたお母さん方など、あらゆる立場の方々の安全で安心な移動を確保するためには、そのような方の視点でまちを点検したうえで、支障となる空間をどのような方向性を持って整備すべきかという目標を明らかにし、目標に向かって事業を着実に実行していくことが大切であると考えます。

バリアフリー法は、そのような考え方に立って定められた法律であり、本基本構想は、その法律の理念に基づいて策定した法定構想です。構想に位置づけられた事業には一定の義務が伴いますことから、市民にとっては大変重要な構想となります。

さて、私は、特に道路の整備にあたっては、安全な歩道の整備を重要な課題として認識し、それを平成 23 年度策定の道路整備 10 か年計画にも位置付けたところでございます。市民意識調査においても、多くの市民が安全な歩道の整備を望んでおられたことがその背景にございました。

一方、バリアフリー法が対象とするものは道路だけではありません。多くの方が利用される公共的な建築物や公園、公共交通施設、交通安全施設なども対象となり、生活に必要な経路と施設を一体的に整備し、市民の安全と安心の確保を目指しています。

また、本市の基本構想が目指すものはハード整備だけでなく、日常生活の中に存在するその他のバリア、いわゆる制度的なバリアや文化情報面でのバリア、意識上のバリアのうち、特に心のバリアといわれる意識上のバリアを取り除いていくことについても触れています。それは御殿場型ＮＰＭ※の理念「心が通い、温かさや思いやりを持って市民とともに歩む」に通じるものであり、助け合う意識の向上で、ハード整備で解決できない課題を改善していこうとするものです。

本基本構想に基づき、本市のバリアフリー化が一日も早く進み、市民の安全で安心な暮らしを実現するとともに、本市を訪れる多くの方々にも優しさあふれるまちとして、何度も訪れていただけるようなまちになりますよう、努力してまいります。

結びに、本基本構想策定にあたりご協力をいただきました市議会議員の皆様をはじめ、バリアフリー基本構想協議会、同策定懇話会、都市計画審議会の皆様、さまざまなご意見をお寄せいただきました市民の皆様に対し、この場をお借りして厚くお礼を申し上げます。

平成 25 年 3 月

御殿場市長　若林洋平

※御殿場型ＮＰＭ：NPM とは New Public Management（ニューパブリックマネジメント）の略で、「新公共経営」と訳され、行政に民間企業の経営理論や経営手法を導入することで、効率的で質の高い行政サービスの提供を目的とします。また、御殿場型とは、単に効率性だけを追求するのではなく、心が通い、温かさや思いやりをもって、市民とともに行政経営を行っていくことを意味しています。

目　次

第１章　バリアフリー基本構想とは ····· 1

１－１　基本構想策定の背景と目的 ····· 1
１－２　バリアフリー法について ····· 2
１－３　基本構想の位置づけ ····· 7
１－４　基本構想で定める内容について ····· 8
１－５　基本構想の策定体制について ····· 9

第２章　御殿場市の概況 ····· 10

２－１　位置・地勢 ····· 10
２－２　人口の推移 ····· 11
２－３　障害者手帳保持者数 ····· 12
２－４　公共交通の状況 ····· 13
２－５　土地利用等の現況 ····· 15
２－６　主要施設等の分布状況 ····· 21

第３章　市民意見の概要 ····· 22

３－１　住民アンケート ····· 22
３－２　関係者ヒアリング ····· 25
３－３　まち歩き点検 ····· 27

第４章　御殿場市の移動等円滑化に係る基本方針 ····· 36

４－１　バリアフリーの将来像 ····· 36
４－２　基本目標と基本方針 ····· 37

第５章　重点整備地区および生活関連施設・経路 ····· 39

５－１　重点整備地区 ····· 39
５－２　生活関連施設・経路 ····· 41

第６章　バリアフリー化のための事業およびその他の施策 …… 49

６－１　特定事業およびその他の事業 …… 49
６－２　市全域への展開に向けた取り組み …… 72
６－３　その他の移動等円滑化のために必要な取り組み …… 80

第７章　基本構想策定後の事業推進に係る取り組み …… 85

７－１　基本構想に基づく特定事業計画と進行管理 …… 85
７－２　今後の課題 …… 87

参考資料 …… 88

用語解説 …… 89
バリアフリー基本構想策定の経過 …… 98
御殿場市バリアフリー基本構想に対する意見・質疑（概要） …… 100
現状のバリアフリーに関する自由意見（アンケート結果） …… 108
御殿場市バリアフリー基本構想協議会設置条例 …… 120
御殿場市バリアフリー基本構想協議会委員名簿 …… 122
御殿場市バリアフリー基本構想策定懇話会設置要綱 …… 124
御殿場市バリアフリー基本構想策定懇話会構成員名簿 …… 126
御殿場市バリアフリー基本構想策定庁内検討委員会設置規程 …… 128
御殿場市バリアフリー基本構想策定庁内検討委員会委員名簿 …… 130
諮問書（写し） …… 132
答申書（写し） …… 133

第１章　バリアフリー基本構想とは

１－１　基本構想策定の背景と目的

平成 18 年にバリアフリー※1に関する法律である「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（以下、「バリアフリー法※2」という。）が施行され、駅や道路とともに、建築物や都市公園等を含めた、一体的なバリアフリー化の推進が図られるようになりました。

さらに、平成 23 年には移動等円滑化※3の促進に関する国の基本方針が一部改正され、平成 32 年度末を期限として、より高い水準の新たなバリアフリーの目標が設定されました。

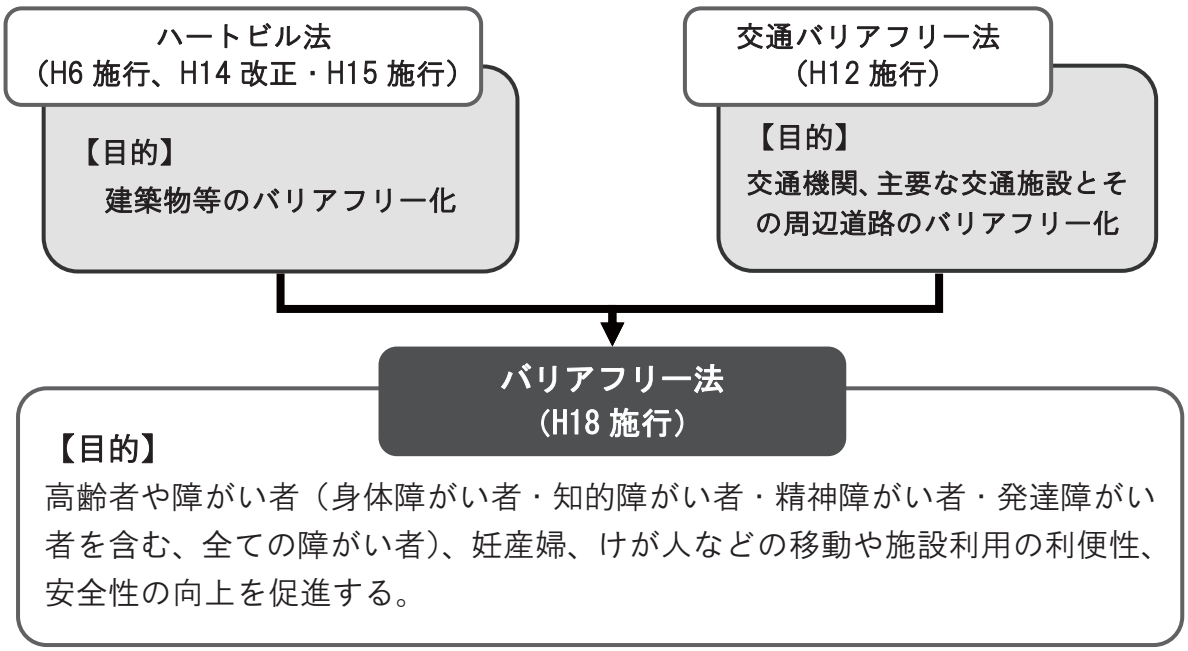
御殿場市では、第三次御殿場市総合計画にて「すべての人に優しいまちづくり」を基本政策の一つに掲げており、その推進のためにも、御殿場駅を中心とした地区を始めとするバリアフリー化の促進等、市の現状の課題に対応したバリアフリー基本構想を策定することが求められています。

このような背景のもと、本市においても市の中心部を対象に、バリアフリー法に基づく「御殿場市バリアフリー基本構想」（以下、「本基本構想」という。）を平成 23～24 年度にかけて策定し、誰もが安全・安心に移動できるまちづくりを目指すこととなりました。

※1 バリアフリー：高齢者や障がい者等が社会生活をしていく上で障壁(バリア)となるものを除去(フリー)すること。物理的、社会的、制度的、心理的な障壁、情報面での障壁などすべての障壁を除去するという考え方。
※2 バリアフリー法：「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成 18 年 法律第 91 号）」の通称。交通バリアフリー法とハートビル法が統合される形で制定された。
※3 移動等円滑化：高齢者、障がい者等の日常生活や社会生活における移動や施設の利用の際の身体の負担を軽減し、その移動上または施設の利用上の利便性や安全性を向上させること。

１－２　バリアフリー法について

高齢者、障がい者等が自立した日常生活や社会生活を営むことができる生活環境整備を目指し、移動等円滑化に関してより一体的・総合的な施策の推進を図るため、「ハートビル法※1」と「交通バリアフリー法※2」を統合・拡充した「高齢者、身体障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」が平成 18 年 12 月に施行されました。



バリアフリー法は、ユニバーサルデザイン※3の考え方が盛り込まれており、ユニバーサルデザインを目指すためには、①様々な者の参画を得て意見交換をしながら、②粘り強く継続的に、③さらには、広くその必要性への理解を得ながら、「バリアフリー」の取り組みを積み重ねることになります。このような考え方を踏まえ、バリアフリー法には、具体的には次の規定が盛り込まれています。

①様々な段階での住民・当事者参加
②スパイラルアップ※4（継続的・段階的な改善）
③心のバリアフリー※5の促進

その他、バリアフリー法に基づく「移動等円滑化の促進に関する基本方針（平成 23 年改正）」では、平成 32 年度末を期限として、旅客施設や道路、建築物等についてバリアフリー化の具体的な目標が設定されています。

各施設の整備目標を４ページに掲載します。

※1 ハートビル法：「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律（平成６年法律第 44 号）」の通称。高齢者や障がい者等、不特定多数の人々が、安心して気持ちよく利用できる心(ハート)に優しいビルディング(ビル)の建築を促進することを目的とする法律。バリアフリー法の施行に伴い、平成 18 年 12 月 20 日に廃止された。
※2 交通バリアフリー法：「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（平成 12 年法律第 68 号）」の通称。高齢者や障がい者等の公共交通機関を利用した移動の利便性・安全性の向上を促進することを目的とする法律。バリアフリー法の施行に伴い、平成 18 年 12 月 20 日に廃止された。
※3 ユニバーサルデザイン：障害の有無、年齢、性別、人種等に関わらず、多様な人が利用しやすいよう製品や建物、生活空間を設計する考え方。
※4 スパイラルアップ：具体的なバリアフリー施策などの内容について、高齢者や障がい者等、当事者の参加の下で検証し、その結果に基づいて新たな施策や措置を講じることによって、段階的・継続的な発展を図っていくこと。
※5 心のバリアフリー：建物や道路などにおける「物理的な障壁（バリア）」の他に、人の考えや気持ちなどの「こころの障壁（バリア）」があり、施設のバリアフリー整備の不完全さを補ったり、バリアフリー整備を有効に機能させる、心遣いや気配りのこと。

※バリアフリー法の概要

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）

高齢者や障がい者等の自立した日常生活や社会生活を確保するために、次の事が定められています。

●旅客施設・車両等、道路、路外駐車場、都市公園、建築物等のバリアフリー化基準（移動等円滑化基準※1）を策定。

●駅を中心とした地区や、高齢者や障がい者などが利用する施設が集中する地区（重点整備地区※2）において、住民参加による重点的かつ一体的なバリアフリー化を進めるための措置などを規定。

公共交通施設や建築物のバリアフリー化の推進

・以下の施設について、新設・改良時のバリアフリー化基準（移動等円滑化基準）への適合義務。また、既存の施設について、基準適合の努力義務　など

旅客施設及び車両等　道路　路外駐車場　都市公園　建築物



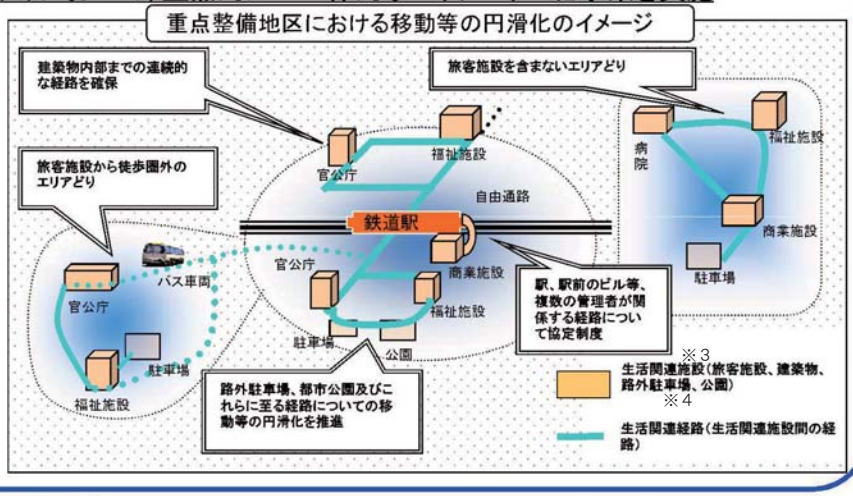
地域における重点的・一体的なバリアフリー化の推進

・市町村が作成する基本構想に基づき、駅を中心とした地区や、高齢者や障害者などが利用する施設が集中する地区（重点整備地区）において、重点的かつ一体的なバリアフリー化事業を実施

★住民等の計画段階からの参加の促進を図るための措置
○基本構想策定時の協議会制度
○住民等からの基本構想の作成提案制度



重点整備地区における移動等の円滑化のイメージ



心のバリアフリーの推進

バリアフリー化の促進に関する国民の理解・協力の促進等



出典：国土交通省 HP（一部抜粋）

※1　移動等円滑化基準：バリアフリー法に定められた、移動等円滑化に関する基準。
※2　重点整備地区：旅客施設、官公庁施設、福祉施設その他高齢者、障がい者等が利用する施設が所在する一定の地区であり、重点的かつ一体的なバリアフリー化を推進する必要があると認められる地区。
※3　生活関連施設：高齢者、障がい者等が日常生活または社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設、病院、文化施設、商業施設など。
※4　路外駐車場：道路の路面外に設置される自動車の駐車のための施設であって一般公共の用に供されるもの。

※ 各施設等の整備目標について

			現状[注2]（H23 年 3 月末）	H22 年までの目標	H32 年度末までの目標
鉄軌道	鉄軌道駅		78%	原則 100%[注1]	○3000 人以上を原則 100% この場合、地域の要請及び支援の下、鉄軌道駅の構造等の制約条件を踏まえ可能な限りの整備を行う ○その他、地域の実情にかんがみ、利用者数のみならず利用実態をふまえて可能な限りバリアフリー化
		ホームドア・可動式ホーム柵	44 路線 484 駅	目標なし	車両扉の統一等の技術的困難さ、停車時分の増大等のサービス低下、膨大な投資費用等の課題を総合的に勘案した上で、優先的に整備すべき駅を検討し、地域の支援の下、可能な限り設置を促進
	鉄軌道車両		50%	約 50%	約 70%
バス	バスターミナル		83%	原則 100%[注1]	○3000 人以上を原則 100% ○その他、地域の実情にかんがみ、利用者数のみならず利用実態等をふまえて可能な限りバリアフリー化
	乗合バス車両	ノンステップバス※1	35.5%	約 30%	約 70% （対象から適用除外認定車両（高速バス等）を除外）
		リフト付きバス等	3.0%	目標なし	約 25% （リフト付バス又はスロープ※6付きバス。適用除外認定車両（高速バス等）を対象）
船舶	旅客船ターミナル		84%	原則 100%[注1]	○3000 人以上を原則 100% ○離島との間の航路等に利用する公共旅客船ターミナルについて地域の実情を踏まえて順次バリアフリー化 ○その他、地域の実情にかんがみ、利用者数のみならず利用実態等をふまえて可能な限りバリアフリー化
	旅客船		18%	約 50%	○約 50% ○5000 人以上のターミナルに就航する船舶は原則 100% ○その他、利用実態等を踏まえて可能な限りバリアフリー化
航空	航空旅客ターミナル		92%	原則 100%[注1]	○3000 人以上を原則 100% ○その他、地域の実情にかんがみ、利用者数のみならず利用実態等をふまえて可能な限りバリアフリー化
	航空機		81%	約 65%	約 90%
タクシー	福祉タクシー車両※2		12,256 台	約 18,000 台	約 28,000 台
道路	重点整備地区内の主要な生活関連経路※3を構成する道路		74%	原則 100%	原則 100%
都市公園	移動等円滑化園路		約 47%	約 45%	約 60%
	駐車場		約 39%	約 35%	約 60%
	便所		約 32%	約 30%	約 45%
路外駐車場	特定路外駐車場※4		45%	約 40%	約 70%
建築物	床面積 2000 ㎡以上の特別特定建築物※5の床面積の総ストック		48%	約 50%	約 60%
信号機等	主要な生活関連経路を構成する道路に設置されている信号機等		96%	原則 100%	原則 100%

注１：現行の目標については 1 日平均利用客数 5,000 人以上のものが対象

注２：旅客施設は段差解消済みの施設の比率。また、現状欄の数値は一部速報値

※1 ノンステップバス：乗降口の階段をなくし乗降を容易にしたバス車両のことで、床の高さが地上から概ね 35cm 以下のものを指す。さらに、空気圧で車体を下げるニーリング（車高調整）装置により車高を５～９cm 程度下げることで、歩道との段差を少なく出来るものもある。

※2 福祉車両（福祉タクシー）：車いす使用者等を運ぶことができるタクシー。車いすのまま乗車できるリフト付タクシーなどがある。

※3 生活関連経路：生活関連施設相互間の経路。

※4 特定路外駐車場：駐車場法第２条第２号に規定する路外駐車場であって、駐車場面積が 500 ㎡以上かつ駐車料金を徴収するもの。

※5 特別特定建築物：不特定かつ多数の者が利用し、または主として高齢者、障がい者等が利用する特定建築物※●で、施行令※◎第５条各号に定める建築物（バリアフリー法第 14 条第３項で規定する条例で定める特定建築物を含む。）をいう。

※●特定建築物：学校、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、ホテル、事務所、共同住宅、老人ホームその他の多数の者が利用する施行令第４条で定める建築物またはその部分をいう。

※◎施行令：「高齢者、障害者等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成 18 年政令第 379 号）」のことを指す。

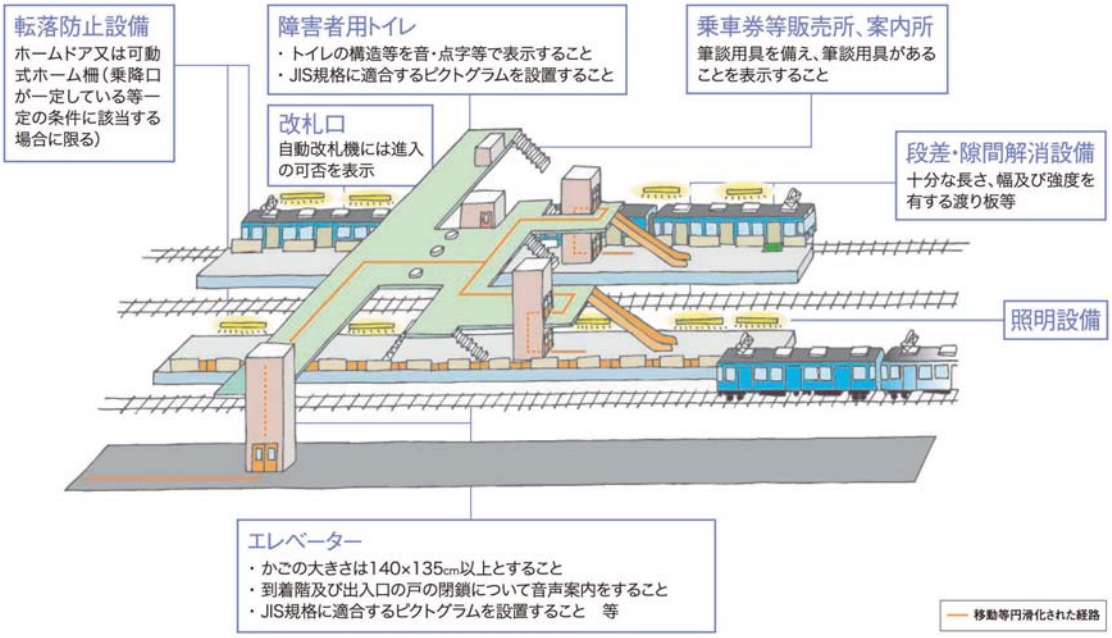
※6 スロープ：段差解消のために設置する傾斜路のこと。

バリアフリー情報 BOX

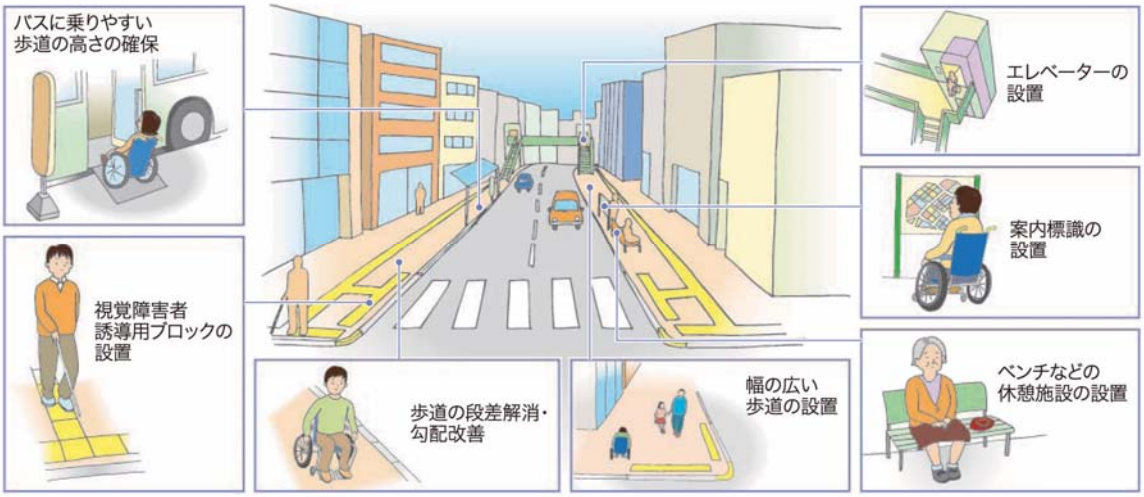
≪移動等円滑化基準とは≫

一定規模（2,000 ㎡）以上の特別特定建築物の新築等を行う場合、旅客施設の新設等や車両等を新たに導入する場合、特定道路の新設等を行う場合、特定路外駐車場を設置する場合、都市公園において特定公園施設の新設等を行う場合、それぞれバリアフリー化基準（移動等円滑化基準）への適合が義務付けられ、既存の施設においても、基準適合への努力義務が課されます。その義務付け対象となる主な基準は次のとおりです。

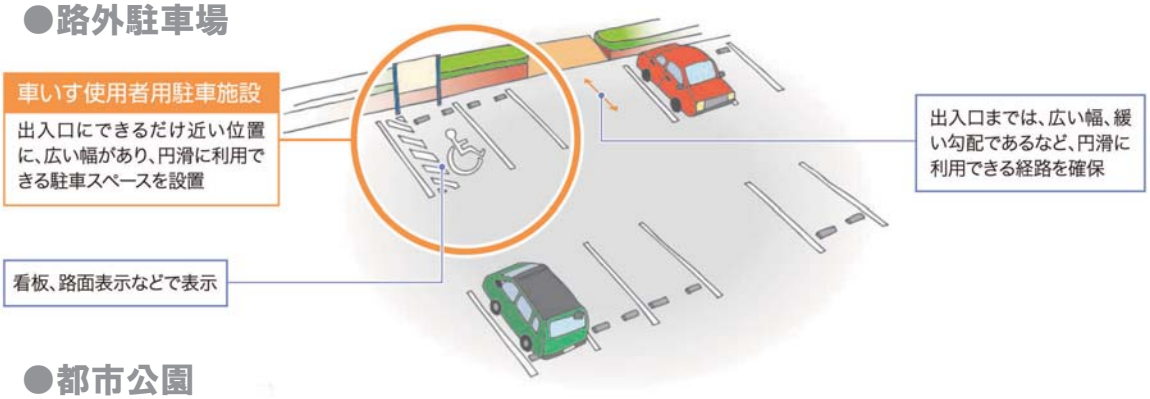
●公共交通機関（鉄道）



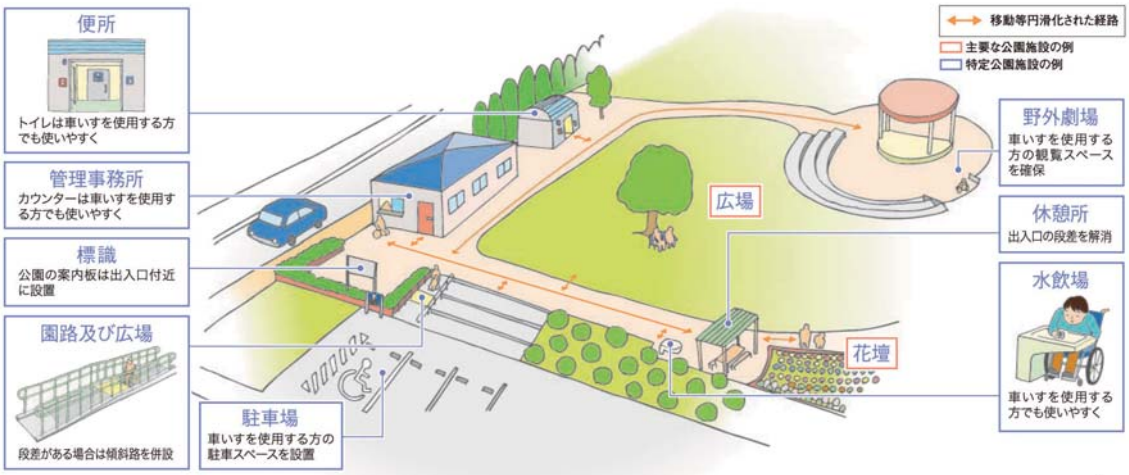
●道路



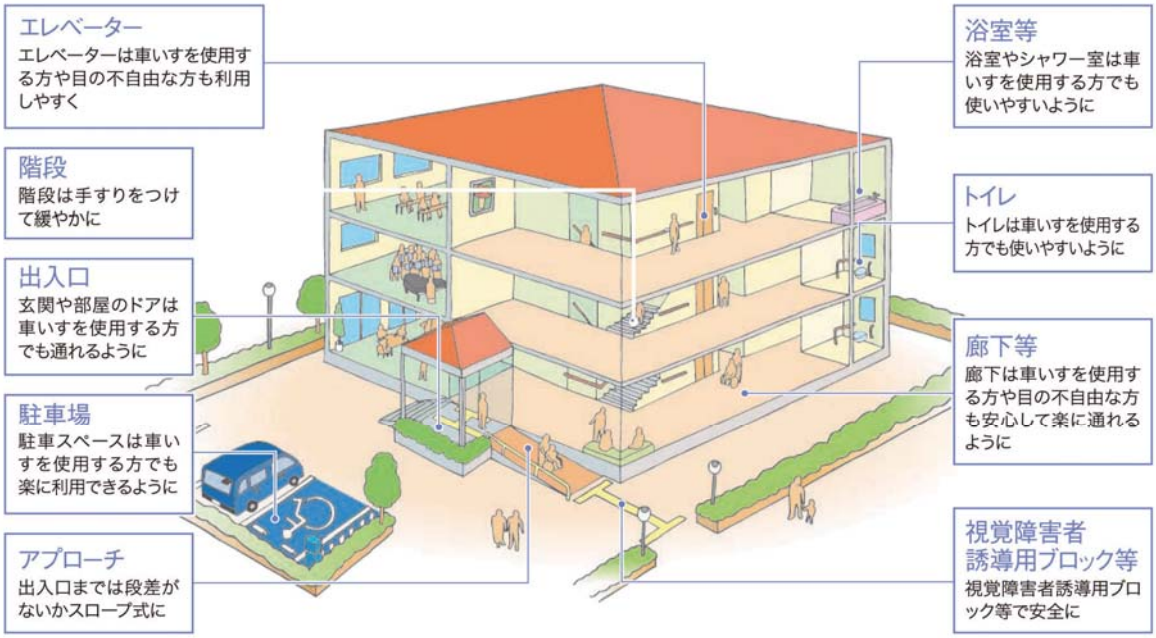
●路外駐車場



●都市公園



●建築物



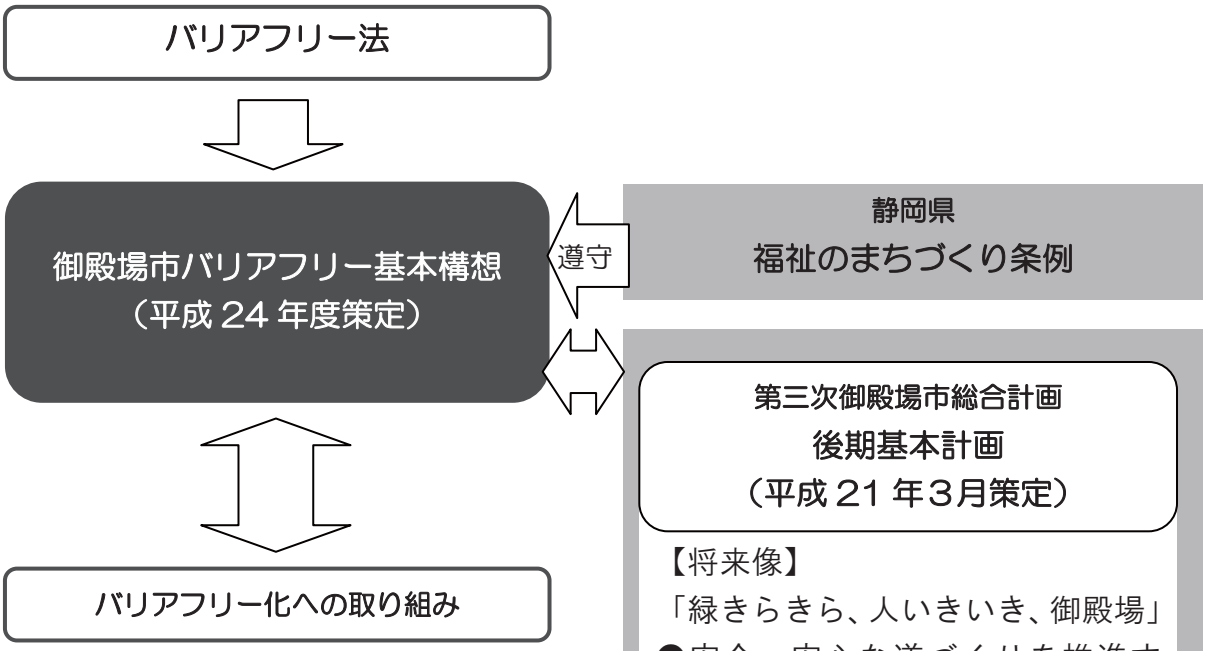
●信号機等

①信号機については、音響機能、歩行者用青時間延長機能又は経過時間表示機能を付加したもの、あるいは歩行者分離方式のものを設置する。

②道路標識・道路標示は、反射材料を用いるなど見やすく分かりやすいものとする。また、横断歩道には必要に応じて視覚障害者誘導用ブロックを設ける。

１－３　基本構想の位置づけ

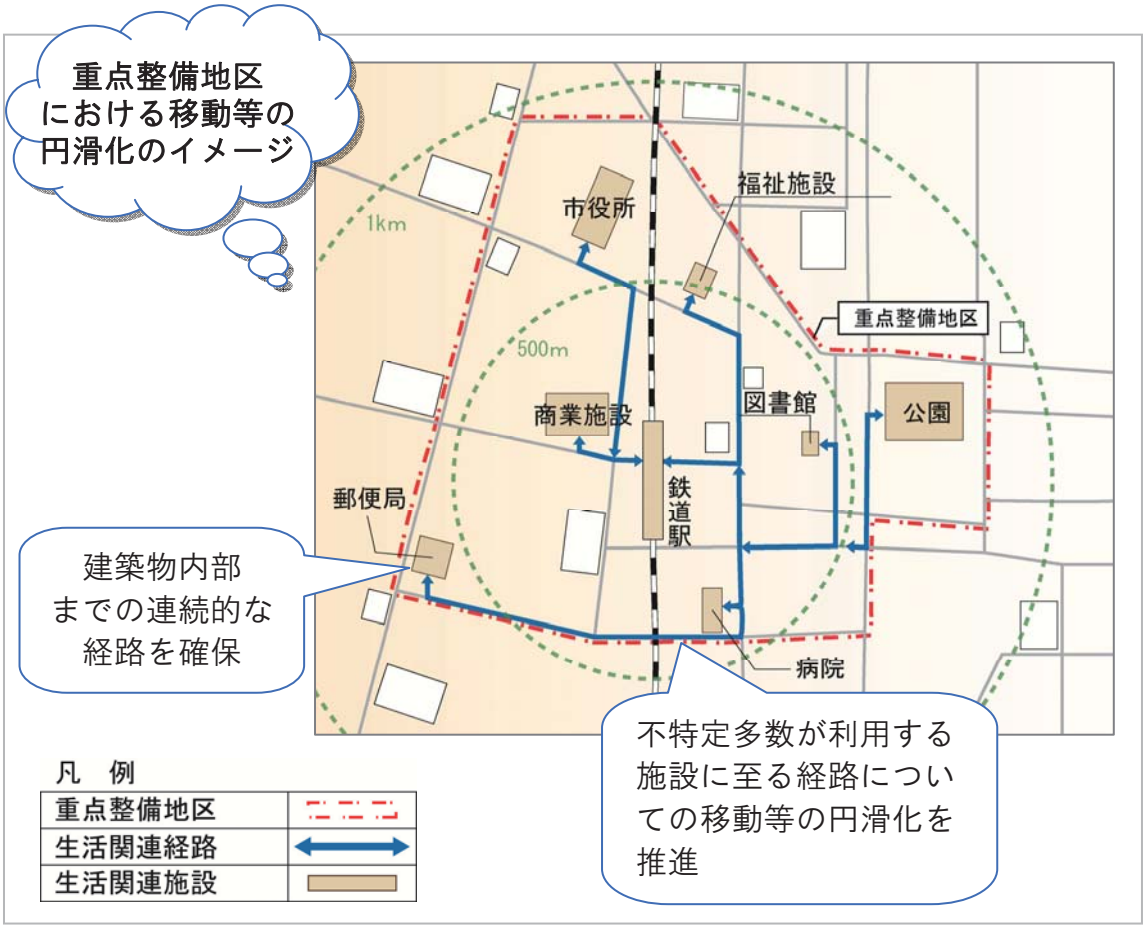
本基本構想は、御殿場市総合計画、御殿場市都市計画マスタープラン等上位計画や、「御殿場市地域福祉計画」等の関連計画との整合を図るとともに、静岡県福祉のまちづくり条例を遵守しています。



１－４　基本構想で定める内容について

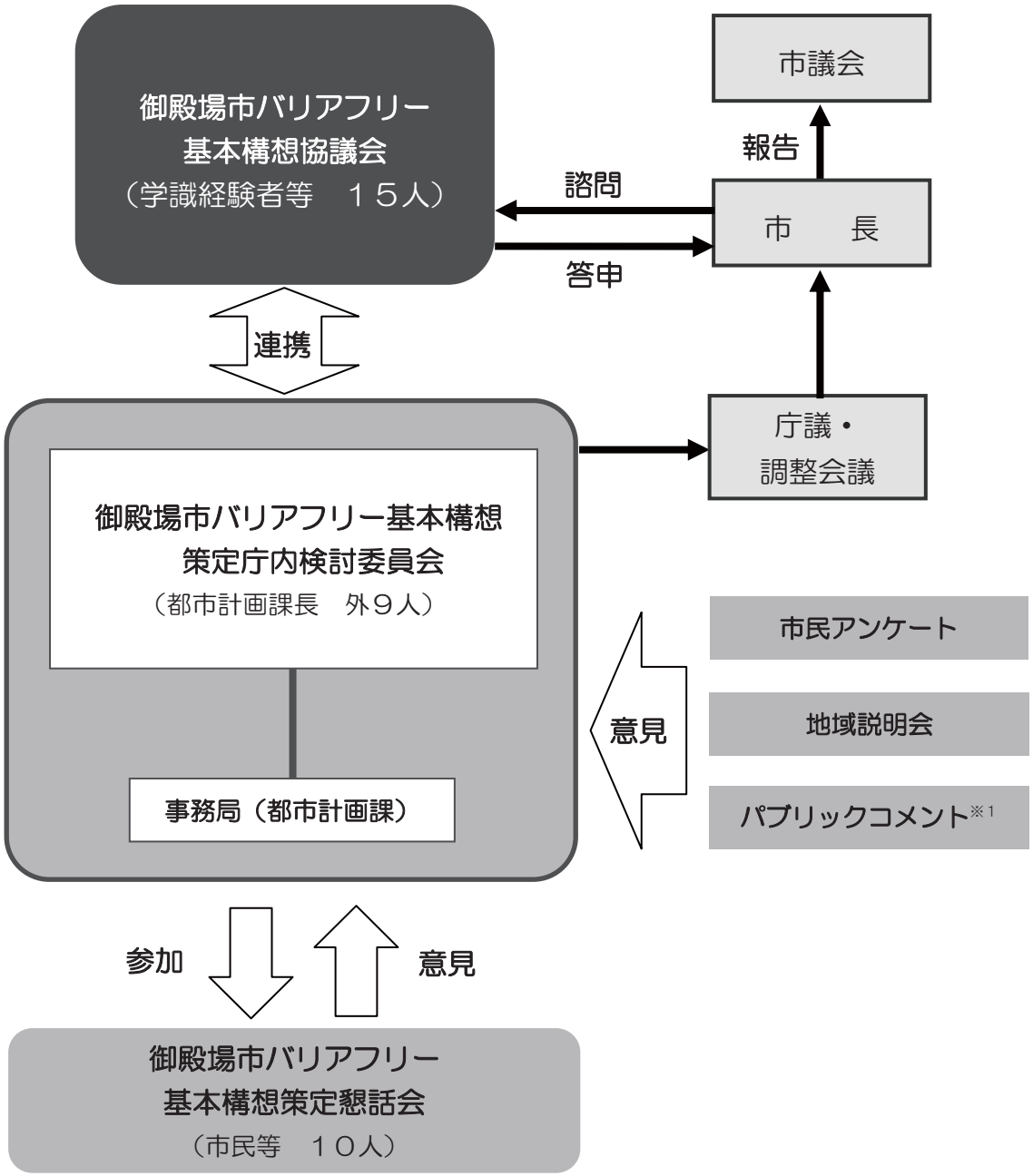
「バリアフリー基本構想」は、バリアフリー法に基づき、高齢者・障がい者等が利用する施設が集積する地区を『重点整備地区』として設定し、その地区内における駅や道路、公園、不特定多数の方が利用する建築物等のバリアフリー化を重点的かつ一体的に推進するため、以下の内容を定めるものです。

・重点整備地区の区域
・重点整備地区における移動等円滑化の基本方針
・生活関連施設：高齢者・障がい者等を含む不特定多数が利用する施設
・生活関連経路：生活関連施設間を結ぶ主要な経路
・バリアフリー化に関する事業　　など



１－５　基本構想の策定体制について

「御殿場市バリアフリー基本構想策定庁内検討委員会」を中心に庁内における基本構想策定に関する協議・調整を図り、その内容を「御殿場市バリアフリー基本構想協議会」に対して諮問します。また、市民等により構成される「御殿場市バリアフリー基本構想策定懇話会」やアンケート調査により、住民参加の機会を確保し、基本構想へ住民の意見を反映します。



※1　パブリックコメント：通称「パブコメ」とも呼ばれ、公的な機関が条例・規則などを制定しようとするときに、広く公に（＝パブリック）に、意見・情報・改善案など（＝コメント）を求める手続きをいう。御殿場市では「みんなの声を活かす意見公募手続」という。

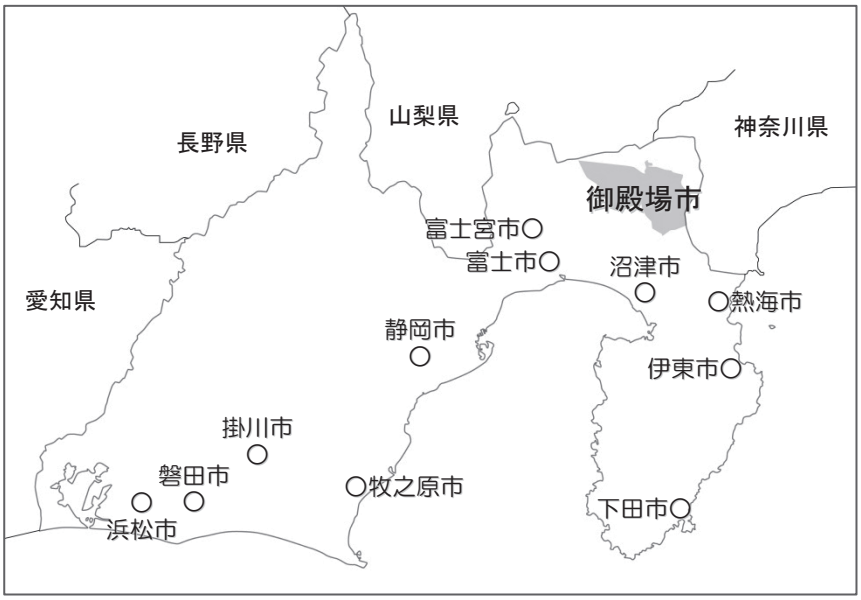
第２章　御殿場市の概況

２－１　位置・地勢

本市は、静岡県の北東部に位置し、富士と箱根の裾合に形成された高原都市で、北は小山町、東は箱根町、南は裾野市にそれぞれ接しています。本市の市街地は JR 御殿場線の御殿場駅を中心に形成され、市街地の標高は概ね 400m～500mとなっています。

市内の道路網は、東西を横断する国道 138 号と南北を縦断する国道 246 号及び 469 号が骨格となっているとともに、東名高速道路の御殿場インターチェンジ、新東名高速道路の御殿場ジャンクションが位置しており、首都圏から約 100ｋｍ圏内という立地条件にも恵まれ、各種企業の工場や研究所、研修施設が進出しています。

鉄道網としては、JR 御殿場線が南北に縦断し、市内には「御殿場駅」、「南御殿場駅」、「富士岡駅」の３つの駅があります。

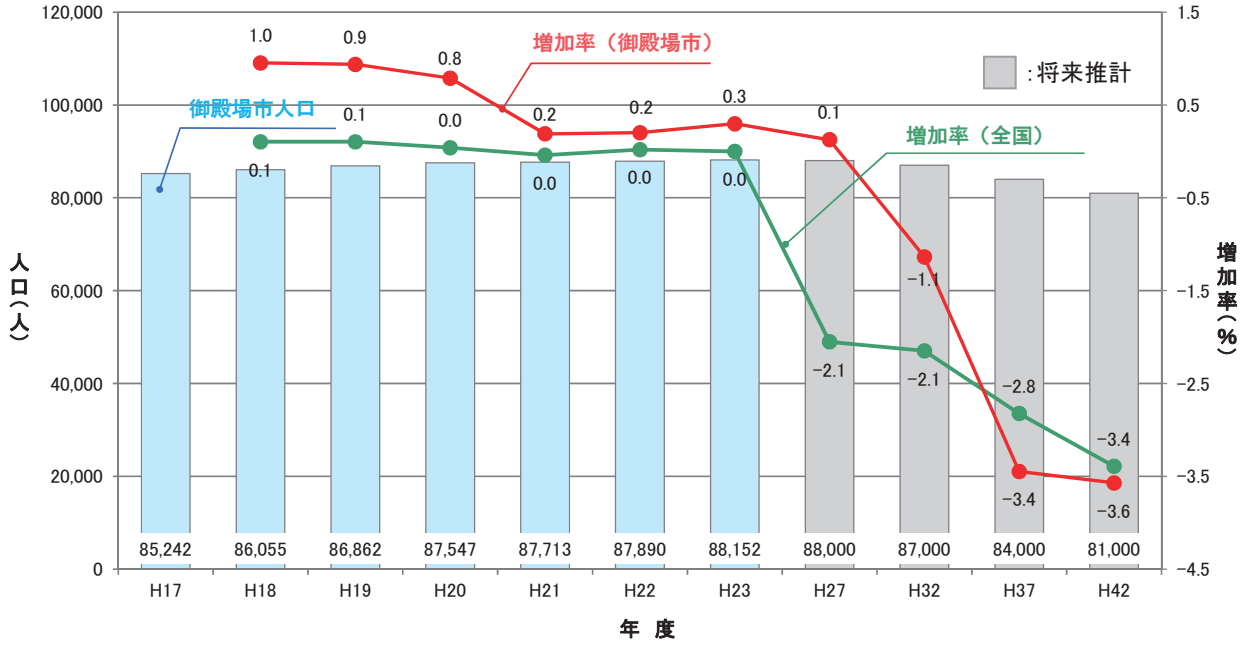


〈図２－１：御殿場市の位置〉

２－２　人口の推移

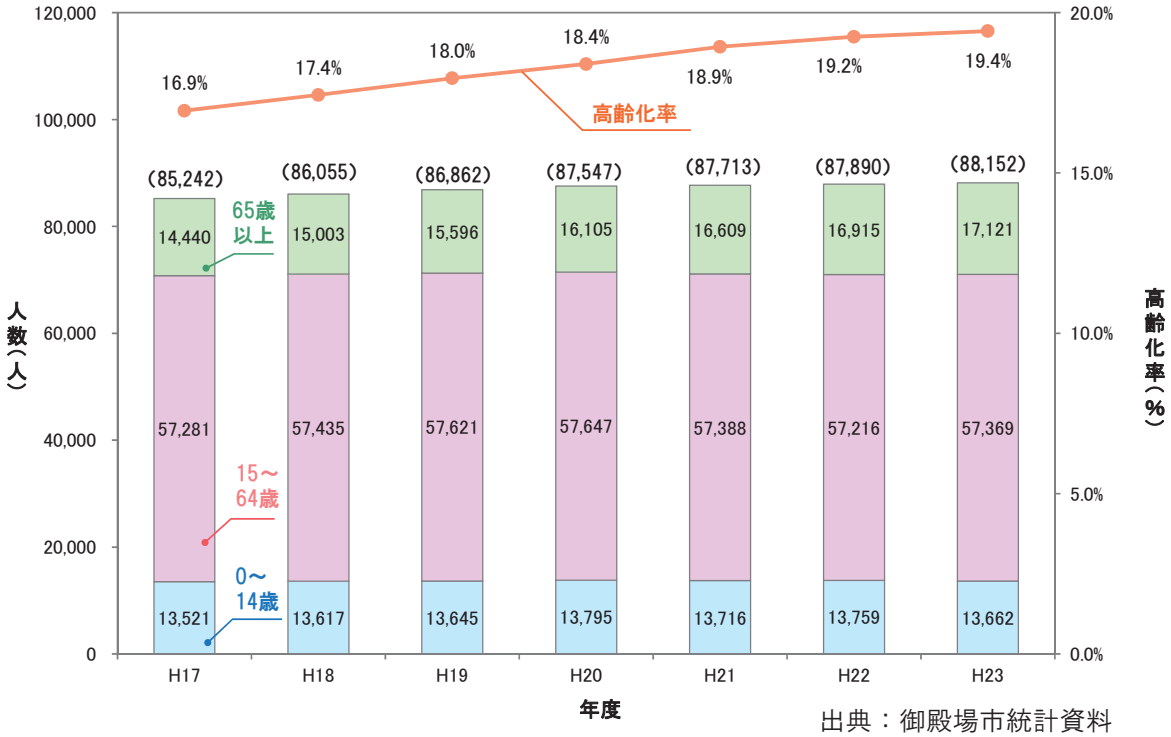
全国的な人口の推移は減少傾向にありますが、表２－１に示すとおり、本市の人口は全国と比較して増加傾向にあり、平成 23 年度は 88,152 人となっています。今後は平成 27 年度以降、減少に転じるものと予測されています。

特に、表２－２に示すとおり、65 歳以上の高齢者人口割合の増加が著しく、平成 23 年度の高齢化率※1 は 19.4%となっています。それに対して０～14 歳までの年少人口は横ばいとなっていることから、本市においても全国的な傾向と同様に、少子高齢化が進展することが予測されます。



出典：国勢調査、第三次御殿場市総合計画(後期基本計画)

〈表２－１：人口の推移および将来推計〉



出典：御殿場市統計資料

〈表２－２：年齢３区分人口および高齢化率の推移〉

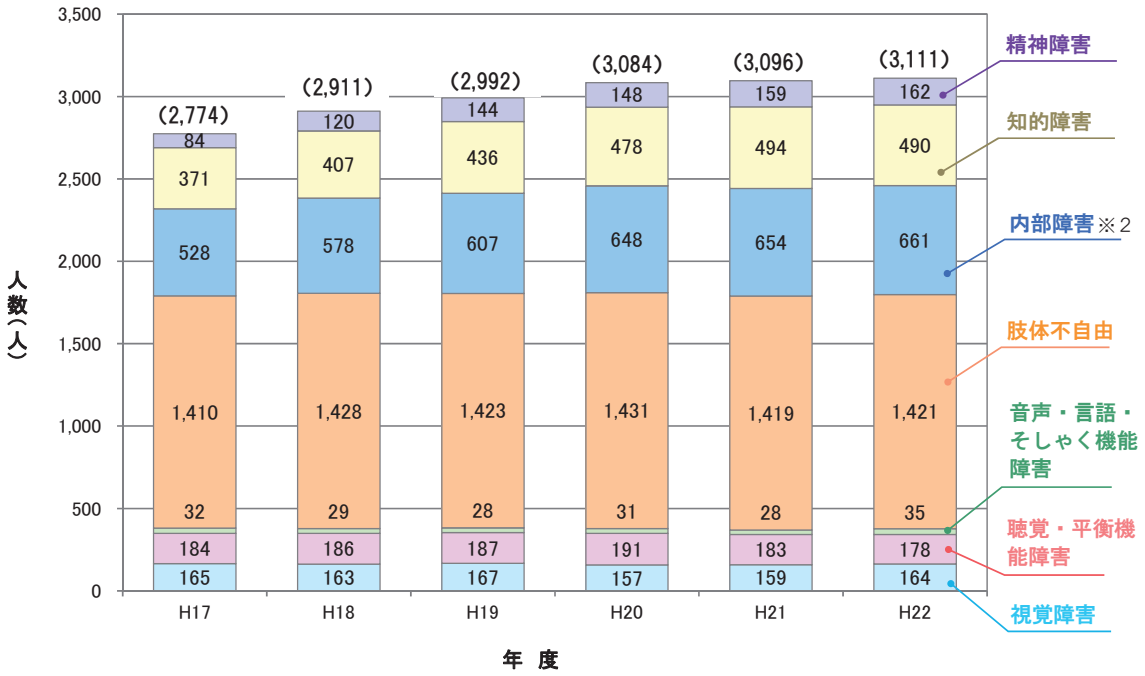
※1　高齢化率：総人口に対する 65 歳以上の人口の割合。

２－３　障害者手帳保持者数

本市の障害者手帳※1の保持者数は、表２－３のとおりです。

手帳の種類別で見ると、平成 22 年度までに内部障がい者と知的障がい者が平成 17 年度の約 1.3 倍、精神障がい者は約２倍に増加しており、その他の障害についてはほぼ横ばいで推移をしています。

ただし、障害者手帳を保持していない潜在的な障がい者を含めると、なんらかの障害を持つ人はこの数値の限りではないと思われます。



出典：御殿場市地域福祉計画、御殿場市障害福祉計画、御殿場市統計資料

〈表２-３：障害者手帳保持者数〉

※1　障害者手帳：各自治体において障がい者として公式に認定を受けて発行された、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のこと。
※2　内 部 障 害：人体内部の器官にある障害。心臓機能障害、腎臓機能障害、呼吸器機能障害、膀胱直腸機能障害、小腸機能障害、肝臓機能障害、ヒト免疫不全ウィルスによる免疫機能障害がある。

２－４　公共交通の状況

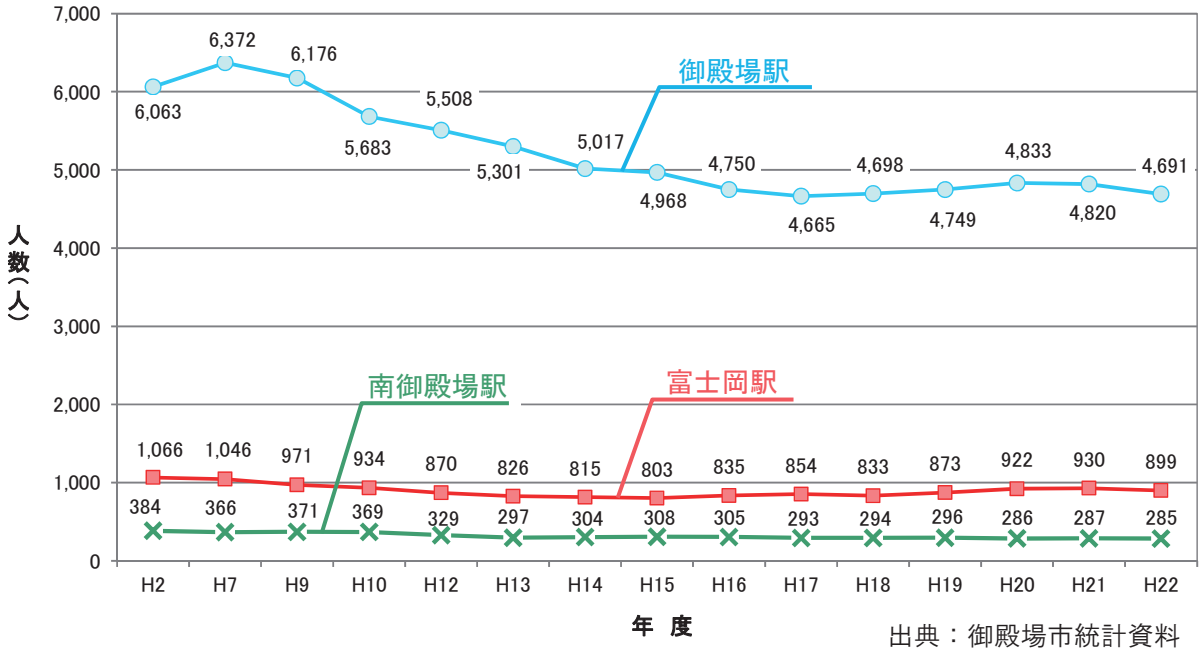
２-４-１　鉄道

本市は JR 御殿場線が南北に縦断しており、御殿場駅、南御殿場駅、富士岡駅の３駅が立地しています。

御殿場駅の乗車人員は、約 10 年前から減少傾向にありますが、近年は横ばいで推移しており平成 22 年度は 4,691 人となっています。

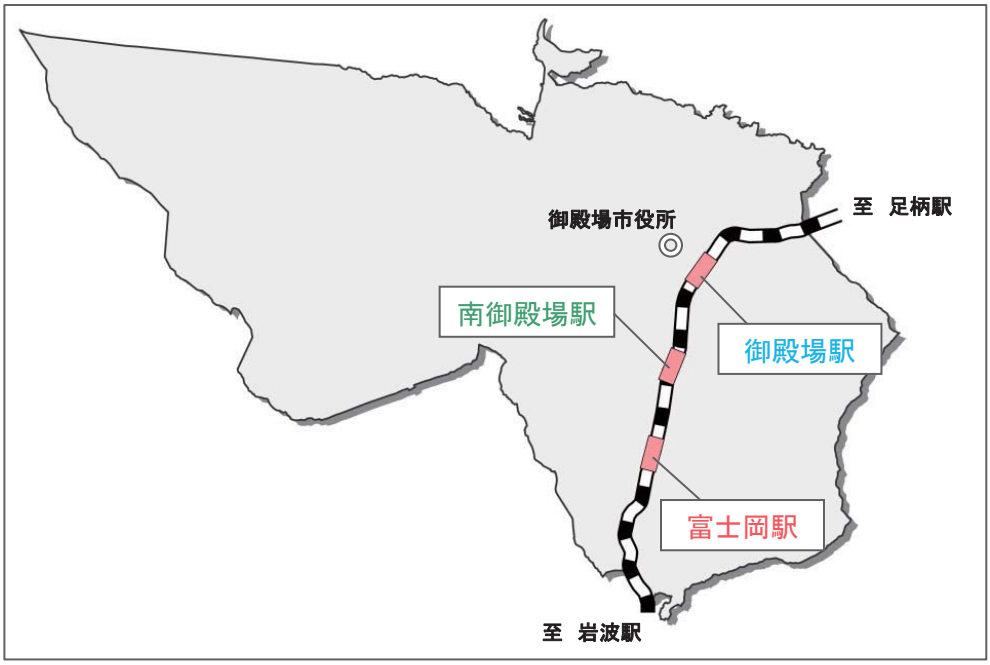
富士岡駅は、わずかに増加がみられますが、ほぼ横ばいで推移しており平成 22 年度は 899 人となっています。

南御殿場駅は市内で最も利用者が少ない鉄道駅となっています。



出典：御殿場市統計資料

〈表２－４：駅別乗車人員の推移〉

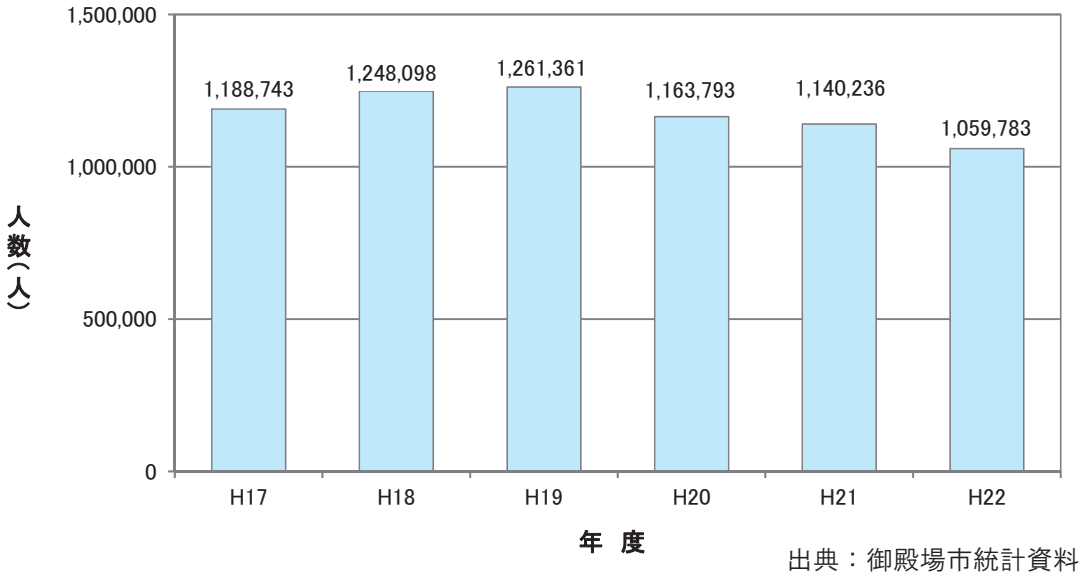


〈図２－２：市内の鉄道駅〉

２-４-２　バス

市内におけるバスの運行状況は、主に富士急行㈱の路線バスが乗り入れているほか、一部、箱根登山バス㈱が箱根方面から乗り入れています。その他、御殿場プレミアムアウトレット等の観光施設へのシャトルバスや周辺都市間を高速バスが運行しています。また、市内で運行している路線バス（富士急行㈱、箱根登山バス㈱）の車両は全部で 47 台あり、うち７台（約 15%）がノンステップバスです。（平成 24 年２月現在）

富士急行㈱の１年間の乗降者数の推移を以下のグラフに示します。平成 19 年度の 1,261,361 人をピークに減少しており、平成 22 年度は 1,059,783 人となっています。



出典：御殿場市統計資料

〈表２-５：バス乗車人員の推移〉



〈図２-３：市内のバス路線網〉

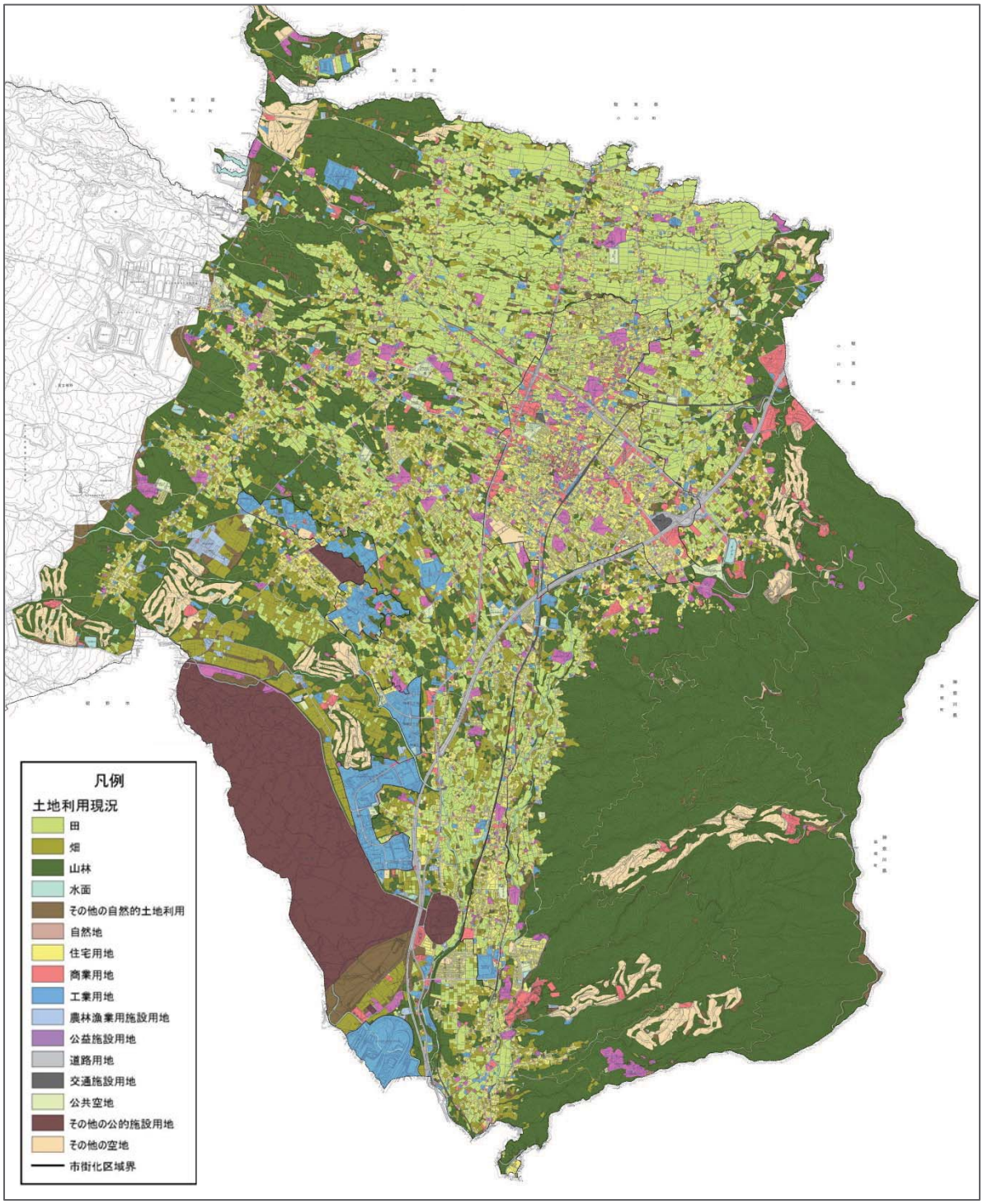
２－５　土地利用等の現況

２-５-１　土地利用現況

本市の地形は、大きく西から富士山とその裾野、平坦地、箱根外輪山の斜面に区分されます。

平坦地には、旧町村（御殿場、富士岡、原里、印野、玉穂、高根）の中心部等に市街地、集落地が形成され、それらを取り囲むように農地が広がっています。

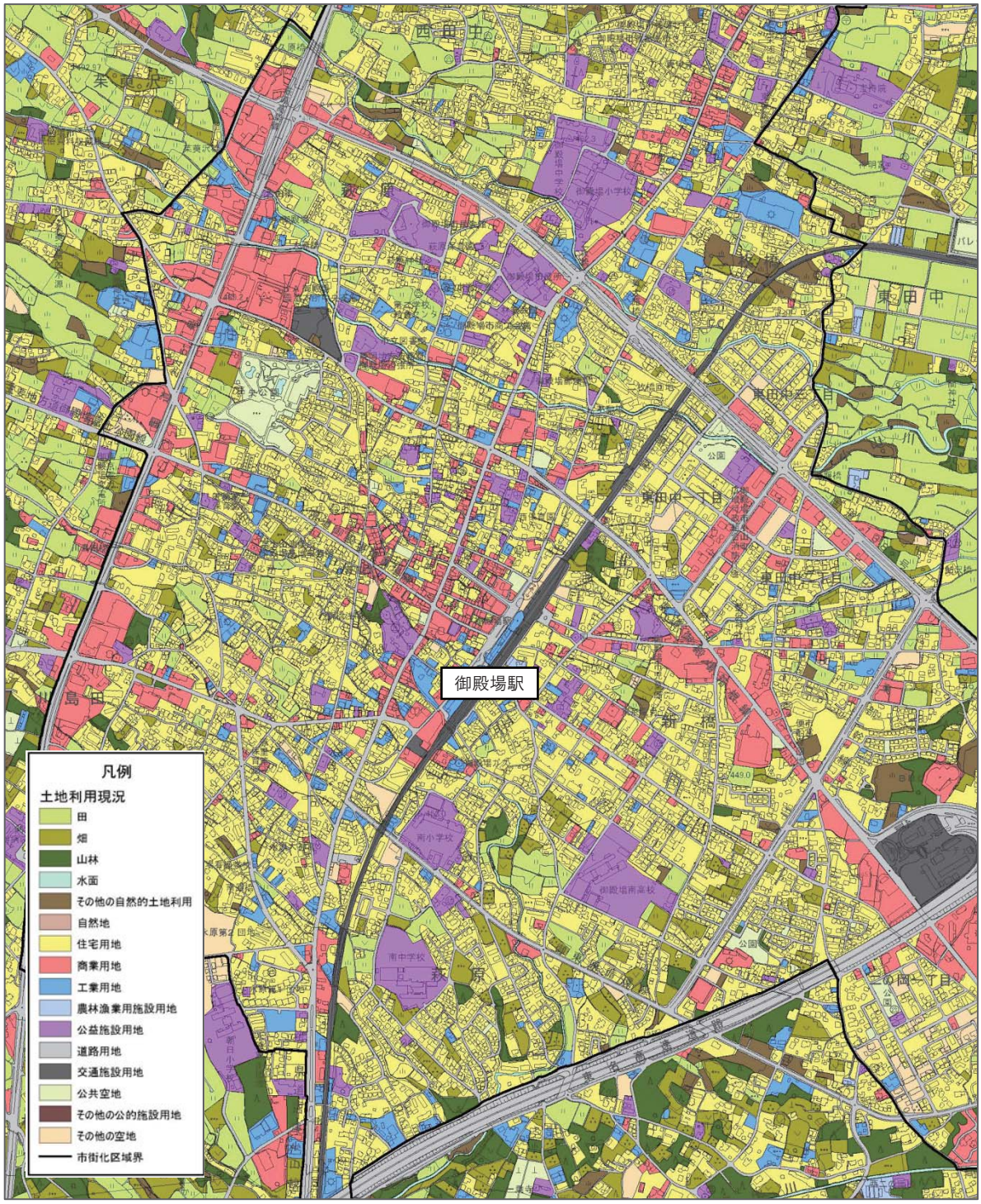
市南西部には、大規模工場が立地、集積する工業系市街地が形成されています。



出典：平成 19 年度都市計画基礎調査

〈図２-４：土地利用現況図〉

御殿場駅周辺の主な土地利用は住宅用地となっています。その中に、公共公益施設用地や田畑が点在している状況です。また、国道 246 号や県道御殿場箱根線などの幹線道路沿道及び御殿場駅富士山口側の駅前は商業用地が集積しています。



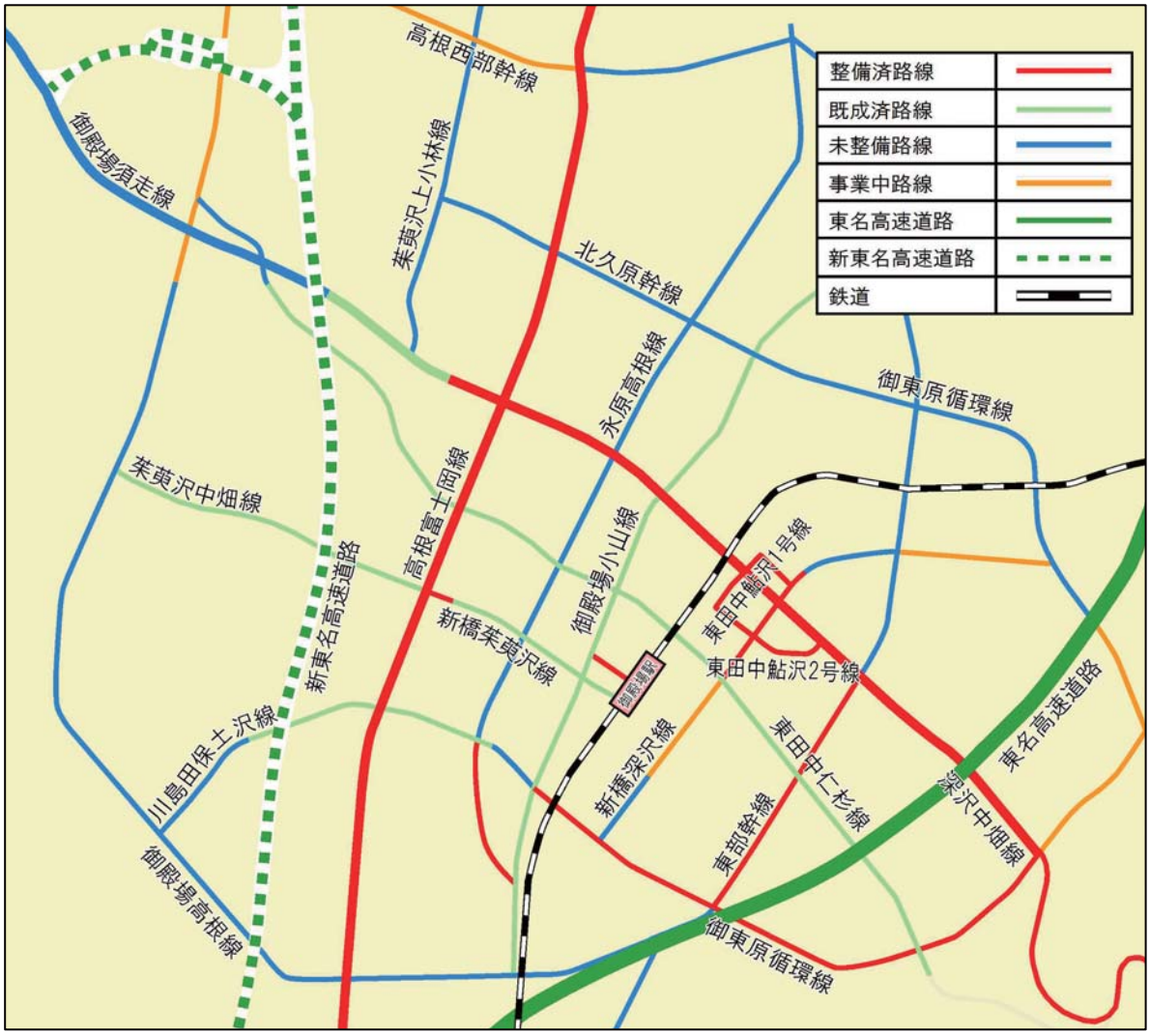
出典：平成 19 年度都市計画基礎調査

〈図２－５：土地利用現況図（御殿場駅周辺）〉

２－５－２　道路網の整備状況

市内の都市計画道路の整備状況は以下の図のとおりです。新東名高速道路が事業中である他、御殿場駅を中心とする市街地周辺の路線は未整備の区間が多くなっています。

また、御殿場駅周辺においては、市の南北を縦断する(都)※1永原高根線および(都)新橋深沢線、(都)御東原循環線の一部が事業中または未整備となっています。



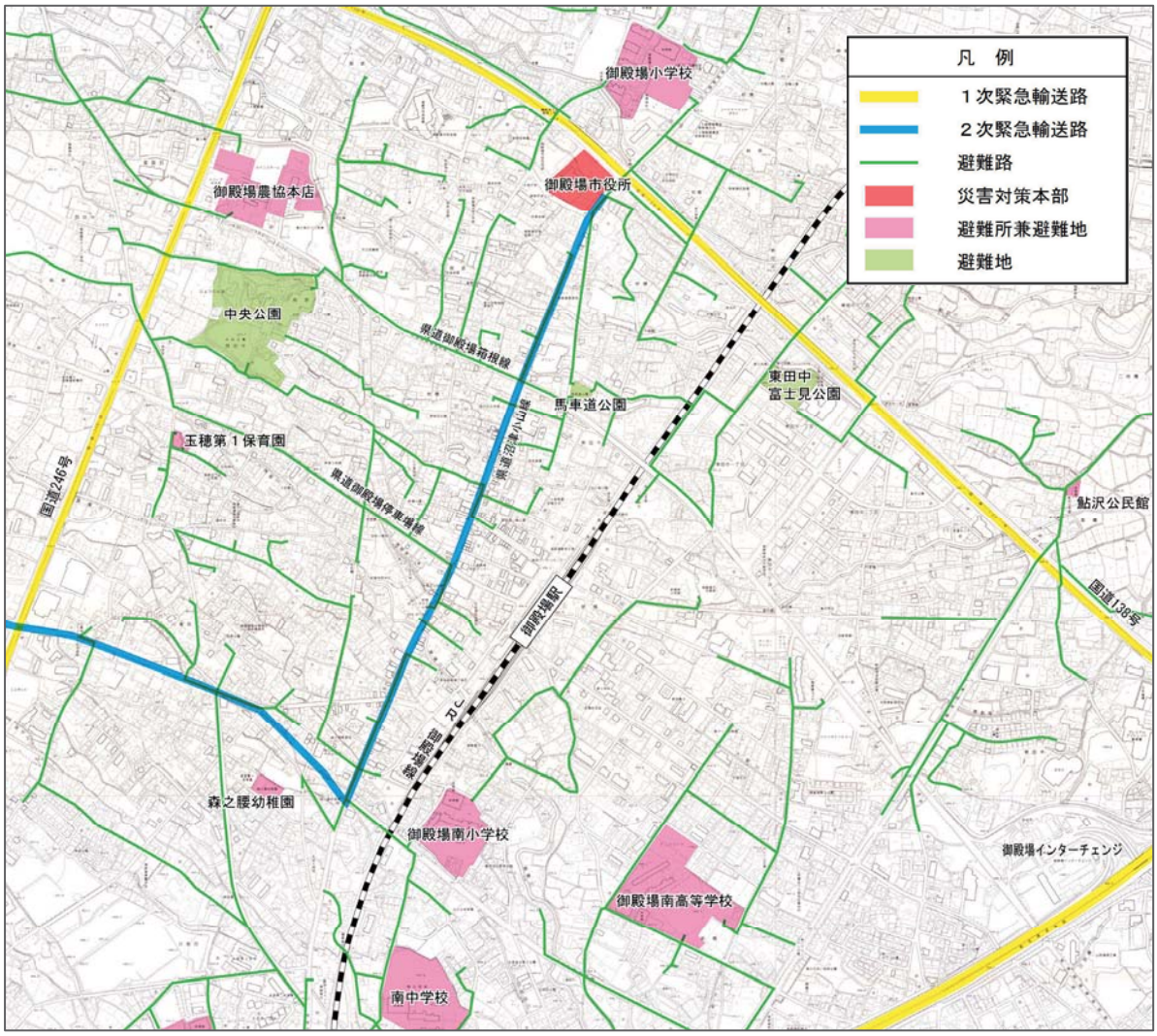
出典：御殿場市道路整備 10 か年計画

〈図２－６：都市計画道路網図〉

※1（都）：都市計画道路の略。

２－５－３　避難地・緊急輸送路マップ

御殿場駅周辺の避難地および緊急輸送路の状況は以下の図のとおりです。東名高速道路および国道 138 号、国道 246 号が１次緊急輸送路、県道沼津小山線および(都)御東原循環線が２次緊急輸送路として位置づけられています。また、御殿場市役所が災害対策本部、学校等が避難所兼避難地、公園が避難地として位置づけられています。



出典：御殿場市地域防災計画など

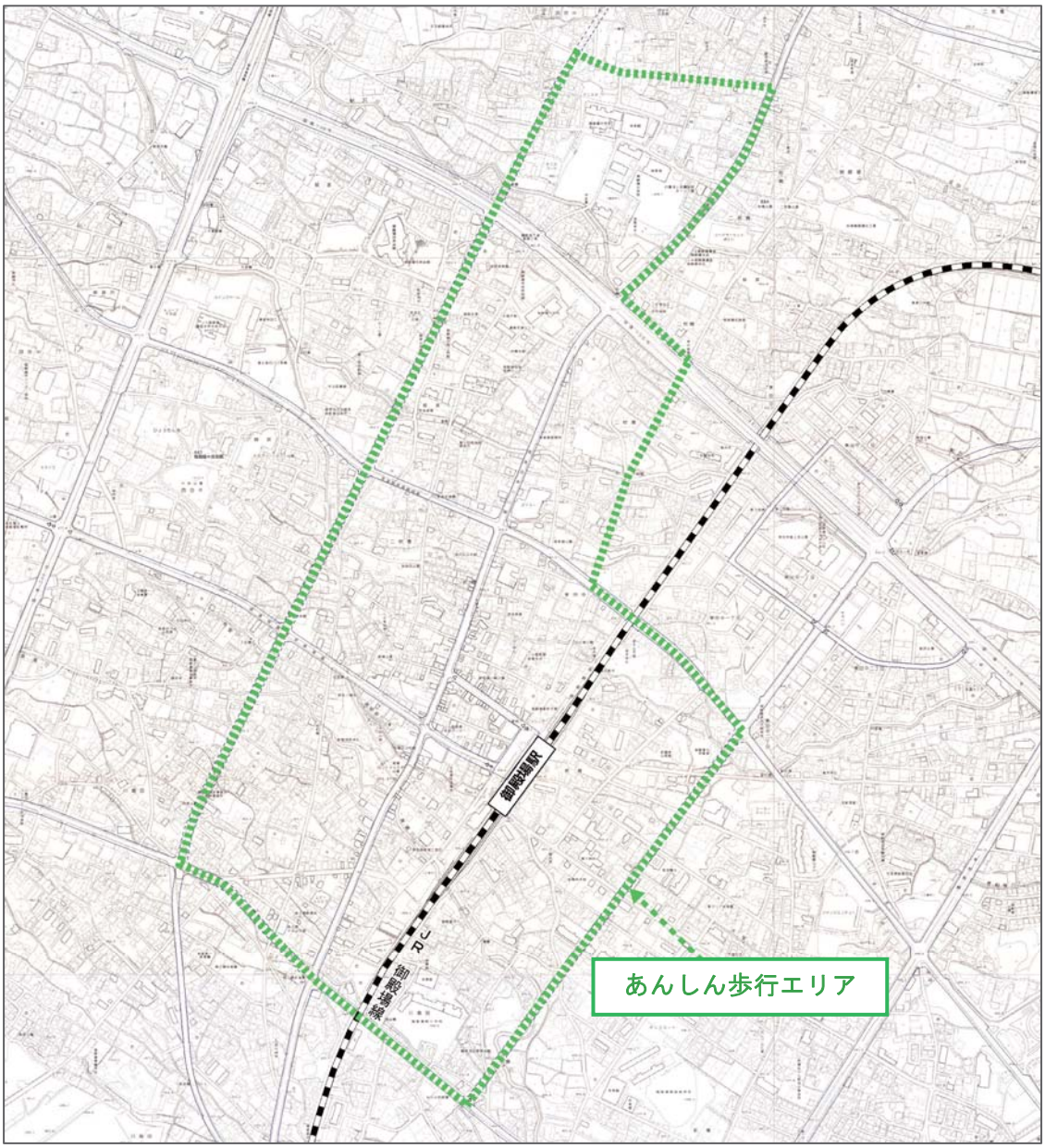
〈図２－７：避難地及び緊急輸送路図〉

２-５-４　あんしん歩行エリア

交通事故の死傷事故の発生割合が高く、緊急に歩行者・自転車の安全対策が必要な地区を警察庁と国土交通省が合同で、「あんしん歩行エリア」として指定し、都道府県公安委員会と道路管理者が連携して、面的かつ総合的な事故対策を実施しています。

市内では、北側を市道、東側を県道御殿場箱根線と市道、南側を市道、西側を市道に囲まれた約 1.66ｋ㎡の地区において、歩行者優先の道路構造等により、歩行者等の安全な通行を確保するための事業を実施しています。

【エリア内の現況・課題点】
- ●エリア内を幹線道路（国道 138 号、主要地方道御殿場大井線、県道沼津小山線、県道御殿場箱根線、県道御殿場停車場線）が複数縦貫している。
- ●エリア外周・エリア内には４箇所の事故危険箇所が存在し、対策が進められている。



〈図２-８：あんしん歩行エリア位置図〉

バリアフリー情報 BOX

≪面的速度規制「ゾーン 30」の推進≫

警察庁では、道路管理者と連携し、平成 28 年度までに全国約 3,000 箇所を目標に、ゾーン 30（最高速度 30 km/ｈ区域規制等）を推進することとしています。

ゾーン 30 とは、通学路や住宅地域等の生活道路において、歩行者・自転車の安全を確保するため、規制を行うゾーンの入口に以下の図のような速度規制標識を設置したり、ゾーン内において車両速度を抑制するための対策を実施するものです。

今後、本市においてもゾーン 30 の設定を検討していきます。

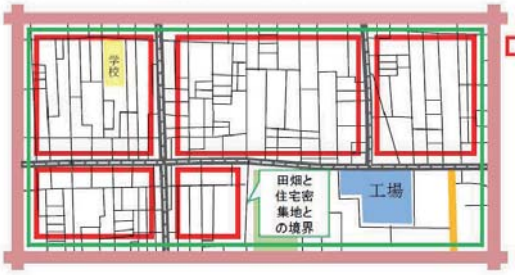
〈 速度規制標識 〉



区域の始まり　区域内　区域の終わり



〈 ゾーン設定イメージ 〉



ゾーンとして設定
（生活道路が集積）

■ ゾーン30の推進（H23.9.20警察庁交通局長通達）

（1）ゾーンの設定手順
- ① 市街地等から2車線以上の幹線道路、河川、鉄道等の物理的な境界で区画された場所をブロックとして選定
- ② ブロック内の1車線道路のうち、住民が日常生活で利用する道路を生活道路に選定
- ③ 生活道路が集積している区域を対象にゾーンを設定

（2）対策内容
- ① 最高速度30km/hの区域規制
- ② 路側帯の設置・拡幅と車道中央線の抹消

（3）整備目標

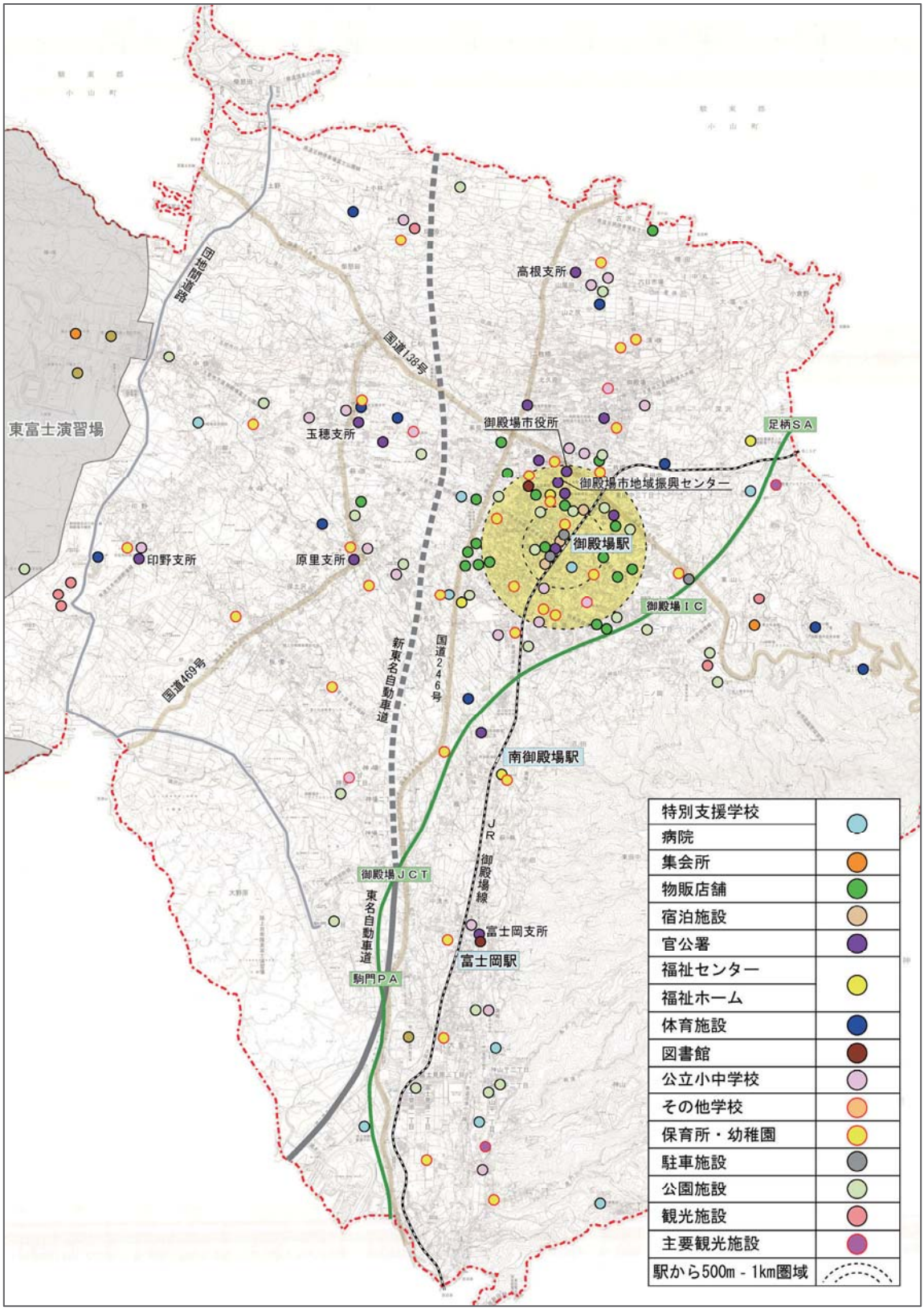
全国で平成28年度までに約3，000箇所の整備を目標

出典：国土交通省　道路局　道路交通安全対策室　資料

２－６　主要施設等の分布状況

市内の主要施設等の分布状況は以下の図のとおりです。市内の主要な公共施設や大型商業施設が御殿場駅周辺の約１㎞圏内に集積しており、郊外には観光施設やスポーツ施設が立地しています。

また、市役所支所等が６箇所あり、各地域に１箇所ずつ立地しています。



〈図２－９：主要施設等の分布状況〉

第３章　市民意見の概要

３－１　住民アンケート

３-１-１　調査目的

対象施設の利用頻度の把握、バリアフリー化に対する具体的な要望等、バリアフリー化に対する意識・意向を把握し、生活関連施設・生活関連経路を選定する際の基礎資料とします。

３-１-２　調査方法

（１）調査対象者

高齢者、障がい者、妊産婦、ベビーカー使用者、その他の市民等

（２）調査期間

平成 23 年７月 19 日（火）～８月５日（金）

（３）配布・回収方法

対象者および配布方法	回収方法
①市内在住の市民（20 歳～64 歳）の男女より 1,000 人を無作為抽出し、郵送配布	郵送
②障がい者団体へ配布・協力依頼 ＜全２回＞	郵送
③老人クラブへ配布・協力依頼 ＜全１回＞	直接
④保健センターの健診時（小さいお子さんをお持ちの方）に配布・協力依頼 ＜全３回＞	郵送

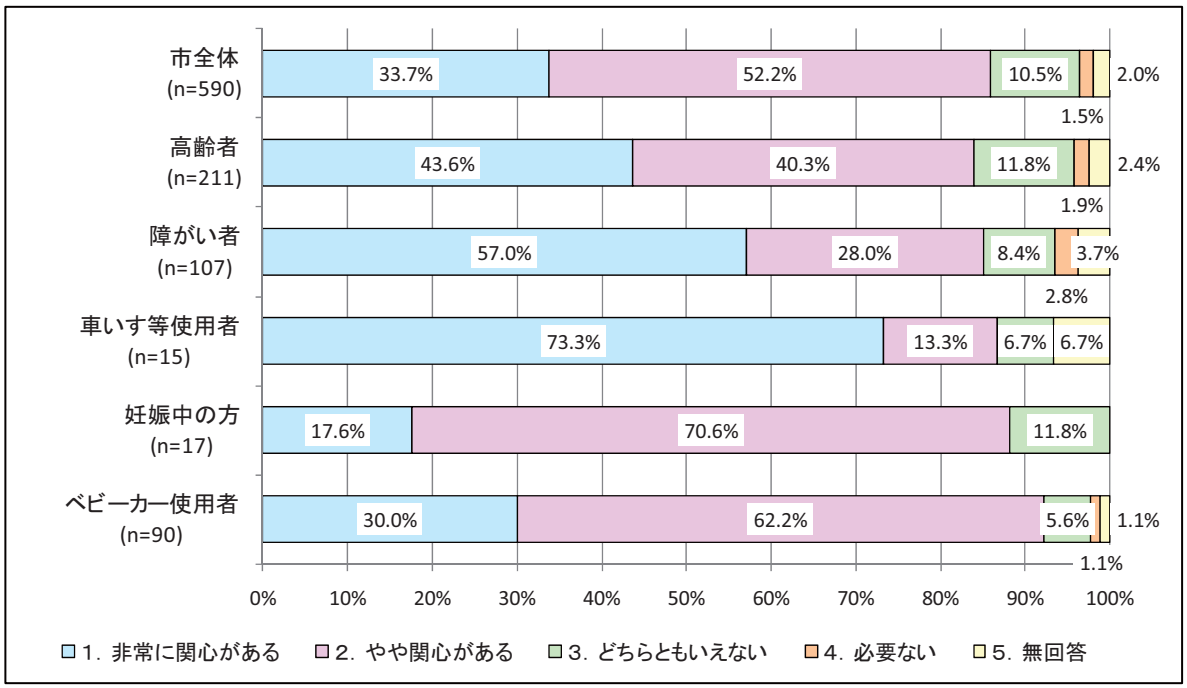
（４）配布・回収方法

送付数	1,295 件
回収数	590 件
回収率	45.6%

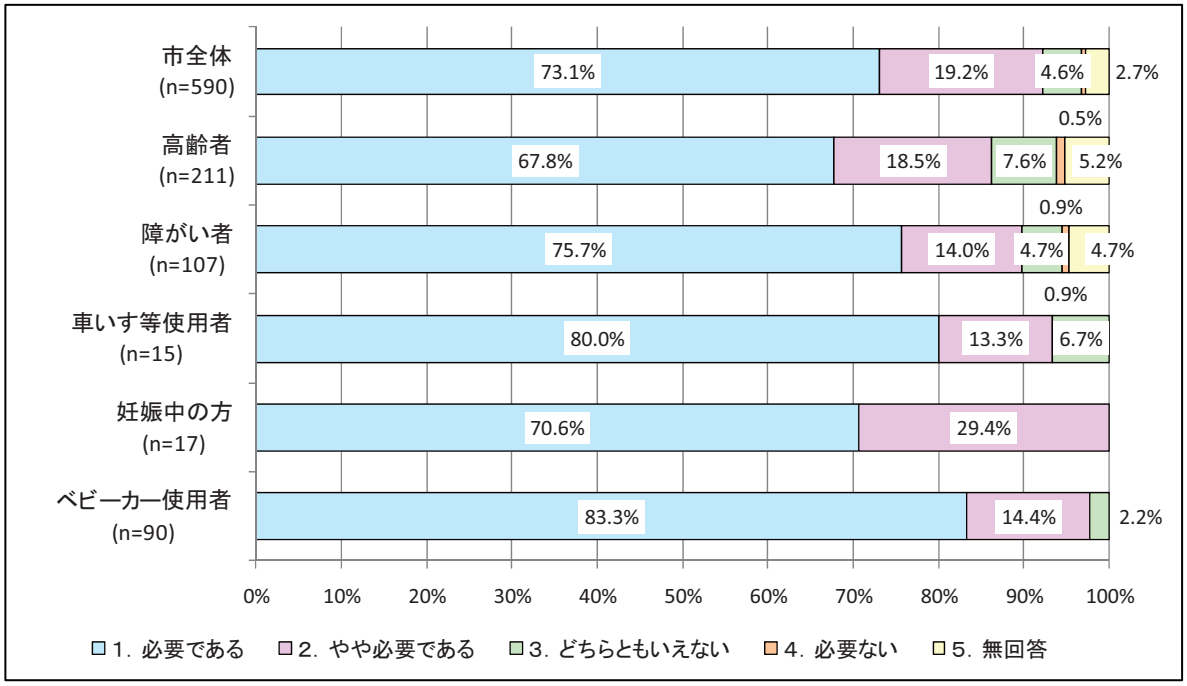
３－１－３　調査結果

●バリアフリーに対する住民の関心度は高く、特に当事者の方々はバリアフリーに対して非常に関心を持っている。
●道路や建物などのバリアフリー化の必要性は高い。
●市内の歩行空間は約７割の方が「危険だ」と感じており、特に「歩道が狭く、危険だ」という意見が多い。
●御殿場駅周辺では、市役所等の公共公益施設や、大型商業施設がよく利用されている。
●御殿場駅自由通路へのエスカレーター設置に対して「必要性は低い」という意見が多い。

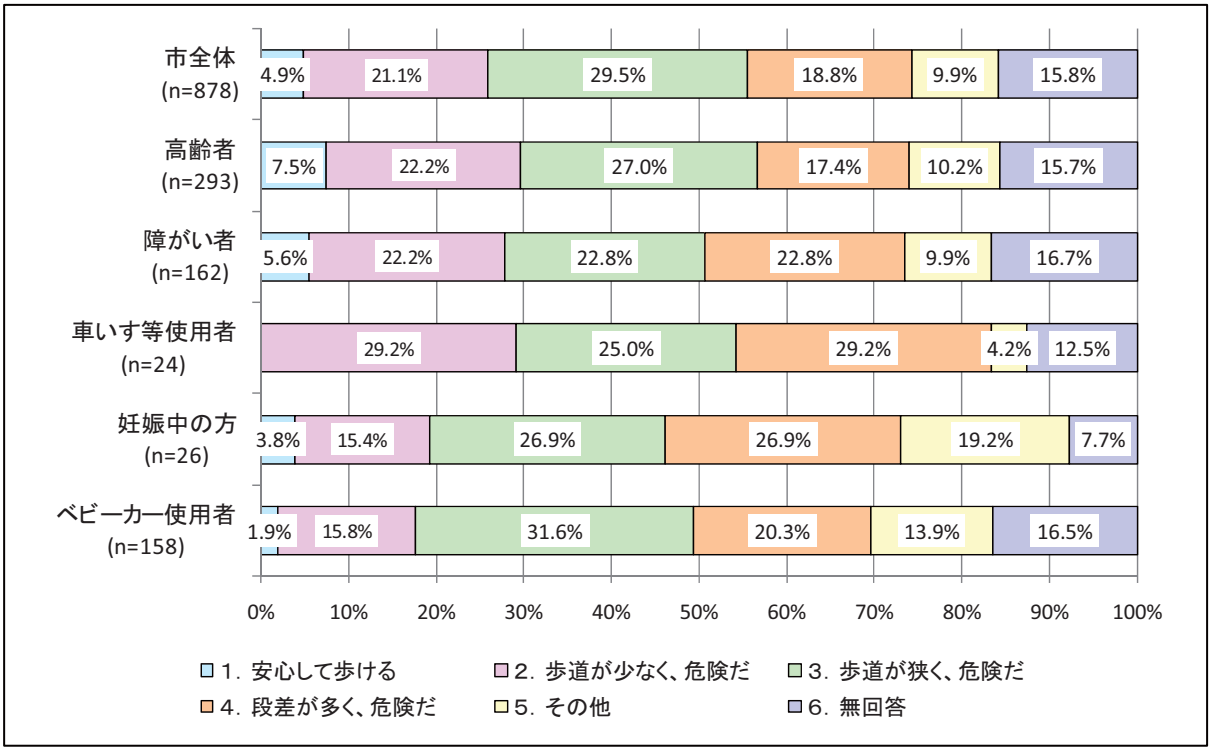
問１　バリアフリー化への関心度



問２　道路や建物などのバリアフリー化の必要性



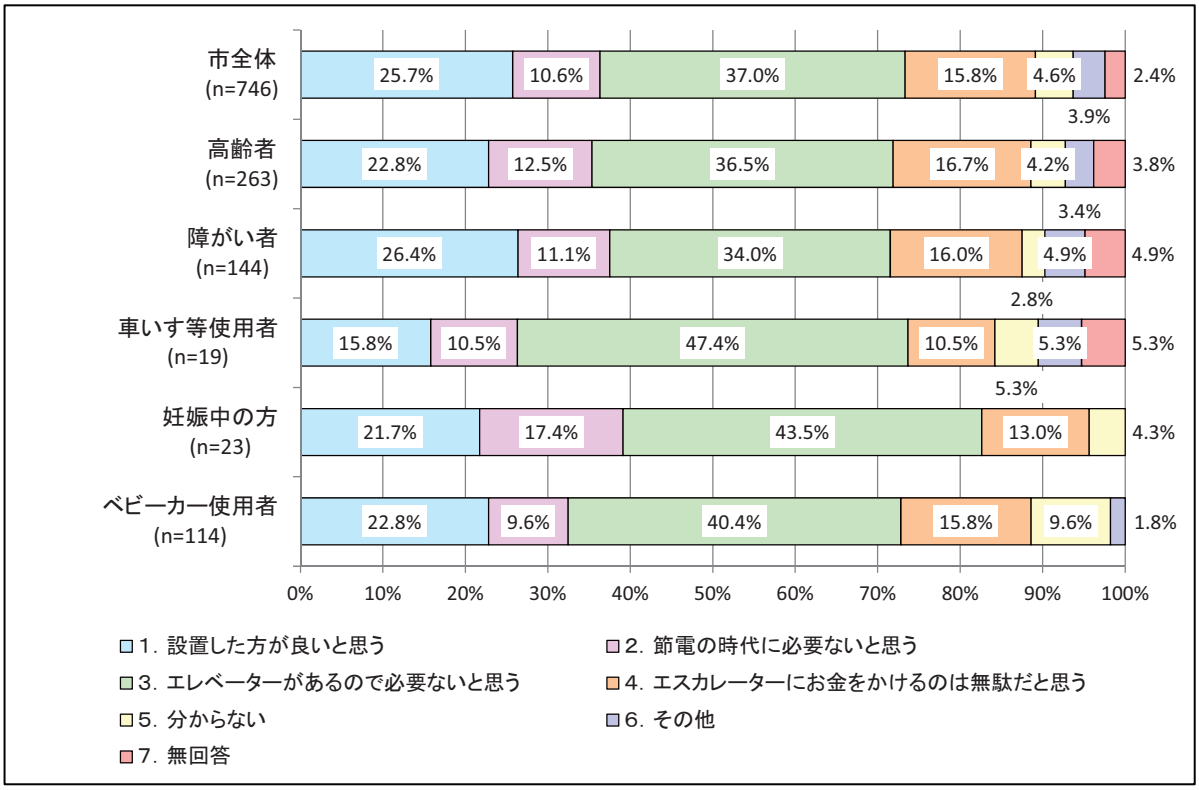
問３　市中心部の道路の安全性



問４　御殿場駅周辺施設の利用状況

利用頻度	施設名称
60%以上	御殿場市役所、御殿場駅、御殿場郵便局、大型商業施設（５店舗）
40%～60%	富士病院、大型商業施設（５店舗）、
30%～40%	御殿場市民会館、御殿場市立図書館、フジ虎ノ門整形外科病院、大型商業施設（５店舗）
30%未満	BE-ONE ビル、中央公園、東部病院、ホテル御殿場館 21

問５　御殿場駅東西入口へのエスカレーターの設置について



３－２　関係者ヒアリング

３-２-１　調査目的

対象施設の利用状況の把握、バリアフリー化に対する具体的な要望等、当事者の方のバリアフリー化に関する意向を把握し、生活関連施設・生活関連経路の選定および、特定事業※1検討の基礎資料とします。

３-２-２　調査方法

肢体障がい者や聴覚障がい者、視覚障がい者、お子さんをお持ちの方を対象に、各団体等を通じて調査を実施しました。

対象者	調査日	場所	方法	回答数
御殿場市身体障害者福祉会	平成 23 年 7 月 28 日（木）	市民交流センター ふじざくら	直接 聞き取り	６件
妊娠・子育て中の方				
①赤ちゃんセミナー	平成 23 年 8 月 2 日（火）	保健センター	直接 聞き取り	13 件
②１歳６ヶ月児健康診断	平成 23 年 8 月 9 日（火）			
③プレママ学級	平成 23 年 8 月 19 日（金）			
聴覚障がい者 視覚障がい者	平成 23 年 9 月 9 日（金） ～9 月 26 日（月）	―	アンケート 直接配布 郵送回収	27 件

３-２-３　調査結果

（１）施設

【よく利用する施設】
御殿場市役所、御殿場市立図書館、御殿場郵便局、富士病院、東部病院、フジ虎ノ門整形外科病院、大型商業施設等

●障がい者用のトイレを設置してほしい。（トイレが狭い）
●車いす使用者や、妊娠・子育て中の方は、エレベーター、エスカレーターを設置してほしい。
●階段にスロープを設置してほしい。
●授乳室があると良い。
●病院や市役所の窓口等で呼び出されてもわからないことがあるので、ポケベルのようなもので知らせるシステムがあると良い。
●盲導犬を連れて入れる飲食店が少ない。

※1　特定事業：公共交通特定事業、道路特定事業、路外駐車場特定事業、都市公園特定事業、建築物特定事業および交通安全特定事業をいう。特定旅客施設・乗合車両、道路、特定路外駐車場、都市公園、特別特定建築物、交通安全施設などにおける移動等円滑化のために必要な設備の整備に関する事業。

（２）道路

【よく利用する道路】（Ｐ47 図５－３　生活関連経路 位置図 参照）
県道沼津小山線、県道御殿場箱根線、(都)新橋深沢線、0217 号線、1453 号線、1456 号線、1649 号線、0218 号線、4242 号線、0216 号線

●歩道に段差があるため、危険。（ベビーカーで通りにくい）
●歩道が狭く、自転車や自動車とすれ違う時に危険。
●交差点に横断歩道や信号機をつけてほしい。
●歩道に視覚障害者誘導用ブロック※1を設置してほしい。
●側溝の穴にはまることがある。

（３）駐車場（施設の駐車場含む）

●障害者等用駐車スペースに一般の方が駐車していることがある。
（マナーを守ってほしい、証明書を発行するなど利用を制限した方がいい）
●障害者等用駐車スペース※2があっても、狭くて止めにくいことがある。（壁際など）
●御殿場駅に障害者等用駐車スペースを設置してほしい。

（４）バス

●車いすで乗車する場合、５日前に予約しなければならないのが不便。
●停留所に待合スペースがほしい。
●バス（高速バス）のステップが高く、乗降が不便。
●視覚障がい者にとって、運賃表が見えない。（運賃がわからない）

（５）タクシー

●トランクに車いすを積めないことがあり、座席に車いすを乗せると嫌がられるので利用しにくい。
●聴覚障がい者は、筆談で対応してもらえれば利用したいと思っている。

（６）鉄道

●電車とホームの間に段差がある。
●視覚障がい者は、時刻表等の案内表示が上の方にあるため見えない。
●ベビーカーで乗車しにくい。赤ちゃんが泣くと迷惑がかかると思うので利用しない。

※1 視覚障害者誘導用ブロック：視覚障がい者が歩行する際、足の裏の触感覚や、白杖によりその存在および大まかな形状を確認できるような突起を表面につけたブロック。平行する線状の突起を表面につけたブロックを「線状ブロック」といい、主に誘導対象施設等の方向を案内する場合に用いる。点状の突起を表面につけたブロックを「点状ブロック」といい、主に注意すべき位置や誘導対象施設等の位置を案内する場合に用いる。
※2 障害者等用駐車スペース：障がい者等が円滑に利用できるように、幅が 3.7m以上で、障がい者等用であることが見やすく表示されている駐車ます（スペース）のこと。

３－３　まち歩き点検※1

実際に御殿場駅周辺を歩くことで、地域のバリアの実態や問題点を把握することを目的に、まち歩き点検を開催しました。

当日は白杖や車いすの体験をしながら、バリアの状況を点検しました。

３-３-１　御殿場駅西側

御殿場市バリアフリー基本構想策定懇話会および御殿場市バリアフリー基本構想策定庁内検討委員会のメンバーが、駅富士山口およびその周辺道路においてまち歩き点検を行いました。

日時	平成 23 年 11 月 28 日（月）　13：15～16：30
参加者	11 名　（委員：６名、事務局：５名）
内容	まち歩き点検（13：15～14：30）、ワークショップ※2（15：00～16：30）


車いす体験


視覚障害者誘導用ブロックの確認


ワークショップ

３-３-２　御殿場駅東側

御殿場駅箱根乙女口周辺の住民で組織される「駅東地区まちづくり懇話会」のメンバーに協力いただき、駅箱根乙女口およびその周辺道路においてまち歩き点検を行いました。

	第１回	第２回	第３回
日時	平成 23 年 9 月 12 日 15：30～17:00	平成 23 年 10 月 19 日 15：30～17：00	平成 23 年 11 月 11 日 15：30～：17：00
参加者	11 名 ・懇話会委員：６名 ・事務局：５名	17 名 ・懇話会委員：10 名 ・事務局：７名	18 名 ・懇話会委員：10 名 ・事務局：８名
内容	まち歩き点検に 関する事前説明	まち歩き点検の実施	まち歩き点検の 結果とりまとめ


車いす体験


高低差の確認


ワークショップ

※1 まち歩き点検：高齢者や障がい者等とまちを歩いて、道路や施設内の問題点や課題を確認するための現地調査。
※2 ワークショップ：何かについてのアイディアを出し合い、意思決定をする集まりのことであり、様々な人が集まり、共通の体験、共同作業、体験の意見交換などにより相互理解を図り、新しい発見をし、問題解決の工夫を考えること。

３-３-３　まち歩き点検の結果

まち歩き点検で挙げられた、参加者からの主な意見を以下に示します。

御殿場駅（駅前広場）※◎			
■券売機※ 	●車いすに乗って券売機を利用すると、届かない箇所がある。	■トイレ 	●東口駅前広場の多機能トイレ※1が老朽化している。
■エレベーター（西口） 	●位置(案内サイン※2による誘導)がわかりにくい。 ●乗降ボタンがわかりづらい。	■視覚障害者誘導用ブロック 	●初めて訪れた人にとっては視覚障害者誘導用ブロックだけの誘導ではわかりにくい。

※◎券売機以外は御殿場市が管理者となります。

県道沼津小山線			
■歩道 	●狭い。 ●横断勾配※3が大きい。	■歩道 	●歩道よりも民地が低くなっている箇所がある。
■障害物 	●看板や駐車車両が敷地からはみ出している。	■側溝 	●側溝のふたの穴のカバーがずれている箇所がある。

※御殿場駅の券売機は、平成 24 年１月､車いす使用者に配慮したつま先部分の蹴込みが設けられ、タッチパネル式の券売機に変更されました。



まち歩き時点　　H24 年度現在

※1　多機能トイレ：高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児を連れた人等、誰もが円滑に利用できる構造のトイレで、オストメイト（人工肛門や人工膀胱を利用している方）用の洗浄器や乳幼児用ベビーベッドなどの機器を備えたもの。
※2　案内サイン：高齢者や障がい者等が迷うことなく目的地に到達できるように設定する道路案内標識や地図等の情報を提供するもの。
※3　勾　　配：傾斜（傾き）のこと。

県道御殿場停車場線			
■歩道 	●側溝のふたにガタツキ、隙間があり危険。 ●違法駐車がある。	■若宮交差点 	●若宮交差点には右折レーンがないため、歩行者が通行する際に危ない。

県道御殿場箱根線			
■歩道 	●過去に車の進入用に歩道を切り下げていた部分が残っているため、歩道が傾いている。	■馬車道交差点 	●隅切り、横断歩道がなく、歩道の傾斜が急になっている。 ●交通事故が多い。

市道 0217 号線			
■歩道 	●狭い。 ●側溝のふたの穴が大きい。	■歩道 	●縦断勾配がきつい箇所がある。

市道 0218 号線			
■歩道 	●老朽化している。	■歩道 	●街路灯･電柱が歩道の中に設置されている。

市道 1649 号線			
■歩道 	●狭い。 ●でこぼこしている。 ●側溝のふたに不備がある。	■歩道 	●民地の樹木が歩道へ迫り出している。

市道 4242 号線			
■歩道 	●照明灯やポールが歩道内に設置されており通行の障害となる。	■歩道 	●歩道が設置されていない側は、勾配がある。
■視覚障害者誘導用ブロック 	●横断歩道（信号機）がない箇所があって危険。	■歩道 	●歩道が設置されている側は、勾配が緩く、車いすでも通行しやすくて良い。

（都）新橋深沢線			
■歩道 	●横断勾配がきつい。 ●店舗敷地と歩道の間に段差がある。	■歩道 	●消火栓のふたが視覚障害者誘導用ブロックの妨げになっている。
■歩道 	●交差点部に段差があり、車いすでの通行が困難。	■歩道 	●視覚障害者誘導用ブロックの連続性がなく危険。

その他

・供用開始前に利用者（視覚障がい者等）に試験的に施設を利用してもらい、意見をもらうと良い。

バリアフリー情報 BOX

≪歩車道境界のユニバーサルデザイン≫

横断歩道等に接続する歩車道境界部は、移動等円滑化基準では、縁端部の段差を「２cm を標準とする」とされています。

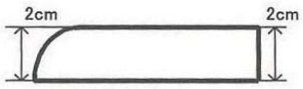
しかしながら、まち歩き点検（P27～P35）では、わずかな段差でも車いすでの通行の支障となっていました。

課題
横断歩道部における
車いすでの通行が困難





縁端部の基本構造



上記の課題に関連して、国土交通省では視覚障がい者、車いす使用者、杖使用者を対象に、歩車道境界の構造について評価実験を行い、望ましい構造を検証しています。

縁端部の段差を２cm とする基本構造をはじめ、様々な縁端構造と視覚障害者誘導用ブロックを組み合わせて比較検討を行った結果、比較的望ましいといえる構造の一例として、以下の図の構造が示されています。



図-比較的望ましいといえる構造の一例
（縁端高さ１cm－背面高さ３cm－表面勾配 10%(点状ブロック付)）

今後もユニバーサルデザインを目指したより円滑な歩行空間の形成が望まれます。

※1　点状ブロック：点状の突起をその表面につけたブロックのことをいい、主に注意すべき位置や誘導対象施設等の位置を案内する場合に用いる。

【参考資料】まち歩き点検 ワークショップ結果（御殿場駅西側［外周り］）

第２回　御殿場市バリアフリー基本構想策定懇話会

バリアフリーワークショップまとめ（外周り）

旧246について



●鉄板で段差をカバーしている箇所があるが無理がある。



●側溝のふたがいびつ。



●歩道の横断勾配が大きく車いすの通行が難しい。

●外回りの路側帯が悪い。

●歩道上の看板。

●歩道と道路は同じ高さがベスト。



●ふたのカバーが付いている箇所もあり、とても良いので他にも付けてもらいたい。



●溝のふたにすきまがあり、車いす等入ってしまう。



●店舗からの車両進入。



●側溝にガタツキがあり危険。（スルガ銀行前）

●横断歩道の白線が消えかかっている。



●視覚障害者誘導用ブロックの誘導先に横断歩道がない。ここを渡るのは危険。

●横断歩道がほしい。

●横断歩道に音の出る信号が欲しい。（駅前２か所）

●車両乗り入れ口が変わっても歩道がそのまま切り下げになっている。



●車両乗り入れ口が変わったら、元の入口は歩道を改修してもらうよう指導する。



●広い歩道が照明灯やポールで狭くなっている。

馬車道交差点について



●歩道のすりつけが中途半端。



●横断歩道がなく危険。



●電柱の位置を変えて歩道を広くし、視界を改善。

歩道全体について

●勾配の急な歩道は車いすで通行しにくい。

●車いすは歩道が傾いていると操作が大変。

●側溝の段差

●側溝のふたの整備。（カバーをつける）

●歩道の横断勾配を小さくする。

●交差点のスロープをゆるやかに。

●新しく整備された歩道は幅が広く、勾配も小さく、車いすで通行しやすい。

視覚障害者誘導用ブロックについて

●視覚障害者誘導用ブロックの意味と誘導が一致していない。

●供用開始前に利用者（視覚障がい者等）に試験的に利用してもらう。

●音声案内等の工夫が必要。

若宮交差点について

●店舗が連続していない。コーナーで切れている。



●店舗敷地が歩道に入りこんでいる。

●歩道の確保。（信号待ちのスペースも）



●溝蓋にガタツキ、すき間があり危険。（鉄製占用物）

●一方通行なので歩行者は歩き易い。



●違法駐車。

●違法駐車をなくすように歩道と区分する。

駅について



●車いすのエレベーターボタンの位置が遠い。

●券売機の上段に届かない。

駅前広場について

●駅西口に交番やトイレへ誘導する視覚障害者誘導用ブロックがあるが、初めて利用する人にとって、どこへ誘導しているかわからない。

●音声による誘導が必要。

●バス停へ誘導する視覚障害者誘導用ブロックはあるが、バスの行き先がわからないので表示の工夫をしてほしい。



●横断歩道内の溝蓋（グレーチング）の開きの大きい所は危険。

●広い歩道が照明灯やポールで狭くなっている。

凡例

- 課題・問題点
- 要望点
- その他気になること

【参考資料】まち歩き点検 ワークショップ結果（御殿場駅西側［内周り］）

第２回　御殿場市バリアフリー基本構想策定懇話会

バリアフリーワークショップまとめ（内周り）



【参考資料】まち歩き点検 ワークショップ結果（御殿場駅東側［富士病院ルート］）

第２回　駅東地区まちづくり懇話会

バリアフリーワークショップまとめ（富士病院ルート）

駅内部について



●車いすで乗車キップ購入の際、設置位置の配置の仕方で、上部ボタンに届かない時ある。



●駅EVの障がい者マークを操作ボタンと間違えてしまう。



●駅東口に設置されている、両側開くエレベーターとても便利でした。



●アイマスク着用時、視覚障害者誘導用ブロックが大変重要だと実感できた。



●スロープの勾配がきつく、車いすで通行するのがきつい。

良かった点

●駅については、比較的バリアフリー化されていた。

全体的な課題

●歩道走行性に問題あり。
●歩道がせまい。（ほとんどない）
●最悪の歩道環境である。
●グレーチングの目が大きい。
●歩道乗り入れ部が急である。
●歩道が全体的にでこぼこしている。

歩道全体について

●市道1649号線と富士病院の通りの歩道が狭い。また、各入口への乗入れ部が斜めになっており、車いすが通りにくい。

●道路設計では、車道と歩道の境をフラットに絶対すべきである。

●アップダウンのない歩道にしてもらいたい。



●多機能トイレは少し老朽化していて、一人で利用するのは大変。

御殿場駅
（車いす体験）



●（エビス東側）歩道が狭く、急勾配である。



●歩道が無く、でこぼこしているので、歩くのも大変。

●歩道は、車道白線ではなく、歩車分離した縁石を設置したい。

グレーチング

●グレーチングの目が大きく、杖が入ってしまう。

●歩道上の広目のグレーチングや、コンクリート溝ぶたの手掛け穴に杖が刺さり、動けなくなる。

●グレーチングの目を小さくして欲しい。

●歩道のアップダウンが、特にはげしい。
●歩道が非常に狭い。（関電工前）



●歩道上の置き鉄板が反っていて、歩行上、支障あり。



●歩道表面に段差（縦方向、打継ぎ部など）



●ガード左横の坂が急勾配であり、車いす走行は困難である。

歩道乗り入れ部

●歩道の車乗り入れ部の両脇スロープ（すり切部）は車いすが傾きこわい。

●駐車場出入口が削ってあるため、でこぼこしており、歩道も急である。

●特に病院付近の歩道と車道の段差を無くして欲しい。

●歩道の横断歩道にスロープがあるが、車いす走行では傾くため、操作が困難である。



●鉄製の板が歩道面よりも上にあり、障害となっている。



●交差点にスミ切りがなく、見通しも悪い。スミ切りを設置して、待機場所を確保して欲しい。
●交差点の待ちスペースを広げて欲しい。



●植木等が伸びて、歩道が狭くなっている。

富士病院前の歩道の状況



●街路灯が歩道の中に設置されている。

●電柱が車いすの邪魔をしている。費用がかからなければキャブ方式で施工して欲しい。

●富士病院からガード下までの動線が車いすだと大変。

●歩道が無く、大変危険である。（十六夜前）

●歩道が老朽化していて、車いすが通りにくい。

凡例
- 課題・問題点
- 要望点
- その他気になること

【参考資料】まち歩き点検 ワークショップ結果（御殿場駅東側［新橋深沢線ルート］）

第２回　駅東地区まちづくり懇話会

バリアフリーワークショップまとめ(新橋深沢線ルート)

駅内部について



●エレベーターの位置がわかりにくい。

●車いす利用者への案内がない。

●エレベーター等の案内サインを設置して欲しい。

●誘導して欲しい。

●各施設の案内板を統一させる。

●シャトルバスの時刻表を設置する。



●樹木がせり出している。



●側溝のふたに不備がある。

御殿場駅
（車いす体験）

●交差点の見通しが悪い
●視覚障害者誘導用ブロック、警告ブロックの色の区別が足りない。弱視の方に分かりにくい。

交差点・歩道について



●歩道の幅が狭い。

●道幅が急に狭くなる。

●車いすが通れる幅がない。



●側溝の穴がこわい。

●歩行者優先型の道路にしてほしい。



●消火栓蓋が視覚障害者誘導用ブロックの上にある。

●市道1649号線はスミ切りが無い上、歩道が無い。

●道幅が狭く、歩行者が危険。



●車いすでの店舗への出入りが不便。

●歩道の横断勾配が急で、車いすが通りにくい。

●JA入口に段差があり、車いすで入れない。

整備済み路線

●視覚障害者誘導用ブロックは、横断歩道の前だけ設置してあり、連続性がなく危険である。

●視覚障害者誘導用ブロックを連続的に設置してほしい。

●歩道の横断勾配を緩やかにしてほしい。

●歩道の段差がわずかでも、車いすでは通行が困難なため段差をなくしてほしい。

●歩道の平坦性を確保した再整備をして欲しい。

●側溝のふたの段差を無くしてほしい。

●一方通行にして、歩道を確保してほしい。



●道路切れ目で、車いすの移動が不可能。



●傾斜があり、車いすだと危険。

凡例

- 課題・問題点
- 要望点
- その他気になること

第４章　御殿場市の移動等円滑化に係る基本方針

４－１　バリアフリーの将来像

上位計画

●安全・安心な道づくりを推進します。（第三次御殿場市総合計画）
●公共交通施設や公共施設の整備に、ユニバーサルデザインの考え方を取り入れ、全ての人が利用しやすい環境整備を推進するとともに、集客施設など民間施設についても積極的な支援を行います。（第三次御殿場市総合計画）
●基本構想を策定し、ユニバーサルデザインを踏まえながら、駅前広場、都市計画道路、駐車施設など基盤となる都市施設を一体的に計画、整備します。（御殿場市都市計画ﾏｽﾀｰﾌﾟﾗﾝ、第二次御殿場市国土利用計画）

既往調査にて抽出された課題

平成 19 年度に実施の「御殿場駅東地区まちづくりアンケート調査」より
【主 な 問 題 点】
●乙女口周辺における主要道路が整備されていない
●歩道が整備されておらず、安心して歩けない
【改　善　点】
●安心して歩ける歩道の整備
【将来イメージ】
●活気があり歩いて楽しくなるような街並みがあるまち

市の現況

●少子高齢化の進展。
●内部障がい者の増加。
●都市計画道路の整備推進。
●緊急輸送路・避難経路の整備。
●滞在型観光都市への転換。
●JR 御殿場駅周辺への施設の集積。

第三次御殿場市総合計画（後期基本計画）及び御殿場市都市計画マスタープラン等の上位計画や、第２次御殿場市地域福祉計画、第４次御殿場市障害者計画、御殿場市第６次高齢者福祉計画・第５期介護保険事業計画、御殿場市次世代育成支援対策行動計画等の関連計画を踏まえて、本基本構想の将来像を次のように定めます。

バリアフリーの将来像

すべての人の安全・安心を実現するまち

高齢者や障がい者を始め、すべての人が安全・安心に御殿場で暮らし、御殿場に訪れていただくため、ハード面※1の整備はもちろんのこと、ソフト面※2についても積極的にバリアフリー化に取り組み、ユニバーサルデザインを取り入れたまちづくりを進めます。

※1 ハード面（バリアフリー整備における）：建築物や道路等、物理的バリアに関する側面のこと。
※2 ソフト面（バリアフリー整備における）：心遣いや気配り等、心のバリアに関する側面のこと。

４－２　基本目標と基本方針

将来像を実現するため、既住調査にて抽出された課題等を踏まえ、以下の基本目標および基本方針を設定します。

【バリアフリーの将来像】

すべての人の安全・安心を実現するまち

【基本目標】	基本目標1	基本目標2	基本目標3
	重点整備地区を中心としたバリアフリー化の推進	全ての人が利用しやすい環境整備	心のバリアフリーの継続的な推進
【基本方針】	●中心市街地における重点的かつ一体的なバリアフリー化 ●特定事業の実施と進行管理 ●長期的な展望に立った段階的かつ継続的な整備	●来訪者への配慮 ●市全域におけるバリアフリー化	●市民の意識啓発

特定事業等（第６章）

1　公共交通特定事業※1
2　道路特定事業※2
3　路外駐車場特定事業※3
4　都市公園特定事業※4
5　建築物特定事業※5
6　交通安全特定事業※6
7　その他の事業

※1 公共交通特定事業：特定旅客施設にあたる駅等で、エレベーターの設置、段差の解消など、バリアフリー化のために必要な整備を行う事業や、バリアフリーの一定の基準に適合した車両を購入するなど、移動等円滑化のために必要な基本構想で定めた事業。
※2 道路特定事業：重点整備地区内の生活関連施設間を結ぶ道路等について、歩道の段差の解消や誘導ブロックの設置など、連続的にバリアフリー化された歩行空間を確保する、移動等円滑化のために必要な基本構想で定めた事業。
※3 路外駐車場特定事業：車いす使用者が円滑に利用できる駐車施設の整備など、特定路外駐車場において実施する移動等円滑化のために必要な基本構想で定めた事業。
※4 都市公園特定事業：都市公園の特定公園施設の整備に関する、移動等円滑化のために必要な基本構想で定めた事業。
※5 建築物特定事業：重点整備地区内のバリアフリー化が必要な特別特定建築物などについて、エレベーターの設置やトイレの改善など、施設を円滑に利用できるよう基本構想で定めた事業。
※6 交通安全特定事業：重点整備地区内において、音響式信号機の設置、道路標識・道路標示の設置、歩道への違法駐車行為の取締りなど、交差点や歩道の安全な移動、円滑な交通処理を目的とする、移動等円滑化のために必要な基本構想で定めた事業。

基本目標１：重点整備地区を中心としたバリアフリー化の推進

●中心市街地における重点的かつ一体的なバリアフリー化

⇒JR 御殿場駅を中心とした地区は、高齢者や障がい者等が利用する施設が集積しているため、重点整備地区として設定し、歩道や主要な建築物等における一体的なバリアフリー化を推進します。

●特定事業の実施と進行管理

⇒重点整備地区におけるバリアフリー化を一体的に進めるために、バリアフリー化を図るための事業を**「公共交通特定事業」、「道路特定事業」、「路外駐車場特定事業」、「都市公園特定事業」、「建築物特定事業」、「交通安全特定事業」**として位置づけ、事業を実施するとともに、スパイラルアップの考えに基づく進行管理を実施します。

●長期的な展望に立った段階的かつ継続的な整備

⇒将来像の実現には早期バリアフリー化の実施が望ましいですが、事業化には様々な課題が多く、事業者に負担となることがあるため、長期的な展望に立ち段階的な整備を推進していきます。（短期⇒平成 25～27 年度　中期⇒平成 28～32 年度　長期⇒平成 33 年度以降）また、整備が一度完了した後も必要に応じて継続的に改善を図ります。

基本目標２：全ての人が利用しやすい環境整備

●来訪者への配慮

⇒本市は多くの観光客が訪れるため、JR 御殿場駅周辺のわかりやすい案内サインの充実等、おもてなしの心をもってバリアフリー化を推進します。

●市全域におけるバリアフリー化

⇒重点整備地区に指定されなかった地域においても、事業等の実施機会にあわせて、各種施設のバリアフリー化を図るとともに、高齢者や障がい者等を含む市民や来訪者からの要望や整備の緊急性を考慮して、各事業者や施設管理者等と連携しながらバリアフリー化の対応を進めます。

基本目標３：心のバリアフリーの継続的な推進

●市民の意識啓発

⇒心のバリアフリーの推進として、バリアフリー教室の開催や広報の充実など、ソフト事業の実施により、市民のバリアフリーに対する意識醸成を図ります。

第５章　重点整備地区および生活関連施設・経路

５－１　重点整備地区

高齢者や障がい者等が安全に日常生活を送れるよう、市全体のバリアフリー化を推進していくことが必要ですが、まずはバリアフリー法に基づき、旅客施設の周辺など、高齢者、障がい者等が利用する施設が集積する地区を「重点整備地区」として設定し、重点的かつ一体的にバリアフリー化を推進します。

重点整備地区として定める地区の要件は以下のとおりとなっています。

◆重点整備地区の要件

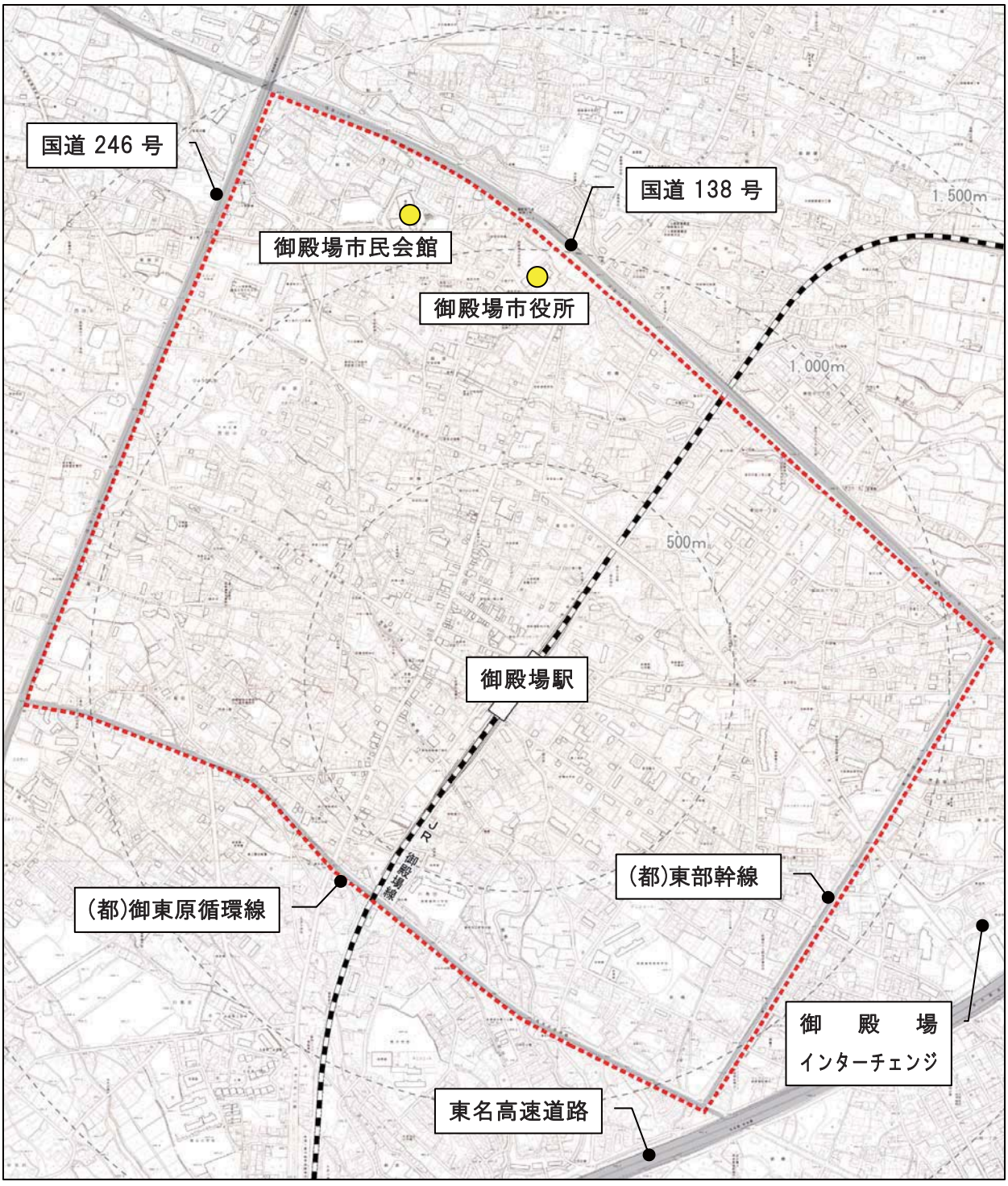
・生活関連施設を含み、生活関連施設間の移動が通常徒歩で行われる地区
・生活関連施設および生活関連経路についてバリアフリー化事業が特に必要な地区
・バリアフリー化を重点的・一体的に行うことが、都市機能の増進を図る上で有効かつ適切である地区
・境界は、町界・字界、道路、河川、鉄道等の施設、都市計画道路等によって明確に表示して定めることが必要
・面積が約 400ha 未満の地区

◆本基本構想　重点整備地区の設定根拠

・御殿場駅周辺は、公共施設のほか、不特定多数が利用する 2,000 ㎡以上の建築物が集積している。
・市の中心市街地であり、観光の玄関口となる地区である。
・市民の意向調査の結果で歩行空間や建築物に対して、バリアの存在を多数指摘された。

以上より、御殿場駅からの徒歩圏である、御殿場駅を中心とした約１㎞の範囲を重点整備地区として設定します。地区は、Ｐ40 図５－１ 重点整備地区範囲図に示す、国道 246 号および国道 138 号、(都)東部幹線、(都)御東原循環線で囲まれた約 280ha のエリアとします。

なお、重点整備地区以外のバリアフリー化方針はＰ72「６－２　市全域への展開に向けた取り組み」で記述しています。



〈図５－１：重点整備地区範囲図〉

５－２　生活関連施設・経路

５-２-１　生活関連施設

生活関連施設とは、重点整備地区内にある施設で、不特定多数の人が利用する施設、または高齢者、障がい者等がよく利用する施設のことをいいます。

本基本構想では、生活関連施設を設定する際の要件を次のとおり定めました。

●本基本構想における生活関連施設の要件

1. 公園や官公庁等の公共公益施設

公園や官公庁等の公共施設は、常時多くの市民が利用していることが想定され、率先してバリアフリー化を行う必要があります。

※ただし、重点整備地区外であっても、市役所支所は地域住民にとって重要な施設であることから、当該施設および周辺道路等に関するバリアフリー化の方針を定めます。

2. 面積が 2,000 ㎡以上の特別特定建築物

床面積が 2,000 ㎡以上の特別特定建築物は、建築等を行う際にバリアフリー化基準への適合を義務付けられています。

3. 御殿場駅周辺の 500 ㎡以上の特定路外駐車場

駐車場の面積が 500 ㎡以上で、利用に際して駐車場金を徴収する駐車場（特定路外駐車場）は、建築等を行う際にバリアフリー化基準への適合を義務付けられています。

※静岡県福祉のまちづくり条例（以下、「県条例」という。）では以下に示す施設についてバリアフリー化基準を定めています。今後は、県条例に基づき、公共的施設の新築等を行う際の基準への適合はもちろんのこと、既存の施設についても県条例の基準に適合するよう目指していきます。

［参考］　県条例においてバリアフリー化基準を定める施設（公共的施設）一覧

1　建築物

	公共的施設	特定公共的施設
	※不特定かつ多数の者の利用に供する施設	※公共的施設のうち、新築等を行う場合の届出義務がある施設
1	社会福祉施設	すべてのもの
2	医療施設	公共的施設の用途に供する部分の床面積の合計（以下「用途面積」という。）が 300 平方メートル以上のもの
3	官公庁施設	すべてのもの

4	教育施設	学校等	すべてのもの
		専修学校、各種学校	用途面積が 500 平方メートル以上のもの
5	文化施設		すべてのもの
6	宿泊施設		用途面積が 500 平方メートル以上のもの
7	娯楽施設		用途面積が 500 平方メートル以上のもの
8	集会施設		すべてのもの
9	展示施設		用途面積が 1,000 平方メートル以上のもの
10	スポーツ及びレクリエーション施設		用途面積が 1,000 平方メートル以上のもの
11	環境衛生施設	公衆浴場	用途面積が 500 平方メートル以上のもの
		公衆便所、墓地、火葬場	すべてのもの
12	公益事業を営む店舗等	郵便局等	すべてのもの
		公益事業を営む店舗等	用途面積が 300 平方メートル以上のもの
13	金融機関の店舗		用途面積が 300 平方メートル以上のもの
14	物品販売業を営む店舗		用途面積が 500 平方メートル以上のもの
15	飲食店等		用途面積が 500 平方メートル以上のもの
16	サービス業を営む店舗		用途面積が 500 平方メートル以上のもの
17	自動車車庫		用途面積が 500 平方メートル以上のもの
18	自動車教習所等		用途面積が 500 平方メートル以上のもの
19	複合施設		用途面積が 1,000 平方メートル以上のもの
20	共同住宅等		すべてのもの
21	地下街等		すべてのもの
22	事務所		用途面積が 2,000 平方メートル以上のもの
23	工場		用途面積が 2,000 平方メートル以上のもの

２　公共交通機関の施設

公共的施設	特定公共的施設
旅客施設	すべてのもの

３　道路

公共的施設	特定公共的施設
道路（自動車のみの一般交通の用に供する道路を除く。）	すべてのもの

４　公園等

公共的施設	特定公共的施設
(1) 都市公園 (2) 児童遊園 (3) 港湾環境整備施設である緑地 (4) 博物館又は動物園、植物園 (5) (1)から(4)までに掲げる公共的施設以外の公園、緑地、動物園、植物園、遊園地その他これらに類する施設で敷地面積が 2,500 平方メートル以上のもの	すべてのもの

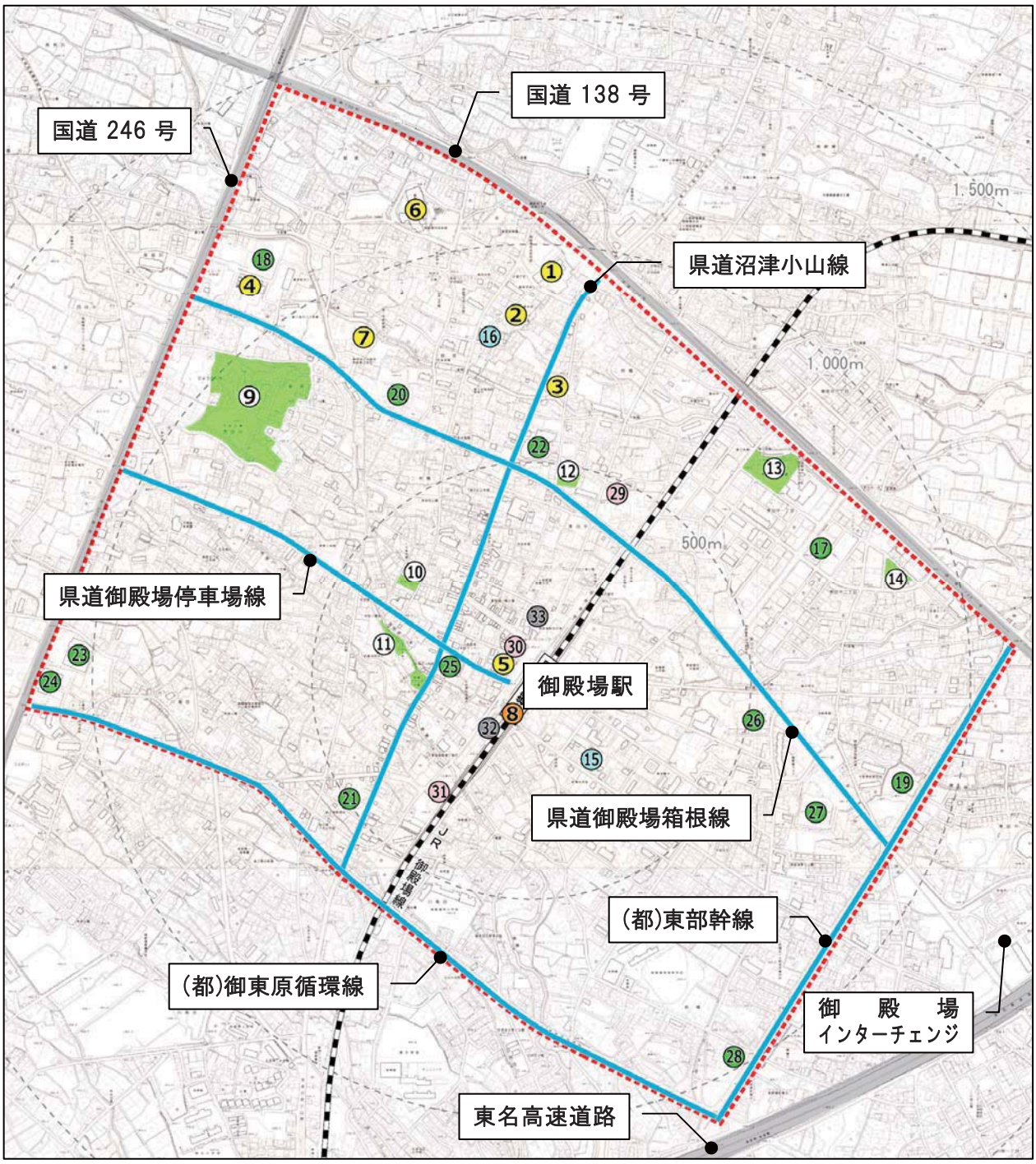
５　建築物以外の路外駐車場

公共的施設	特定公共的施設
路外駐車場（機械式駐車場を除く。）	自動車の駐車の用に供する部分の面積が500平方メートル以上のもの

【生活関連施設一覧】

施設の区分	施設名	
公共・公益施設	①	御殿場市役所
	②	御殿場地域振興センター
	③	御殿場郵便局
	④	御殿場農協本店
	⑤	BE-ONE ビル
	⑥	御殿場市民会館
	⑦	御殿場市立図書館
旅客施設	⑧	御殿場駅
公園	⑨	中央公園
	⑩	新橋公園
	⑪	新橋せせらぎ公園
	⑫	馬車道公園
	⑬	東田中富士見公園
	⑭	鮎沢公園
保健・医療・福祉施設	⑮	富士病院
	⑯	ベストライフ御殿場
商業施設	⑰	マックスバリュ
	⑱	カインズホーム
	⑲	キミサワ
	⑳	オギノ
	㉑	エピ・スクエア
	㉒	サンサンプラザ
	㉓	エディオン
	㉔	フードストアあおき
	㉕	ヌマヤ
	㉖	ケーヨーデイツー
	㉗	ジャンボエンチョー
	㉘	ノジマ
宿泊施設	㉙	ホテルセレクトイン富士山御殿場
	㉚	ホテル御殿場館 21
	㉛	ホテルルートイン御殿場駅南
路外駐車場	㉜	御殿場市営駅南駐車場
	㉝	二葉駐車場

※　Ｐ44 図５－２「生活関連施設 分布図」を参照



〈図５－２：生活関連施設 分布図〉

【凡例】

- 公共・公益施設
- 旅客施設
- 路外駐車場
- 公園
- 保健・医療・福祉施設
- 商業施設
- 宿泊施設

※　具体的施設名はＰ43 生活関連施設一覧を参照

５－２－２　生活関連経路

生活関連施設相互のネットワークを確保するため、生活関連施設を結ぶ経路を生活関連経路として位置づけます。

経路は将来的な整備予定を勘案し、以下の３段階に分けて位置づけを行います。

①生活関連経路

・駅から生活関連施設への主要なアクセス道路として位置づけられる路線。
・市民の意向や現況を踏まえ、優先的にバリアフリー化を図る路線。
・誰もが安心して移動できる連続的な歩行空間を確保するためにバリアフリー化が必要な路線。
・主要なアクセス道路は幅員６ｍ以上を基準に選定しているが、主要なアクセス道路から離れた施設へのアクセスや、経路の連続性を確保するために位置づける、幅員６ｍ未満の路線。

②生活関連経路推進路線

・未整備路線であるが、今後の整備により地区内のバリアフリーネットワークの形成に寄与する路線。
・整備に伴い生活関連経路として位置づける路線。

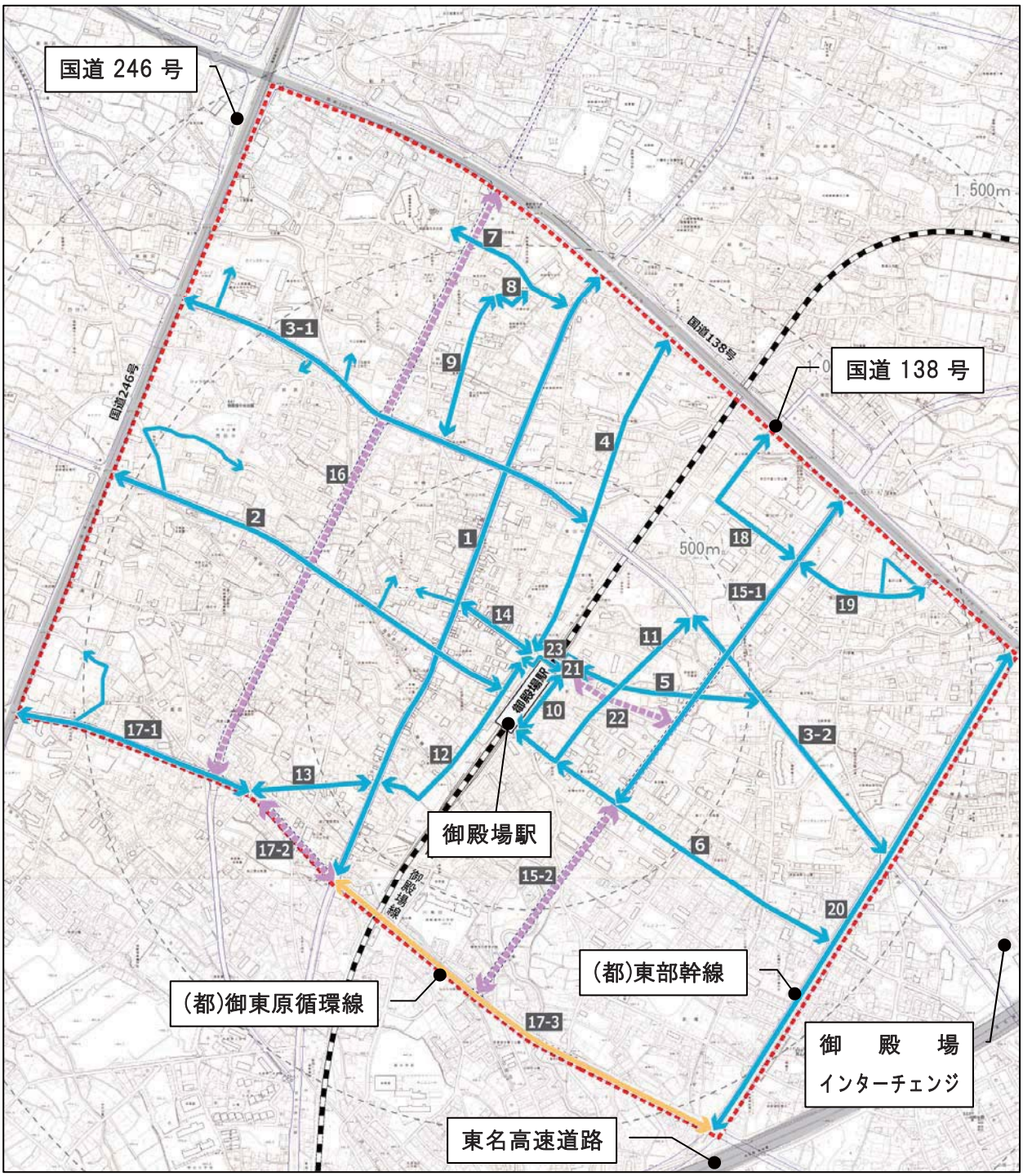
③準生活関連経路

・今後、「生活関連経路推進路線」の整備に合わせて、連続的な歩行空間を確保するためにバリアフリー化が必要となる路線。

【生活関連経路一覧】

区分	路線等の名称		防災上の位置づけ
県道	1	県道沼津小山線	第２次緊急輸送路
	2	県道御殿場停車場線	避難路
	3	県道御殿場箱根線	避難路
市道	4	市道 0216 号線	―
	5	市道 0217 号線	避難路
	6	市道 0218 号線	―
	7	市道 1453 号線	避難路
	8	市道 1454 号線	―
	9	市道 1456 号線	避難路
	10	市道 1524 号線	―
	11	市道 1649 号線	避難路
	12	市道 4242 号線	―
	13	市道 4518 号線	―
都市計画道路	14	(都)御殿場駅前通り線	避難路
	15	(都)新橋深沢線	避難路
	16	(都)永原高根線	―
	17	(都)御東原循環線	第２次緊急輸送路
	18	(都)東田中鮎沢１号線	避難路
	19	(都)東田中鮎沢２号線	―
	20	(都)東部幹線	避難路
構想路線	21	(仮)箱根乙女口広場	―
	22	(仮)箱根乙女口線	―
その他	23	御殿場駅東西自由通路	―

※　Ｐ47 図５－３「生活関連経路　位置図」を参照

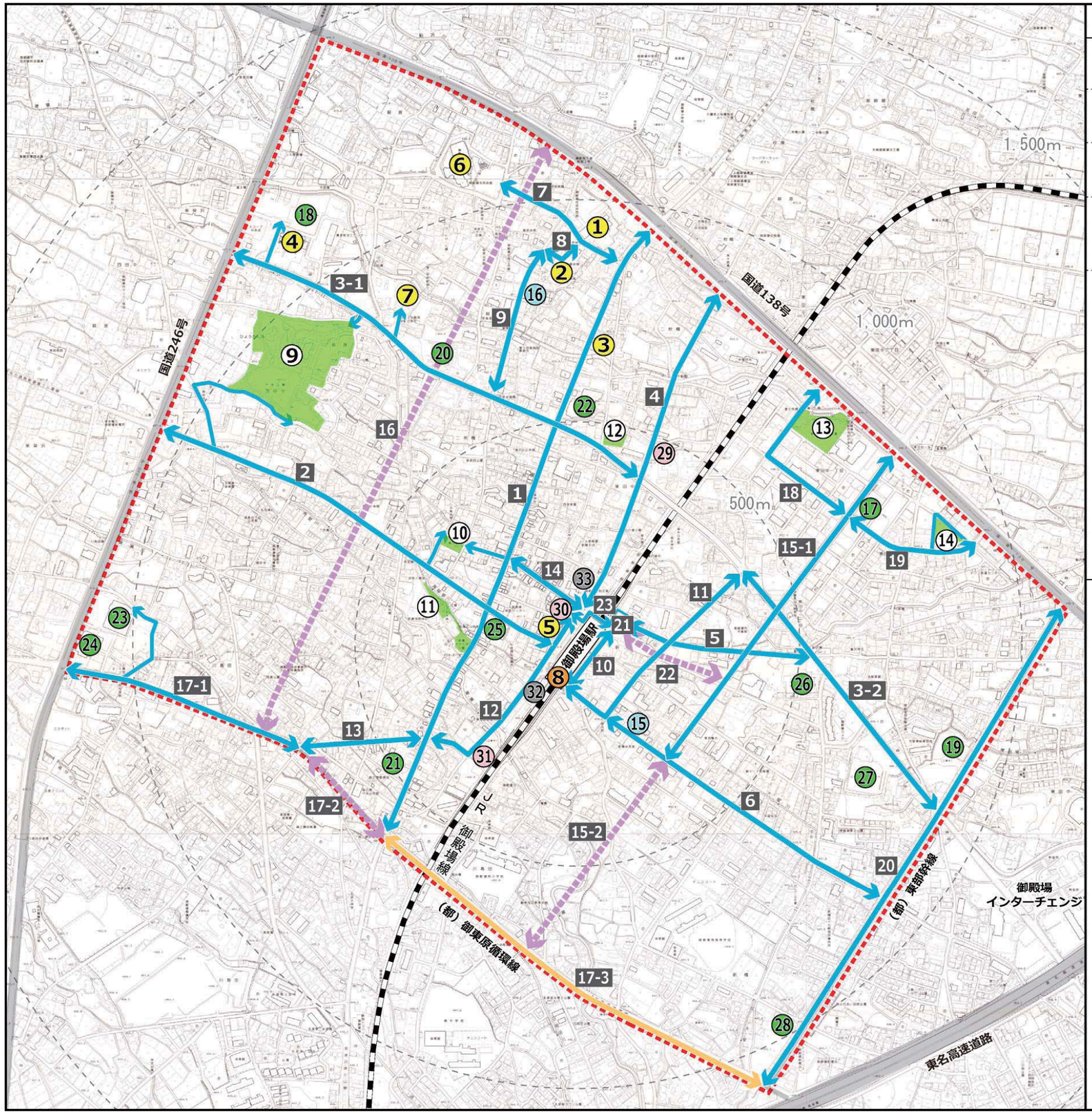


〈図５－３：生活関連経路　位置図〉

【凡例】

- 生活関連経路
- 生活関連経路推進路線
- 準生活関連経路

※　具体的路線名はＰ46 生活関経路一覧を参照



凡　例

【重点整備地区】
高齢者･障がい者等が利用する施設が集積する地区

【生活関連経路】
生活関連施設間を結ぶ主要な経路

【生活関連経路推進路線】
将来的に生活関連経路となる構想道路

【準生活関連経路】
今後、「生活関連経路推進路線」の整備に合わせて、連続的な歩行空間を確保するための路線

1 県道沼津小山線
2 県道御殿場停車場線
3 県道御殿場箱根線
4 市道0216号線
5 市道0217号線
6 市道0218号線
7 市道1453号線
8 市道1454号線
9 市道1456号線
10 市道1524号線
11 市道1649号線
12 市道4242号線
13 市道4518号線
14 (都)御殿場駅前通り線
15 (都)新橋深沢線
16 (都)永原高根線
17 (都)御東原循環線
18 (都)東田中鮎沢1号線
19 (都)東田中鮎沢2号線
20 (都)東部幹線
21 (仮)箱根乙女口広場
22 (仮)箱根乙女口線
23 御殿場駅東西自由通路

【生活関連施設】
高齢者･障がい者等を含む不特定多数が利用する施設

公共・公益施設
1. 御殿場市役所
2. 御殿場地域振興センター
3. 御殿場郵便局
4. 御殿場農協本店
5. BE-ONEビル
6. 御殿場市民会館
7. 御殿場市立図書館

旅客施設
8. 御殿場駅

公園
9. 中央公園
10. 新橋公園
11. 新橋せせらぎ公園
12. 馬車道公園
13. 東田中富士見公園
14. 鮎沢公園

保健・医療・福祉施設
15. 富士病院
16. ベストライフ御殿場

商業施設
17. マックスバリュ
18. カインズホーム
19. キミサワ
20. オギノ
21. エピ･スクエア
22. サンサンプラザ
23. エディオン
24. フードストアあおき
25. ヌマヤ
26. ケーヨーデイツー
27. ジャンボエンチョー
28. ノジマ

宿泊施設
29. ホテルセレクトイン富士山御殿場
30. ホテル御殿場館21
31. ホテルルートイン御殿場駅南

路外駐車場
32. 御殿場市営駅南駐車場
33. 二葉駐車場

〈図５－４：重点整備地区および生活関連施設・経路図〉

第６章　バリアフリー化のための事業およびその他の施策

６－１　特定事業およびその他の事業

移動等円滑化のために実施すべき事業は、「公共交通特定事業」「道路特定事業」「路外駐車場特定事業」「都市公園特定事業」「建築物特定事業」「交通安全特定事業」の６つの特定事業と「その他の事業」を定めます。それぞれの事業の基本的な事項を以下に示します。

また、基本構想に定められた特定事業は、その内容に即して、各事業者が特定事業計画※1を作成し、それに基づく事業実施を推進していくことになります。

【バリアフリー法に定める特定事業の内容】

１公共交通特定事業	○特定旅客施設※2におけるバリアフリー整備(エレベーター、エスカレーター 等）の整備、これに伴う特定旅客施設の構造の変更 ○特定車両※3（軌道車両、乗合バス）のバリアフリー化（低床化 等）
２道路特定事業	○道路におけるバリアフリー化のための施設・工作物（歩道、道路エレベーター、通行経路の案内標識 等）の設置 ○バリアフリー化のために必要な道路構造の改良（歩道の拡幅、路面構造の改善 等）
３路外駐車場特定事業	○特定路外駐車場におけるバリアフリー化のために必要な施設（車いす使用者が円滑に利用できる駐車施設 等）の整備
４都市公園特定事業	○都市公園におけるバリアフリー化のために必要な特定公園施設※4の整備
５建築物特定事業	○特別特定建築物におけるバリアフリー化のために必要な建築物特定施設の整備 ○全部又は一部が生活関連経路である特定建築物における生活関連経路のバリアフリー化のために必要な建築物特定施設※5の整備
６交通安全特定事業	○バリアフリー化のために必要な信号機、道路標識又は道路標示の設置（高齢者、障がい者等による道路の横断の安全を確保するための機能を付加した信号機、歩行者用道路であることを表示する道路標識、横断歩道であることを表示する道路標示の設置 等） ○バリアフリー化のために必要な生活関連経路を構成する道路における違法駐車行為の防止（違法駐車行為に係る車両の取締りの強化、違法駐車行為の防止についての広報活動及び啓発活動など）
７その他の事業	○特定事業以外のバリアフリー化事業

出典：国土交通省ＨＰ(一部抜粋)

※1 特定事業計画：バリアフリー法に基づく基本構想に記載された特定事業に関し、関係する事業者が、単独でまたは共同して基本構想に即して特定事業を実施するための計画。
※2 特定旅客施設：１日あたりの利用客数が 5,000 人以上である、または見込まれる駅等の旅客施設。もしくは、高齢者・障がい者等の利用が、１日あたりの利用客数 5,000 人以上の旅客施設と同程度以上である旅客施設。
※3 特定車両：軌道経営者または一般乗合旅客自動車運送事業者が旅客の運送を行うために使用する車両等をいう。
※4 特定公園施設：移動等円滑化が特に必要なものとして「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行例」（平成 18 年政令第 379 号）第３条に定めるもの。具体的には、園路・広場・休憩所、野外音楽堂、駐車場、便所、掲示板、標識等がある。
※5 建築物特定施設：出入口、廊下等、階段（踊場を含む）、スロープ（踊場を含む）、エレベーターその他の昇降機、便所、ホテルまたは旅館の客室、敷地内の通路、駐車場および浴室またはシャワー室をいう。

事業の実施予定時期については、短期を平成 25～27 年度、中期を平成 28～32 年度、長期を平成 33 年度以降と設定します。

なお、記述している特定事業の実施内容は、各事業者との事前調整により、合意を得た内容です。

６－１－１　公共交通特定事業 等

（１）鉄道事業者

【整備方針】

●国、地方自治体と協調し、ホーム縁端警告ブロックの改善等を検討します。

●障がい者等の利用を促進するため、引き続き接遇・介助教育等を推進していきます。

① 御殿場駅［事業者：JR東海㈱］

項目	整備内容	整備目標		
		短期 25～27 年度	中期 28～32 年度	長期 33 年度以降
車両	新規車両導入時には、バリアフリーに対応した車両を導入します。	■	■	■
プラットホーム	ホーム縁端警告ブロック※1を内方線付きのものに取り替えます。	■		
対応	心のバリアフリーに対応した従業員教育を引き続き実施します。	■	■	■

■事業実施後、継続的に取り組む整備内容、および、短期・中期・長期にまたがって整備を進める内容については、複数期を整備目標として表現します。

※1 ホーム縁端警告ブロック：電車のプラットホームの縁端から 80cm 以上離れた場所に、プラットホーム長軸方向に沿って連続的に敷設しているもの。

（２）バス事業者

【整備方針】

- 聴覚障がい者など、話し言葉による意思疎通が難しい方と円滑にコミュニケーションをとれるよう、筆談用具やコミュニケーションボード※1を車内に設置します。
- 障がい者等の利用を促進するため、接遇・介助教育を推進します。
- バスを使ったバリアフリー教室の開催支援をします。

① 富士急行バス㈱

項目	整備内容	整備目標		
		短期 25～27 年度	中期 28～32 年度	長期 33 年度以降
車両	新規車両導入時には、バリアフリーに対応した車両を導入します。	■	■	■
意思疎通を図るための設備	筆談用具やコミュニケーションボードを車内に設置するとともに、当該設備を設置している旨を車内に分かりやすく表示します。	■	■	■
対応	心のバリアフリーに対応した従業員教育を実施します。	■	■	■
	バス車両を利用したバリアフリー教室への協力を行います。	■	■	■

② 箱根登山バス㈱

項目	整備内容	整備目標		
		短期 25～27 年度	中期 28～32 年度	長期 33 年度以降
車両	新規車両導入時には、バリアフリーに対応した車両を導入します。	■	■	■
意思疎通を図るための設備	筆談用具やコミュニケーションボードを車内に設置するとともに、当該設備を設置している旨を車内に分かりやすく表示します。	■	■	■
対応	心のバリアフリーに対応した従業員教育を実施します。	■	■	■
	従業員のサービス介助士※2の資格取得を推進します。	■	■	■

※1 コミュニケーションボード：聴覚障害や知的障害等の理由で、言葉（文字と話し言葉）によるコミュニケーションが困難な人の補助をするためのツールであり、ボードに絵、写真、文字、数字などが記されており、それらを使ってコミュニケーションを図るもの。

※2 サービス介助士：高齢者や障がい者が安心して外出できるように、街の中の移動や買い物等に適切な手伝いをするスペシャリストをＮＰＯ法人日本ケアフィットサービス協会が認定する資格。

（３）タクシー事業者

【整備方針】

●聴覚障がい者など、話し言葉による意思疎通が難しい方と円滑にコミュニケーションをとれるよう、筆談用具やコミュニケーションボードを車内に設置します。

●障がい者等の利用を促進するため、接遇・介助教育を推進します。

① 各タクシー事業者

項目	整備内容	整備目標		
		短期 25～27 年度	中期 28～32 年度	長期 33 年度以降
車両	福祉車両の導入を検討します。			■ （目標）
意思疎通を図るための設備	筆談用具やコミュニケーションボードを車内に設置するとともに、当該設備を設置している旨を車内に分かりやすく表示します。		■	
対応	心のバリアフリーに対応した従業員教育を実施します。	■	■	■
	乗務員の接遇・介助技能の習得に努めます。	■	■	■
	一人暮らしの高齢者の買い物介助、代理購入などの新たなサービスを検討します。	■	■	■

※上記に示した特定事業の「対応」の内容は、一部タクシー事業者のみに当てはまる内容を含みます。

※整備目標の「（目標）」については、『推進していくことを目標に検討していく』ことを示しています。

６－１－２　道路特定事業 等［事業者：静岡県、御殿場市］

（１）県道

【整備方針】

- 県道沼津小山線、県道御殿場停車場線、県道御殿場箱根線は地区内ネットワークの軸となる重要な道路であることから、移動等円滑化基準に基づく早期のバリアフリー化実現に向けて計画を推進します。
- 中心市街地（駅周辺）の自転車歩行者道のネットワーク化を図り、自転車交通の円滑な通行を推進します。
- 雨水対策のため、車道路面の舗装方法について検討します。
- 歩道路面の安全性を確保するため、すべりにくく水はけのよい仕上げにするとともに、舗装の老朽箇所の補修や降雪時の凍結防止など、適正な維持管理を推進し、景観に配慮した整備を行います。
- 生活関連経路には、視覚障害者誘導用ブロックの設置を検討します。

① 県道沼津小山線（旧 246 号）

整備内容	整備目標		
	短期 25～27 年度	中期 28～32 年度	長期 33 年度以降
歩行者の安全確保を最優先として、歩行者空間を確保します。ただし、駅周辺など、必要な歩行空間等が現道内で確保できない区域については、一部拡幅を検討します。		■	■
歩道はセミフラット型※1を基本とし、視覚障害者誘導用ブロックを設置します。		■	■
道路側溝は、誰もが通行に支障のない構造にします。		■	■
歩行障害物の移設又は撤去を推進します。		■	■

※1 セミフラット型（形式）：移動等円滑化基準に即した構造形式で、歩道面と車道面の段差が 5cm の歩道形式。

② 県道御殿場停車場線（軒田通りおよび国道 246 号まで）

整備内容	整備目標		
	短期 25～27 年度	中期 28～32 年度	長期 33 年度以降
歩行者の安全確保を最優先として、拡幅による歩道整備を実施し、バリアフリー化を推進します。		■	■
歩道はセミフラット型を基本とし、視覚障害者誘導用ブロックを設置します。		■	■
道路側溝は、誰もが通行に支障のない構造にします。		■	■
歩行障害物の移設又は撤去を推進します。		■	■

※　中期の整備目標は、若宮交差点から駅前広場までの間とします。

③ 県道御殿場箱根線（旧 138 号）

整備内容	整備目標		
	短期 25～27 年度	中期 28～32 年度	長期 33 年度以降
歩行者の安全確保を最優先として、歩行空間を確保し、バリアフリー化を推進します。			■
歩道はセミフラット型を基本とし、視覚障害者誘導用ブロックを設置します。			■
道路側溝は、誰もが通行に支障のない構造にします。			■
歩行障害物の移設又は撤去を推進します。			■

（２）市道

【整備方針】

- 東大路線の塚本高架橋西側交差点は「御殿場市道路整備 10 か年計画」で事故発生件数の多い路線として位置づけられていることから、事故のない交差点になるよう、県と共同で交差点改良を推進します。
- 市道 1649 号線は現道幅のまま、一方通行化を含む交通規制や歩道整備を検討し、歩行者等の安全を図ります。
- 駅東側の市道はコミュニティ道路※1として、ハンプ※2やゾーン 30※3などによる通過交通の排除や、植樹による快適な歩行空間の整備を目指します。
- 中心市街地（駅周辺）の自転車歩行者道のネットワーク化を図り、自転車交通の円滑な通行を推進します。
- 路面の舗装など、景観に配慮した整備を行います。
- 雨天時や降雪時の路面の安全性を確保するため、すべりにくく水はけのよい仕上げにするとともに、舗装の老朽箇所の補修等、適正な維持管理を推進します。
- 生活関連経路には、視覚障害者誘導用ブロックの設置を検討します。
- 以下に整備内容を記載していない「御殿場市道路整備 10 か年計画」に位置づけられている「(都)御東原循環線」、「(都)新橋深沢線（区間：勝又新聞店前～みなみ幼稚園前)」、「(都)永原高根線」についても、移動等円滑化基準に従い、誰もが移動しやすい歩行空間の確保を目指します。

① 生活関連経路全体

整備内容	整備目標		
	短期 25～27 年度	中期 28～32 年度	長期 33 年度以降
溝蓋の穴が歩行者の支障となっている箇所にはカバーを取り付けます。	■		
道路整備推進と同時に、ゾーン 30 のエリア設定を検討します。	■	■	
街路灯が暗いところについては、照度アップを計画的に実施します。	■	■	■

※1 コミュニティ道路：自動車の通行を主たる目的とはしない道路。住宅地の道路整備手法で、歩道の設置や車道をジグザグにして車のスピードを抑えるなど、歩行者の安全を優先した道路。
※2 ハ　ン　プ：通過する自動車の速度を抑えるために、道路の車道部分を盛り上げて舗装したもの。
※3 ゾ ー ン　３０：ある一定の区域内において、生活道路における歩行者等の交通安全対策を推進するための取り組みで、原則として、自動車の最高速度を 30 ㎞の区域規制を設定し、通過交通を可能な限り抑制することを目的とするもの。

② 市道 0218 号線（富士病院前）

整備内容	整備目標		
	短期 25～27 年度	中期 28～32 年度	長期 33 年度以降
歩道はセミフラット型の整備を実施します。		■	■
歩道は平たんで滑りにくく、水はけの良い舗装とします。		■	■
歩道の勾配は緩やかなものとし、波打ち歩道を解消します。		■	■
縁石により歩道と車道を分離します。		■	■
路肩は、カラー舗装等による自転車道の整備を検討します。		■	■
道路側溝は、誰もが通行に支障のない構造にします。		■	■
必要に応じて、視覚障害者誘導用ブロックを設置します。		■	■
歩道の緑化方策を検討します。		■	■

③ 市道 1649 号線（新東線）

整備内容	整備目標		
	短期 25～27 年度	中期 28～32 年度	長期 33 年度以降
歩道はセミフラット型の整備を実施します。		■	
歩道は平たんで滑りにくく、水はけの良い舗装とします。		■	
歩道の勾配は緩やかなものとし、波打ち歩道を解消します。		■	
路肩は、カラー舗装等による自転車道の整備を検討します。		■	
道路側溝は、誰もが通行に支障のない構造にします。		■	
必要に応じて、視覚障害者誘導用ブロックを設置します。		■	
歩道の緑化方策を検討します。		■	
一方通行化を含む交通規制を検討し、歩行者等の安全確保を図ります。		■	

④ 市道 0216 号線（東大路線）

整備内容	整備目標		
	短期 25～27 年度	中期 28～32 年度	長期 33 年度以降
歩道はセミフラット型の整備を実施します。			■
歩道は平たんで滑りにくく、水はけの良い舗装とします。			■
歩道の勾配は緩やかなものとし、波打ち歩道を解消します。			■
縁石により歩道と車道を分離します。			■
路肩は自転車道として整備します。			■
道路側溝は、誰もが通行に支障のない構造にします。			■
必要に応じて、視覚障害者誘導用ブロックを設置します。			■
歩道の緑化方策を検討します。			■

⑤ 市道 4242 号線（旧 246 号森之腰付近～駅富士山口）

整備内容	整備目標		
	短期 25～27 年度	中期 28～32 年度	長期 33 年度以降
歩道はセミフラット型の整備を実施します。	■		
歩道は平たんで滑りにくく、水はけの良い舗装とします。	■		
歩道の勾配は緩やかなものとし、波打ち歩道を解消します。	■		
縁石により歩道と車道を分離します。	■		
路肩は自転車道として整備します。	■		
道路側溝は、誰もが通行に支障のない構造にします。	■		
必要に応じて、視覚障害者誘導用ブロックを設置します。	■		
歩道の緑化方策を検討します。	■		

⑥（都）新橋深沢線

区間	整備内容	整備目標		
		短期 25～27 年度	中期 28～32 年度	長期 33 年度以降
東田中一丁目～消防署入口	歩道の勾配は緩やかなものとし、波打ち歩道の解消を検討します。			■
	視覚障害者誘導用ブロックの連続性を点検し、適切な設置と破損している箇所等の補修を行います。		■	
	店舗敷地と歩道の段差解消を検討します。		■	
東田中一丁目～御東原循環線	歩道はセミフラット型の整備を実施します。	■	■	
	歩道は平たんで滑りにくく、水はけの良い舗装とします。	■	■	
	縁石により歩道と車道を分離します。	■	■	
	路肩は自転車道として整備します。	■	■	
	道路側溝は、誰もが通行に支障のない構造にします。	■	■	
	必要に応じて、視覚障害者誘導用ブロックを設置します。	■	■	
	歩道の緑化方策を検討します。	■	■	

⑦（仮）箱根乙女口線

整備内容	整備目標		
	短期 25～27 年度	中期 28～32 年度	長期 33 年度以降
歩道はセミフラット型の整備を実施します。		■	
歩道は平たんで滑りにくく、水はけの良い舗装とします。		■	
縁石により歩道と車道を分離します。		■	
路肩は自転車道として整備します。		■	
道路側溝は、誰もが通行に支障のない構造にします。		■	
電線類の地下埋設を行うことで、歩行者空間を確保します。		■	
必要に応じて、視覚障害者誘導用ブロックを設置します。		■	
駅広場から市道 1649 号線までの間の歩道に街路樹を植樹します。		■	

⑧（仮）箱根乙女口広場

整備内容	整備目標		
	短期 25～27 年度	中期 28～32 年度	長期 33 年度以降
歩道はセミフラット型の整備を実施します。		■	
歩道は平たんで滑りにくく、水はけの良い舗装とします。		■	
縁石により歩道と車道を分離します。		■	
道路側溝は、誰もが通行に支障のない構造にします。		■	
電線類の地下埋設を行います。		■	
バス乗降場においては、高齢者・障がい者等が低床バス※1へ円滑に乗降できるような歩道構造に配慮します。		■	
タクシー乗降場においては、高齢者・障がい者等が車両へ円滑に乗降できるような歩道構造に配慮します。		■	
障がい者用の停車スペースを設置するとともに、車両へ円滑に乗降できるような歩道構造に配慮します。		■	
必要に応じて、視覚障害者誘導用ブロックを設置します。		■	
ベンチ等の休憩施設を設置します。		■	
駅前広場から駅舎へ接続するエレベーターを改良します。		■	
緑化や親水空間などの景観施設を整備します。		■	

※1　低床バス：地上面から床面までの高さは 65cm 以下であり、スロープ板および車いすスペースを１以上、乗降口と車いすスペースとの間の通路の有効幅は 80cm 以上であること等、バリアフリー法の移動等円滑化基準に適合するバス。

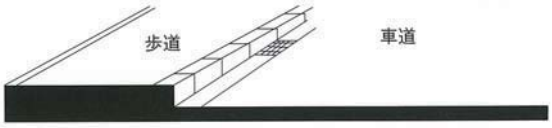
バリアフリー情報 BOX

≪歩道のバリアフリー化整備≫

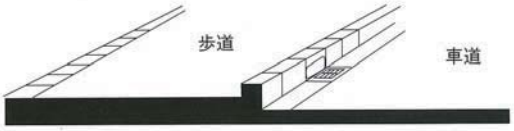
歩道と車道を分離する方法として「① マウントアップ形式※1」、「② セミフラット形式」、「③フラット形式※2」の３つの形式があります。

≪３つの整備形式≫

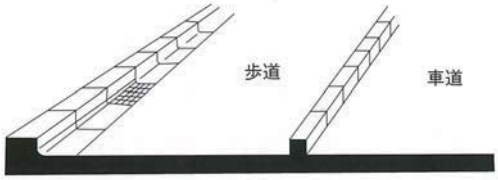
① マウントアップ形式



② セミフラット形式



③フラット形式



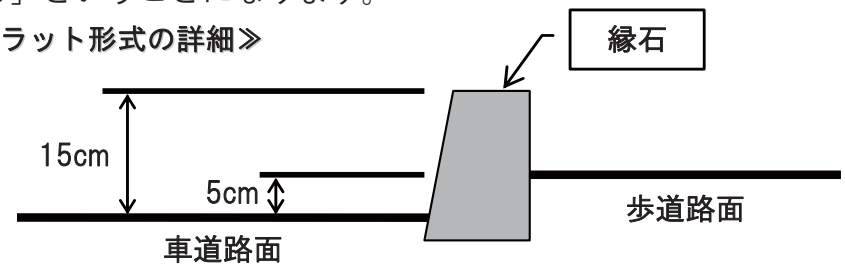
出典：東京都福祉のまちづくり条例
施設整備マニュアル

移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準（以下、道路移動等円滑化基準 という）では、「② セミフラット形式」による整備を定めています。

セミフラット形式は、排水への配慮をした上で、歩道内のアップダウン（いわゆる「波打ち歩道」を抑えた、バリアフリーに配慮した歩道の構造形式です。

「歩道をバリアフリー化する」とは、基本的には「セミフラット形式の整備をする」ということになります。

≪セミフラット形式の詳細≫





≪波打ち歩道の解消イメージ≫



出典：神戸市ＨＰ

※1 マウントアップ型（形式）：横断歩道部や車両乗入れ部だけを切り下げた、車道面より歩道面が高い（11cm～25cm）歩道形式。
※2 フ ラ ッ ト 型（形式）：車道面と歩道面が同じ高さの歩道形式。

６－１－３　路外駐車場特定事業 等

【整備方針】

●誰もが利用しやすい駐車場となるよう、高齢者や障がい者等の支障となる箇所のバリアフリー整備を推進します。

●特に、駐車スペースに至るまでの空間におけるバリアフリー化に配慮します。

① 市営駅南駐車場［事業者：御殿場市］

項目	整備内容	整備目標		
		短期 25～27 年度	中期 28～32 年度	長期 33 年度以降
通路	車いす使用者が通る経路において、十分な幅の確保を検討します。			■ （目標）
階段 スロープ	手すりの設置を検討します。			■ （目標）
トイレ	水洗器具（オストメイト※1対応）の設置を検討します。			■ （目標）
エレベーター	音声案内装置※2の設置を検討します。			■ （目標）
対応	指定管理者※3に対して、心のバリアフリーに対応した職員教育を指導します。	■	■	■

※整備目標の「（目標）」については、『推進していくことを目標に検討していく』ことを示しています。

※1 オストメイト：直腸がんや膀胱がんなどが原因で臓器に機能障害（内部障害）を負い、腹部などに排泄のための開口部［ストーマ（人工肛門・人工膀胱）］を造設した人のこと。オストメイトは便意や尿意を感じたり、我慢することができないため、便や尿を溜めておくための袋＝「パウチ」を腹部に装着している。パウチに溜まった排泄物は一定時間ごとに便器や汚物流しに捨てる必要があり、このときに、パウチや腹部を洗浄する必要がある。

※2 音声案内装置（音声案内設備）：音声ガイダンスによって施設の場所等の案内を行うもの。

※3 指定管理者：地方公共団体から公共施設の管理を任される団体のこと。

６－１－４　都市公園特定事業

【整備方針】

●誰もが利用しやすい公園となるよう、高齢者や障がい者等の支障となる箇所のバリアフリー整備を推進します。

① 新橋公園［事業者:御殿場市］

項目	整備内容	整備目標		
		短期 25～27 年度	中期 28～32 年度	長期 33 年度以降
園路及び広場	園路・トイレと広場の段差を解消します。		■	

② 馬車道公園［事業者:御殿場市］

項目	整備内容	整備目標		
		短期 25～27 年度	中期 28～32 年度	長期 33 年度以降
トイレ	多機能トイレを設置します。		■	

③ 鮎沢公園［事業者:御殿場市］

項目	整備内容	整備目標		
		短期 25～27 年度	中期 28～32 年度	長期 33 年度以降
スロープ	広場中央にある段差に併設してスロープを設置します。		■	
	車いすが通行可能な幅を設けます。		■	
	傾斜は緩やかなものとするとともに、路面は滑りにくく、水はけの良い仕上げとします。		■	
	必要に応じて、スロープの両側に手すりおよび立ち上がり部を設けます。		■	

６－１－５　建築物特定事業 等

【整備方針】

●誰もが利用しやすい建築物となるよう、高齢者や障がい者等の支障となる箇所のバリアフリー整備を推進します。

（１）公共施設

① 御殿場市役所［事業者:御殿場市］

東館新設のタイミングに合わせてハード整備を推進します。

項目		整備内容	整備目標		
			短期 25～27年度	中期 28～32年度	長期 33年度以降
東館新設	トイレ	多機能トイレを設置します。		■	
	案内・誘導	音声案内設備を設置します。		■	
	設備	幼児スペースや授乳室、福祉情報コーナー等の福祉サービスゾーンを設置します。		■	
本庁舎改装	通路	市民ホールの動線の改善を実施します。		■	
		東館への連絡誘導の改装を実施します。		■	
	階段 スロープ	玄関回りのスロープの改善を実施します。		■	
	案内・誘導	市民ホールにおけるサイン整備を実施します。		■	
案内・誘導		東館、別棟への案内サインを充足します。		■	
設備		聴覚障がい者の窓口での呼び出し等の案内方法を検討します。		■	
駐車場		障害者等用駐車スペース、思いやり駐車場の整備を検討します。		■	
対応		心のバリアフリーの意識啓発用看板を設置します。		■	
		障害者等用駐車スペースの利用マナーの向上・意識啓発を実施します。	■	■	■
		心のバリアフリーに対応した職員教育を実施します。	■	■	■

② 御殿場地域振興センター［事業者:御殿場市］

項目	整備内容	整備目標		
		短期 25～27 年度	中期 28～32 年度	長期 33 年度以降
階段 スロープ	始終端、および踊り場に点状ブロックの設置を検討します。			■ （目標）
	段差を認識しやすい色にする等の整備について検討します。			■ （目標）
トイレ	水洗器具（オストメイト対応）の設置を検討します。			■ （目標）
案内・誘導	トイレ等、施設内の配置が分かる案内板の設置を検討します。			■ （目標）
	分かりやすい（ふりがな、ピクトグラム※1、点字※2等）案内板の設置について検討します。			■ （目標）
	案内板までの経路に視覚障害者誘導用ブロックの設置を検討します。			■ （目標）
対応	障害者等用駐車スペースの利用マナーの向上・意識啓発を実施します。	■	■	■
	心のバリアフリーに対応した職員教育を実施します。	■	■	■

※整備目標の「（目標）」については、『推進していくことを目標に検討していく』ことを示しています。

※1 ピクトグラム：「絵文字」「絵単語」を表す。２色で表したい概念を単純な図として表現。
※2 点　　字：視覚障がい者が触覚で読む字で、点が盛り上がって文字・数字を表現する。通常、用いられる点字は横 2×縦 3 の 6 つの点で表現される。

③ 御殿場市民会館［事業者:御殿場市］

項目		整備内容	整備目標		
			短期 25～27年度	中期 28～32年度	長期 33年度以降
ホール棟	通路	正面入口から大ホール客席までの段差の解消を検討します。(耐震改修時)			■ （目標）
	トイレ	多機能トイレの設置を検討します。（耐震改修時）			■ （目標）
	案内・誘導	案内板までの経路に視覚障害者誘導用ブロックの設置を検討します。			■ （目標）
		分かりやすい（ふりがな、ピクトグラム、点字等）案内板の設置について検討します。			■ （目標）
対応		筆談用具やコミュニケーションボードの導入を検討します。	■		
		駐車場から建物までの誘導員、介添え協力を強化します。	■	■	■
		障害者等用駐車スペースの利用マナーの向上・意識啓発を実施します。	■	■	■
		心のバリアフリーに対応した職員教育を実施します。	■	■	■

※整備目標の「（目標）」については、『推進していくことを目標に検討していく』ことを示しています。

④ 御殿場市立図書館［事業者:御殿場市］

リニューアル工事のタイミングに合わせてハード整備を推進します。

項目	整備内容	整備目標		
		短期 25～27 年度	中期 28～32 年度	長期 33 年度以降
通路	車いすと歩行者がすれ違える幅の確保を検討します。		■ （目標）	
階段 スロープ	始終端、および踊り場に点状ブロックの設置を検討します。		■ （目標）	
	段差を認識しやすい色にする等の整備について検討します。		■ （目標）	
トイレ	水洗器具（オストメイト対応）を設置します。		■	
エレベーター	障がい者対応のエレベーターの設置を検討します。		■ （目標）	
案内・誘導	エレベーターやトイレ等、施設内の配置が分かる案内板の設置を検討します。		■ （目標）	
	分かりやすい（ふりがな、ピクトグラム、点字等）案内板の設置について検討します。		■ （目標）	
駐車場	障害者等用駐車スペースを設置します。		■	
対応	誰もが利用しやすいよう、物の配置等を工夫します。	■	■	■
	障害者等用駐車スペースの利用マナーの向上・意識啓発を実施します。	■	■	■
	心のバリアフリーに対応した職員教育を実施します。	■	■	■

※整備目標の「（目標）」については、『推進していくことを目標に検討していく』ことを示しています。

（２）医療施設

① 富士病院［事業者:富士病院］

増床・耐震・リニューアル工事のタイミングに合わせてハード整備を推進します。

項目	整備内容	整備目標		
		短期 25～27 年度	中期 28～32 年度	長期 33 年度以降
通路	通路の平たん化を実施します。	■		
	手すりを設置します。	■		
階段 スロープ	始終端、および踊り場に点状ブロックの設置を検討します。	■		
	段差を認識しやすい色にする等の整備について検討します。	■		
	手すりを設置します。	■		
トイレ	多機能トイレの設置を検討します。	■		
	ベビーシートの設置を検討します。	■		
エレベーター	障がい者対応のエレベーターの改修を実施します。	■		
案内・誘導	分かりやすい（ふりがな、ピクトグラム、点字等）案内板の設置について検討します。	■		
設備	聴覚障がい者の窓口での呼び出し等の案内方法を検討します。	■		
駐車場	障害者等用駐車スペースを設置します。	■		
対応	障害者等用駐車スペースの利用マナーの向上・意識啓発を実施します。	■	■	■
	心のバリアフリーに対応した職員教育を実施します。	■	■	■

６-１-６　交通安全特定事業 等

【整備方針】

- 重点整備地区は、あんしん歩行エリア「御殿場新橋地区」の一部でもあるので、信号機の設置・改良や道路標識の高輝度化等、あんしん歩行エリアとしての交通事故対策を推進します。
- 歩行者が多い地区においては、ゾーン 30 による通過交通の抑制を検討します。

【① 生活関連経路全体［事業者:公安委員会］】

整備内容		整備目標		
		短期 25～27 年度	中期 28～32 年度	長期 33 年度以降
※ (市) 4242 号線	(都)御殿場駅前通り線と市道 4242 号線の交差点への音響式信号機※1 設置の是非について検討を行います。			■
音響装置付きなどバリアフリーに対応した信号機の改良を検討します。				■
市と連携しながらゾーン 30 のエリア設定を検討します。		■	■	
道路標識の高輝度化を検討します。				■
標識の調査を行い、視認性の良くない標識については、これまでと継続して視認性の良い標識に改善します。		■	■	■
違法駐車行為に係る車両の取締りをこれまでと継続して実施します。		■	■	■
歩行者や自転車の通行マナーについて、これまでと継続して広報や市報等で周知を図り、マナー向上につなげていきます。		■	■	■

※(市)4242 号線：信号機を設置する際は、至近の横断歩道の集約化が必要となり、駅前広場動線全体の見直しに波及することから、有識者や公安委員会、地元商店会、JR、タクシー、バス事業者等を含め、信号機設置の是非を検証します。

※1 音響式信号機：歩行者用青信号の表示の開始または表示が継続していることを音響により伝達することができる装置を付加した信号機のことで、歩行者用信号機が「青」になったことを、「ピヨピヨ」や「カッコー」などの鳥の鳴き声やメロディーで知らせる。

６－１－７　その他の事業

【整備方針】

- 特定事業が定められていない生活関連経路については、歩道整備や一方通行化等による交通規制、視覚障害者誘導用ブロックの設置等を検討していきます。
- 御殿場駅富士山口駅前広場については、市内観光の玄関口として、初めて訪れた人にも分かりやすい案内サインによる誘導を検討します。
- 御殿場駅は交通結節点※1として、鉄道、バス、タクシー各事業者との連携を図りながら、誰もが利用しやすい環境となるよう、整備を進めます。
- 誰もが使いやすい施設となるよう、移動等円滑化基準に適合している施設の更なるバリアフリー化を継続して検討していきます。

① 御殿場駅富士山口駅前広場［事業者:御殿場市］

項目	整備内容	整備目標		
		短期 25～27 年度	中期 28～32 年度	長期 33 年度以降
視覚障害者誘導用ブロック	ブロックの連続性を点検し、適切な設置と破損している箇所等の補修を行います。	■		
トイレ	入り口における音声案内の設置を検討します。			■
設備	必要に応じてベンチ等の休憩施設を設置するよう検討します。			■
案内表示	エレベーターへの案内サイン等を分かりやすいものに改善します。	■		
	分かりやすい表示となるように、サインの統一化を検討します。			■

※1　交通結節点：異なる交通手段(場合によっては同じ交通手段)を相互に連絡する乗り換え・乗り継ぎ施設。交通結節点は、移動の一連の動きの中のひとつの重要な要素であり、「つなぐ空間」と「たまる空間」としての役割を有している。 交通結節点の具体的な施設としては、鉄道駅、バスターミナル、自由通路や階段、駅前広場やバス交通広場、歩道などが挙げられる。

② 御殿場駅東西自由通路［事業者:御殿場市］

項目	整備内容	整備目標		
		短期 25～27 年度	中期 28～32 年度	長期 33 年度以降
視覚障害者誘導用ブロック	ブロックの連続性を点検し、適切な設置と破損している箇所等の補修を行います。	■		
階段	駅東口の整備に合わせ、駅前広場の接続部との勾配等について、改善を検討します。	■		

③ 生活関連経路（特定事業が定められた道路以外）［事業者:御殿場市］

整備内容	整備目標		
	短期 25～27 年度	中期 28～32 年度	長期 33 年度以降
特定事業が定められていない生活関連経路については、歩道整備や視覚障害者誘導用ブロックの設置、一方通行化等による交通規制等を検討していきます。			■
積雪時の転倒を防止するため、凍結防止剤の散布等のメンテナンス強化に努めます。	■	■	■

④ 市内全域［事業者:御殿場市］

整備内容	整備目標		
	短期 25～27 年度	中期 28～32 年度	長期 33 年度以降
視覚障がい者を含むすべての人が使いやすいトイレを実現するため、設備位置の統一を検討していきます。	■	■	■
利用しやすい施設環境の実現のため、適切な誘導経路の検討を行ったうえで、現在地や目的地の表示を誰もが分かりやすいよう工夫するなど案内の充実を図ります。	■	■	■

６－２　市全域への展開に向けた取り組み

６-２-１　重点整備地区外のバリアフリー化の方針

重点的かつ一体的なバリアフリー化を推進する観点から重点整備地区を定め、事業を効果的に進めますが、高齢者や障がい者等が安全に日常生活を送れるよう、重点整備地区以外の市全域への展開に向けたバリアフリー化の方針について、次のとおり定めます。

（１）公共交通整備

重点整備地区内における特定事業に準じて、駅等のバリアフリー化について、関係機関と協議を進めます。特に富士岡駅については、将来的に駅舎、駅前広場のバリアフリー化について検討を行います。

（２）道路整備

平成 22 年度に策定した都市計画マスタープラン、平成 23 年度に策定した道路整備 10 か年計画に基づき、支所や学校等公共施設周辺における道路や通学路を中心に、歩道設置を積極的に推進し、歩行者の安全確保を図ります。また、歩道の整備にあたっては、移動等円滑化基準に基づき、地域の実情に合った整備の推進を検討します。

（３）路外駐車場整備

重点整備地区内における特定事業に準じて、路外駐車場のバリアフリー化を促進します。

（４）都市公園整備

平成 22 年度に策定した都市計画マスタープランにより、公園の整備を進めます。また、特定公園施設の整備にあたっては、移動等円滑化基準に則り、整備を推進します。

（５）建築物整備

移動等円滑化基準への適合措置が求められている建築物等については、当該基準に適合する施設となるよう、施設管理者への意識啓発に努めます。

（６）交通安全施設整備

警察との連携を図りながら、移動等円滑化に向けた取り組みを推進し、事故のない、安全で安心な交通施設の整備に努めます。

６－２－２　支所周辺のバリアフリー化の方針

市内には下図に示す御殿場地域振興センターおよび５箇所の支所があり、これらの施設およびその周辺のバリアフリー化の現状と基本方針について整理しました。



〈図６－１：支所位置図〉

※御殿場地域振興センターは重点整備地区内にあり、重点整備地区内の生活関連施設として扱うため、ここでは除外します。

（１）富士岡支所

富士岡地域の中心部に位置し、周辺には生活利便施設、住宅等が立地しています。支所の内部には、図書館が併設されています。

【施設の現況】

<table>
<tr><td>■トイレ
  </td><td>○</td><td>車いすで使用出来るスペースが確保されており、手すりが設置されている。</td><td rowspan="2">■出入口
 
  </td><td>×</td><td>スロープになっているが、手すりが設置されていない。</td></tr>
<tr><td>■駐車場
  </td><td>×</td><td>障害者等用駐車スペースがない。</td><td>○</td><td>自動ドアにより容易に開閉が可能である。</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td>○</td><td>入口から窓口までの経路に視覚障害者誘導用ブロックが連続設置されている。</td></tr>
</table>

【周辺道路の状況】

<table>
<tr><td>■歩道
   </td><td>×</td><td>施設の周囲は歩道が設置されていない。</td></tr>
</table>

主な課題

●障害者等用駐車スペースが確保されていないので、建物入口までの経路が最短になる位置に障害者等用駐車スペースが必要である。

（２）原里支所

原里支所は、既存集落や公共施設等が立地する、原里地域の中心部に位置しています。

【施設の現況】

■トイレ 	○	車いすで使用出来るスペースが確保されており、手すりが設置されている。	■出入口 	○	施設入口までの経路に視覚障害者誘導用ブロックが連続設置されている。
■駐車場 	○	障害者等用駐車スペースが設けられている。		○	自動ドアにより容易に開閉が可能である。

【周辺道路の状況】

■歩道  	×	マウントアップ型で、十分な幅員が確保されていない。（写真左） 白線のみの箇所もある。（写真右）

主な課題

●移動等円滑化基準を満たしていない箇所については、改築等に合わせて施設のバリアフリー化を実施する必要がある。

（３）玉穂支所

玉穂地域の中心地にあり、支所東部においては、陸上競技場、体育館等のスポーツやレクリエーションが楽しめる施設が集積しています。

【施設の現況】

■トイレ 	○	車いすで使用出来るスペースや手すりが確保されており、オストメイト対応になっている。	■出入口   	×	視覚障害者誘導用ブロックがマット敷設により隠れている。（分断されている）
■エレベーター 	○	車いすで使用できるエレベーターが確保されている。		○	施設入口までの経路に視覚障害者誘導用ブロックが連続設置されている。
■駐車場 	○	障害者等用駐車スペースが設けられている。		○	窓口までの障がい者等が移動可能な経路が確保されている。

【周辺道路の状況】

■歩道  	○	周辺はセミフラット型の歩道が整備されている。
	×	国道 469 号はマウントアップ型のやや狭い歩道となっている。

主な課題

●施設については概ねバリアフリー対応をしているが、出入口のマット敷設を改善する必要がある。

（４）印野支所

印野支所は、印野地域の中心部となる集落地に位置しており、周辺に小学校や保育園が立地しています。

【施設の現況】

■トイレ 	○	車いすで使用出来るスペースが確保されており、手すりや子ども用の便座が設置されている。	■出入口 	×	視覚障害者誘導用ブロックがマット敷設により隠れている。（機能していない）
■駐車場 	×	障害者等用駐車スペースがない。		○	自動ドアにより容易に開閉が可能である。

【周辺道路の状況】

■歩道  	×	マウントアップ型で、十分な幅員が確保されていない。

主な課題

●施設の移転が検討されており、移設する際にユニバーサルデザインに配慮した設計にする必要がある。

（５）高根支所

高根支所周辺は、集落地や学校施設、広場等の施設が立地しており、生活利便施設が集積しています。

【施設の現況】

■トイレ 	○	車いすで使用出来るスペースが確保されており、手すりが設置されている。	■出入口 	×	入口までの経路に視覚障害者誘導用ブロックが連続設置されていない。
■駐車場 	○	障害者等用駐車スペースが設けられている。		○	自動ドアにより容易に開閉が可能である。

【周辺道路の状況】

■歩道  	×	施設周辺の歩道は十分な幅員が確保されていない。
	○	一部セミフラット型の歩道が整備されている。

主な課題

●出入口等の移動等円滑化基準を満たしていない箇所については、改築等に合わせて施設のバリアフリー化を実施する必要がある。

（６）支所におけるバリアフリー化の基本方針

・バリアフリー化が可能な箇所の段階的な整備の推進

⇒支所のバリアフリー化は早期実現が望ましいが、バリアフリー化には大規模な工事を伴う場合があるため、長期的な展望に立ち、簡易的に対応できる箇所からバリアフリー化を推進していきます。

・施設更新時におけるバリアフリー化への対応

⇒早期のバリアフリー化対応が困難な箇所については、施設の改築・新築時に対応します。また、その際は高齢者や障がい者等の意見を取り入れた設計とするため、設計段階から住民・当事者参加を推進していきます。

・歩行空間の整備の推進

⇒支所周辺は歩道の幅員が十分に確保されていない箇所が多いが、支所は地域の拠点となる施設であり、歩行空間の整備は重要です。そのため、優先的に歩行空間の整備を推進していきます。

・心のバリアフリー（ソフト施策）の推進

⇒施設の職員や市民の意識向上を図るとともに、地域住民と一体となったソフト面でのバリアフリー化も推進していきます。

６－３　その他の移動等円滑化のために必要な取り組み

市内の道路や建築物等のバリアフリー化事業を推進していくのと同時に、ハード整備だけではなく、住民等の意識の向上を図り、ソフト面でのバリアフリー化についても推進していく必要があります。

６-３-１　心のバリアフリーの推進

全ての人に対し日常生活の中で存在する障壁として、物理的なバリア、制度的なバリア、文化情報面のバリア、意識上のバリアの４つのバリアがあると言われています。「心のバリアフリー」とは、意識上のバリアである偏見や差別などを取り除くことを指します。

「心のバリアフリー」の推進に向けて、助け合う意識の向上や高齢者・障がい者への理解促進など、啓発活動や教育など様々な取り組みを実施し、ノーマライゼーション社会※1を実現していくことが重要です。

また、「心のバリアフリー」を推進していくことで、ハード整備では解決できない課題を改善することも可能になります。

【御殿場市の取り組み】

・市民の高齢者、障がい者等に対する理解を深めるために、各事業者等と連携して「バリアフリー教室」を実施する。
（ノンステップバス等の利用方法を習得するためのバリアフリー教室の実施、駅の安全な利用方法を習得するためのバリアフリー教室の実施　等）

・市職員の高齢者・障がい者等への理解促進と対応の向上を図るために、職員教育を実施する。
（職員の手話の習得、サービス介助士資格の取得、認知症サポーター※2の養成、介護マークの周知　等）

・市民および民間事業者の高齢者・障がい者等への理解促進を図るために、バリアフリーに関する情報提供を実施する。
（市の広報や掲示板、ＨＰへのバリアフリーに関する情報掲載、介護マークの配布・利用方法の周知・着用の促進、障害者等用駐車スペースの適切な利用方法の紹介、バリアフリーに対するマナー意識向上のための情報発信　等）

※１ ノーマライゼーション社会：障害のある者が障害のない者と同等に生活し活動する社会。
※２ 認知症サポーター：地域で暮らす認知症の人や家族をそれぞれの生活場面でサポートしたり、地域の様々な社会資源につなげる窓口となる役割を担う人。

【民間の生活関連施設の取り組み】

・誰もが利用しやすい商品陳列の工夫
（車いす等でも買い物可能な体制の整備　等）

・障害者等用駐車スペースの利用マナーの向上・意識啓発の実施
（障害者等用駐車スペースの見回り、一般のお客さんへの啓発　等）

・心のバリアフリーに対応した従業員教育の実施
（職員の手話の習得、サービス介助士資格の取得、認知症サポーターの養成、マタニティマークの配布、介護マークの周知　等）

・中心市街地の店舗活用によるバリアフリー化を促進するため、商店会等の協力により、利用できるトイレや休憩施設の提供を依頼し、高齢者や障がい者、妊産婦等が立ち寄りやすい環境を整えます。

建築物特定事業の位置付けがない民間の生活関連施設においても、「心のバリアフリー」等のソフト事業によるバリアフリー化の推進を図っていきます。

民間の施設管理者へヒアリングを行った結果を基に、バリアフリー化の推進に取り組んでいる民間の生活関連施設について、その整備内容を以下に紹介します。

① エディオン

整備内容	整備目標		
	短期 25～27 年度	中期 28～32 年度	長期 33 年度以降
通行の支障となる場所に商品（荷物など）を置かないように、点検・整頓に努めます。	■	■	■
誰もが利用しやすいよう、商品の陳列（棚の高さ、価格表示など）を工夫します。	■	■	■
障害者等用駐車スペースの利用マナーの向上・意識啓発を実施します。	■	■	■
心のバリアフリーに対応した従業員教育を実施します。	■	■	■

② エピ・スクエア

整備内容	整備目標		
	短期 25～27 年度	中期 28～32 年度	長期 33 年度以降
通行の支障となる場所に商品（荷物など）を置かないように、点検・整頓に努めます。	■	■	■
誰もが利用しやすいよう、商品の陳列（棚の高さ、価格表示など）を工夫します。	■	■	■
障害者等用駐車スペースの利用マナーの向上・意識啓発を実施します。	■	■	■
心のバリアフリーに対応した従業員教育を実施します。	■	■	■

③ カインズホーム

整備内容	整備目標		
	短期 25～27 年度	中期 28～32 年度	長期 33 年度以降
通行の支障となる場所に商品（荷物など）を置かないように、点検・整頓に努めます。	■	■	■
誰もが利用しやすいよう、商品の陳列（棚の高さ、価格表示など）を工夫します。	■	■	■
障害者等用駐車スペースの利用マナーの向上・意識啓発を実施します。	■	■	■
心のバリアフリーに対応した従業員教育を実施します。	■	■	■

④ キミサワ

整備内容	整備目標		
	短期 25～27 年度	中期 28～32 年度	長期 33 年度以降
通行の支障となる場所に商品（荷物など）を置かないように、点検・整頓に努めます。	■	■	■
誰もが利用しやすいよう、商品の陳列（棚の高さ、価格表示など）を工夫します。	■	■	■
障害者等用駐車スペースの利用マナーの向上・意識啓発を実施します。	■	■	■
心のバリアフリーに対応した従業員教育を実施します。	■	■	■

⑤ BE－ONEビル

整備内容	整備目標		
	短期 25～27 年度	中期 28～32 年度	長期 33 年度以降
通行の支障となる場所に商品（荷物など）を置かないように、点検・整頓に努めます。	■	■	■
エレベーターの操作ボタンに点字シールを貼付します。	■		

⑥ ホテル御殿場館 21

整備内容	整備目標		
	短期 25～27 年度	中期 28～32 年度	長期 33 年度以降
エレベーターの操作ボタンに点字シールを貼付します。	■		
心のバリアフリーに対応した従業員教育を実施します。	■	■	■

バリアフリーに関する色々なマーク



障がい者のための国際シンボルマーク

障がい者が利用できる建物、施設であることを明確に表すための世界共通のシンボルマークです。

※このマークは「すべての障がい者を対象」としたものです。特に車いすを利用する障がい者を限定し、使用されるものではありません。



ほじょ犬マーク

身体障害者補助犬同伴の啓発のためのマークです。身体障害者補助犬とは、盲導犬、介助犬、聴導犬のことを言います。これらの補助犬は、身体障害者補助犬法により、公共施設や交通機関はもちろん、デパート･ホテル･レストランなどの一般的な施設でも自由に同伴できるようになっています。



身体障害者標識（身体障害者マーク）

肢体不自由であることを理由に免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマーク。



聴覚障害者標識（聴覚障害者マーク）

聴覚障がいであることを理由に免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマーク。



マタニティマーク

妊産婦が交通機関等を利用する際に身につけ、周囲が妊産婦への配慮を示しやすくするもの。さらに、交通機関、職場、飲食店、その他の公共機関等が、その取組や呼びかけ文を付してポスターなどとして掲示し、妊産婦にやさしい環境づくりを推進するものです。



介護マーク

介護をする人が、介護中であることを周囲に理解していただくため、静岡県で考案されたものです。

「介護していることを周囲にさりげなく知ってもらいたいとき」、「駅やサービスエリアなどのトイレで付き添うとき」などに身に着けます。

第７章　基本構想策定後の事業推進に係る取り組み

７－１　基本構想に基づく特定事業計画と進行管理

７－１－１　特定事業計画の作成

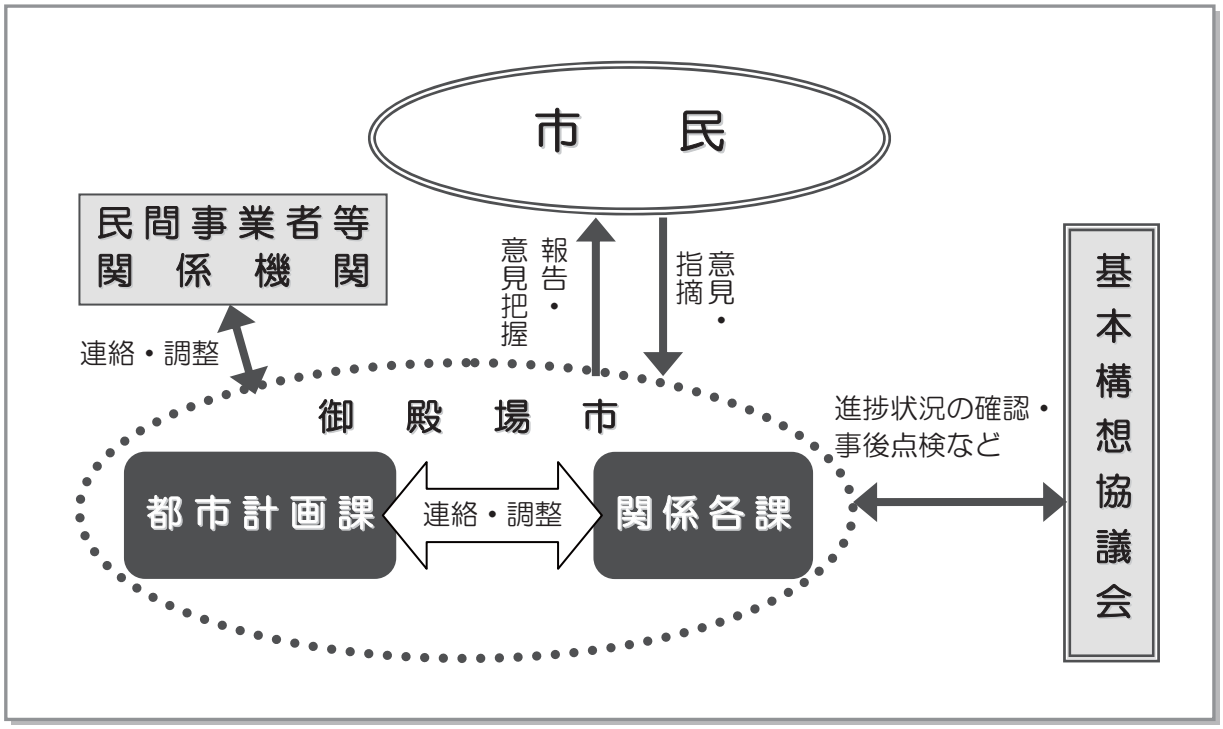
基本構想作成後は、基本構想の内容に基づき、各事業者は速やかに特定事業計画を作成します。

７－１－２　進行管理体制

基本構想に基づき特定事業の進行管理を行います。

基本的には、基本構想策定課である都市計画課が中心となり、庁内の関係各課と連携を図り、庁内における横断的な体制を構築するとともに、民間事業者等の関係機関と密に連絡・調整を取りながら進行管理を行います。

進行管理の実施にあたっては、各特定事業の内容に対して、整備目標となる数値指標を設定し、進行管理の状況を定量化することで関係者が状況を把握しやすくなるような工夫をします。



〈図７－１：進行管理体制のイメージ〉

７－１－３　段階的・継続的な取り組み

進行管理は計画(Plan)、実施(Do)、評価(Check)、改善(Action)の PDCA※1 サイクルに基づき、段階的かつ継続的な発展（スパイラルアップ）を実施する必要があります。

今後は、基本構想協議会等を活用しながら市民意見を反映し、下記のとおり管理を実施します。

Plan　－特定事業計画の作成－

特定事業計画を各管理者が作成します。

Do　－事業の実施－

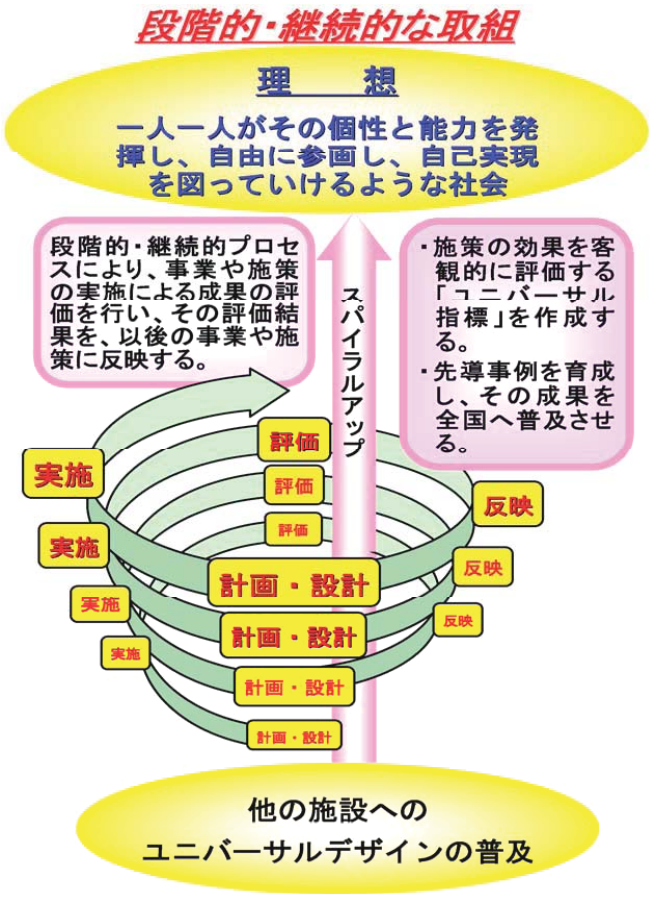
特定事業計画（基本構想）の作成または更新後に事業を実施します。

Check　－民間事業者等関係機関との連携－

進行管理シートの記載依頼や具体的な調整は、市と民間事業者等関係機関が密に連携を図りながら進めていきます。

Check　－進行管理シートの運用－

市は特定事業計画の作成後も事業の進捗状況を管理するため、各管理者が作成した進行管理シートを基に、定期的に各事業のバリアフリー化実施状況を把握していきます。



出典：国土交通省ＨＰ

〈図７－２：スパイラルアップのイメージ〉

Check　－市民意見の把握－

バリアフリー化の実現に向けて、市が作成した特定事業計画に対してパブリックコメントや当事者への意見聴取等を行うことで、市民の意見を把握します。

Action　－基本構想の見直し・更新－

進行管理シートの運用やパブリックコメント等により状況を把握した上で、基本構想協議会を通じて特定事業計画や基本構想そのものの見直し・更新を図り、より有意義で効果的なバリアフリー化の実践を進めていきます。

※1　ＰＤＣＡ：Plan（計画）→ Do（実行）→ Check（評価）→ Action（改善）の４段階を繰り返すことによって、業務を継続的に改善する手法。

７－２　今後の課題

７-２-１　生活関連施設以外の既存施設のバリアフリー化への対応

本基本構想ではバリアフリー化を推進するため、生活関連施設の設定要件として、バリアフリー法に則り、床面積 2,000 ㎡以上の特別特定建築物を対象としていますが、県条例では、より広い範囲で条例基準への適合が求められています。

本市においては、県条例の基準へ適合させるべく、公共的施設の新築等を行う場合はもちろんのこと、既存の施設についても県条例基準への合致を目指していきます。

その第一段階として、生活関連施設に位置づけた既存の施設のバリアフリー化を推進し、PDCA サイクルに基づくスパイラルアップにより、実効性のある取り組みを継続していくことが重要となります。

７-２-２　自転車ネットワークの整備方針

都市計画道路を始めとする十分な幅員が確保できる路線においては自転車歩行者道を活用し、その他の路線においては路肩の活用による自転車通行について検討するなど、道路のバリアフリー化に合わせた自転車ネットワークのあり方を検討していく必要があります。

参考資料

○用語解説

あ

・あんしん歩行エリア

交通事故の死傷事故の発生割合が高く、緊急に歩行者・自転車の安全対策が必要な地区を警察庁と国土交通省が合同で、「あんしん歩行エリア」として指定し、都道府県公安委員会と道路管理者が連携して、面的かつ総合的な事故対策を実施している。

具体的な対策としては、ハンプ、クランク等車両速度を抑制する道路構造や速度規制等により、歩行者や自転車の通行を優先するゾーンを形成するゾーン対策、歩道の整備等により、安心して移動できる歩行空間ネットワークを整備する経路対策、外周幹線道路の通行を円滑化し、エリア内への通過車両を抑制するため、交差点の改良等を実施する外周道路対策等を推進している。(P19参照)

・案内サイン

高齢者や障がい者等が迷うことなく目的地に到達できるように設定する道路案内標識や地図等の情報を提供するもの。

・移動等円滑化

高齢者、障がい者等の日常生活や社会生活における移動や施設の利用の際の身体の負担を軽減し、その移動上または施設の利用上の利便性や安全性を向上させること。

・移動等円滑化基準

バリアフリー法に定められた、移動等円滑化に関する基準。

・オストメイト

直腸がんや膀胱がんなどが原因で臓器に機能障害（内部障害）を負い、腹部などに排泄のための開口部［ストーマ（人工肛門・人工膀胱)］を造設した人のこと。

オストメイトは便意や尿意を感じたり、我慢することができないため、便や尿を溜めておくための袋＝「パウチ」を腹部に装着している。パウチに溜まった排泄物は一定時間ごとに便器や汚物流しに捨てる必要があり、このときに、パウチや腹部を洗浄する必要がある。



パウチの例
出典：「平成 23 年版、障害者白書」（内閣府）

・音響式信号機

歩行者用青信号の表示の開始または表示が継続していることを音響により伝達することができる装置を付加した信号機のことで、歩行者用信号機が「青」になったことを、「ピヨピヨ」や「カッコー」などの鳥の鳴き声やメロディーで知らせる。

・音声案内装置（音声案内設備）

音声ガイダンスによって施設の場所等の案内を行うもの。

か

・建築物特定事業

P94 特定事業 ⑤建築物特定事業 参照

・建築物特定施設

出入口、廊下等、階段（踊場を含む）、スロープ（踊場を含む）、エレベーターその他の昇降機、便所、ホテルまたは旅館の客室、敷地内の通路、駐車場および浴室またはシャワー室をいう。

・公共交通特定事業

P94 特定事業 ①公共交通特定事業 参照

・交通安全特定事業

P94 特定事業 ⑥交通安全特定事業 参照

・交通結節点

異なる交通手段(場合によっては同じ交通手段)を相互に連絡する乗り換え・乗り継ぎ施設。

交通結節点は、移動の一連の動きの中のひとつの重要な要素であり、「つなぐ空間」と「たまる空間」としての役割を有している。

交通結節点の具体的な施設としては、鉄道駅、バスターミナル、自由通路や階段、駅前広場やバス交通広場、歩道などが挙げられる。

・交通バリアフリー法

「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（平成 12 年法律第 68 号)」の通称。高齢者や障がい者等の公共交通機関を利用した移動の利便性・安全性の向上を促進することを目的とする法律。バリアフリー法の施行に伴い、平成 18 年 12 月 20 日に廃止された。

・勾配

傾斜（傾き）のこと。

・高齢化率

総人口に対する 65 歳以上の人口の割合。

・心のバリアフリー

建物や道路などにおける「物理的な障壁（バリア)」の他に、人の考えや気持ちなどの「こころの障壁（バリア)」があり、施設のバリアフリー整備の不完全さを補ったり、バリアフリー整備を有効に機能させる、心遣いや気配りのこと。

・御殿場型NPM

NPM とは New Public Management（ニューパブリックマネジメント）の略で、「新公共経営」と訳され、行政に民間企業の経営理論や経営手法を導入することで、効率的で質の高い行政サービスの提供を目的とします。また、御殿場型とは、単に効率性だけを追求するのではなく、心が通い、温かさや思いやりをもって、市民とともに行政経営を行っていくことを意味しています。

・コミュニケーションボード

聴覚障害や知的障害等の理由で、言葉（文字と話し言葉）によるコミュニケーションが困難な人の補助をするためのツールであり、ボードに絵、写真、文字、数字などが記されており、それらを使ってコミュニケーションを図るもの。障がい者等に対し言葉でうまく伝えきれない時や口頭での会話が難しいと感じた時に、ボードを差し出して必要な項目を指したり、障がい者等に指さししてもらったりしながら会話をする。



コミュニケーション支援ボードの例
出典：東京ＩＥＰ研究会

・コミュニティ道路

自動車の通行を主たる目的とはしない道路。住宅地の道路整備手法で、歩道の設置や車道をジグザグにして車のスピードを抑えるなど、歩行者の安全を優先した道路。

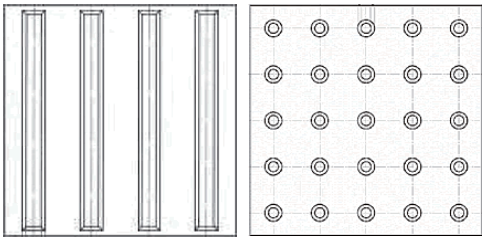
さ

・サービス介助士

高齢者や障がい者等が安心して外出できるように、街の中の移動や買い物等に適切な手伝いをするスペシャリストを NPO 法人日本ケアフィットサービス協会が認定する資格。

・視覚障害者誘導用ブロック

視覚障がい者が歩行する際、足の裏の触感覚や、白杖によりその存在および大まかな形状を確認できるような突起を表面につけたブロック。



線状ブロック　　点状ブロック
出典：「平成 23 年版、障害者白書」（内閣府）

①線状ブロック

平行する線状の突起を表面につけたブロックのことをいい、主に誘導対象施設等の方向を案内する場合に用いる。

②点状ブロック

点状の突起を表面につけたブロックのことをいい、主に注意すべき位置や誘導対象施設等の位置を案内する場合に用いる。

・指定管理者

地方公共団体が公共施設の管理を任される団体のこと。

・重点整備地区

旅客施設、官公庁施設、福祉施設その他高齢者、障がい者等が利用する施設が所在する一定の地区であり、重点的かつ一体的なバリアフリー化を推進する必要があると認められる地区。

・準生活関連経路

今後、「生活関連経路推進路線」の整備に合わせて、連続的な歩行空間を確保するためにバリアフリー化が必要となる路線。

・障害者手帳

各自治体において障がい者として公式に認定を受けて発行された、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のこと。

・障害者等用駐車スペース

障がい者等が円滑に利用できるように、幅が 3.7m以上で、障がい者等用であることが見やすく表示されている駐車ます（スペース）のこと。



障害者等用駐車スペースの例

・スパイラルアップ

具体的なバリアフリー施策などの内容について、高齢者や障がい者等、当事者の参加の下で検証し、その結果に基づいて新たな施策や措置を講じることによって、段階的・継続的な発展を図っていくこと。

・スロープ

段差解消のために設置する傾斜路のこと。

・生活関連経路

生活関連施設相互間の経路。

・生活関連経路推進路線

未整備路線であるが、今後の整備により地区内のバリアフリーネットワークの形成に寄与する路線であり、整備に伴い生活関連経路として位置づける路線。

・生活関連施設

高齢者、障がい者等が日常生活または社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設、病院、文化施設、商業施設など。

・セミフラット型（形式）

移動等円滑化基準に即した構造形式で、歩道面と車道面の段差が５cm の歩道形式。（P61 参照）

・ゾーン 30

ある一定の区域内において、生活道路における歩行者等の交通安全対策を推進するための取り組みで、原則として、自動車の最高速度を 30 kmの区域規制を設定し、通過交通を可能な限り抑制することを目的とするもの。（P20 参照）

・ソフト面（バリアフリー整備における）

心遣いや気配り等、心のバリアに関する側面のこと。





た

・多機能トイレ

高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児を連れた人等、誰もが円滑に利用できる構造のトイレで、オストメイト（人工肛門や人工膀胱を利用している方）用の洗浄器や乳幼児用ベビーベッドなどの機器を備えたもの。



多機能トイレの例

・低床バス

地上面から床面までの高さは 65cm 以下であり、スロープ板および車いすスペースを１以上、乗降口と車いすスペースとの間の通路の有効幅は 80cm 以上であること等、バリアフリー法の移動等円滑化基準に適合するバス。

①ノンステップバス

乗降口の階段をなくし乗降を容易にしたバス車両のことで、床の高さが地上から概ね 35cm 以下のものを指す。さらに、空気圧で車体を下げるニーリング（車高調整）装置により車高を５～９cm 程度下げることで、歩道との段差を少なく出来るものもある。

②ワンステップバス

乗客が乗降しやすいよう乗降口のステップを 1 段のぼるバス。備え付け車いす用スロープを使用することで車いす利用者の乗降が簡単になる。ノンステップバス同様に、ニーリング装置が装備された車両もある。

・点字

視覚障がい者が触覚で読む字で、点が盛り上がって文字・数字を表現する。通常、用いられる点字は横２×縦３の６つの点で表現される。



点字の例
出典：関東運輸局ＨＰ

・点状ブロック

P91 視覚障害者誘導用ブロック 参照

・道路特定事業

P94 特定事業 ②道路特定事業 参照

・特定建築物

学校、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、ホテル、事務所、共同住宅、老人ホームその他の多数の者が利用する「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成 18 年政令第 379 号)」第４条で定める建築物またはその部分をいう。

・特定公園施設

移動等円滑化が特に必要なものとして「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成 18 年政令第 379 号)」第３条に定めるもの。具体的には、園路・広場、休憩所、野外音楽堂、駐車場、便所、掲示板、標識等がある。

・特定事業

公共交通特定事業、道路特定事業、路外駐車場特定事業、都市公園特定事業、建築物特定事業および交通安全特定事業をいう。特定旅客施設・乗合車両、道路、特定路外駐車場、都市公園、特別特定建築物、交通安全施設などにおける移動等円滑化のために必要な設備の整備に関する事業。

①公共交通特定事業

特定旅客施設にあたる駅等で、エレベーターの設置、段差の解消など、バリアフリー化のために必要な整備を行う事業や、バリアフリーの一定の基準に適合した車両を購入するなど、移動等円滑化のために必要な基本構想で定めた事業。

②道路特定事業

重点整備地区内の生活関連施設間を結ぶ道路等について、歩道の段差の解消や誘導ブロックの設置など、連続的にバリアフリー化された歩行空間を確保する、移動等円滑化のために必要な基本構想で定めた事業。

③路外駐車場特定事業

車いす使用者が円滑に利用できる駐車施設の整備など、特定路外駐車場において実施する移動等円滑化のために必要な基本構想で定めた事業。

④都市公園特定事業

都市公園の特定公園施設の整備に関する、移動等円滑化のために必要な基本構想で定めた事業。

⑤建築物特定事業

重点整備地区内のバリアフリー化が必要な特別特定建築物などについて、エレベーターの設置やトイレの改善など、施設を円滑に利用できるよう基本構想で定めた事業。

⑥交通安全特定事業

重点整備地区内において、音響式信号機の設置、道路標識・道路標示の設置、歩道への違法駐車行為の取締りなど、交差点や歩道の安全な移動、円滑な交通処理を目的とする、移動等円滑化のために必要な基本構想で定めた事業。

・特定事業計画

バリアフリー法に基づく基本構想に記載された特定事業に関し、関係する事業者が、単独または共同して基本構想に即して特定事業を実施するための計画。

各事業者は、この計画に基づき当該特定事業を実施することとなる。公共交通事業者が作成する公共交通特定事業計画、道路管理者が作成する道路特定事業計画、公安委員会が作成する道路特定事業計画などがある。

・特定車両

軌道経営者または一般乗合旅客自動車運送事業者が旅客の運送を行うために使用する車両等をいう。

・特定旅客施設

1 日あたりの利用客数が 5,000 人以上である、または見込まれる駅等の旅客施設。もしくは、高齢者・障がい者等の利用が、1 日あたりの利用客数 5,000 人以上の旅客施設と同程度以上である旅客施設。

・特定路外駐車場

駐車場法第２条第２号に規定する路外駐車場であって、駐車場面積が 500 ㎡以上かつ駐車料金を徴収するもの。

・特別特定建築物

不特定かつ多数の者が利用し、または主として高齢者、障がい者等が利用する特定建築物で、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成 18 年政令第 379 号)」第５条各号に定める建築物（バリアフリー法第 14 条第３項で規定する条例で定める特定建築物を含む。）をいう。

・都市公園特定事業

P94 特定事業 ④都市公園特定事業 参照

な

・内部障害

人体内部の器官にある障害。心臓機能障害、腎臓機能障害、呼吸器機能障害、膀胱直腸機能障害、小腸機能障害、肝臓機能障害、ヒト免疫不全ウィルスによる免疫機能障害がある。

・認知症サポーター

地域で暮らす認知症の人や家族をそれぞれの生活場面でサポートしたり、地域の様々な社会資源につなげる窓口となる役割を担う人。

・ノーマライゼーション社会

障害のある者が障害のない者と同等に生活し活動する社会。

・ノンステップバス

P93 低床バス ①ノンステップバス 参照

は

・ハード面（バリアフリー整備における）

建築物や道路等、物理的バリアに関する側面のこと。

・ハートビル法

「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律（平成６年法律第 44 号)」の通称。高齢者や障がい者等、不特定多数の人々が、安心して気持ちよく利用できる心（ハート）に優しいビルディング（ビル）の建築を促進することを目的とする法律。バリアフリー法の施行に伴い、平成 18 年 12 月 20 日に廃止された。

・パブリックコメント

通称「パブコメ」とも呼ばれ、公的な機関が条例・規則などを制定しようとするときに、広く公に（＝パブリック）に、意見・情報・改善案など（＝コメント）を求める手続きをいう。御殿場市では「みんなの声を活かす意見公募手続き」という。

・バリアフリー

高齢者や障がい者等が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去（フリー）すること。物理的、社会的、制度的、心理的な障壁、情報面での障壁などすべての障壁を除去するという考え方。

・バリアフリー法

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成 18 年法律第 91 号）」の通称。交通バリアフリー法とハートビル法が統合される形で制定された。

・ハンプ

通過する自動車の速度を抑えるために、道路の車道部分を盛り上げて舗装したもの。

・ピクトグラム

「絵文字」「絵単語」を表す。２色で表したい概念を単純な図として表現。



ピクトグラムの例
出典：国土交通省ＨＰ

・福祉車両（福祉タクシー）

車いす使用者等を運ぶことができるタクシー。車いすのまま乗車できるリフト付タクシーなどがある。

≪回転シート付きタクシー≫ ≪スロープ付きタクシー≫ ≪リフト付きタクシー≫



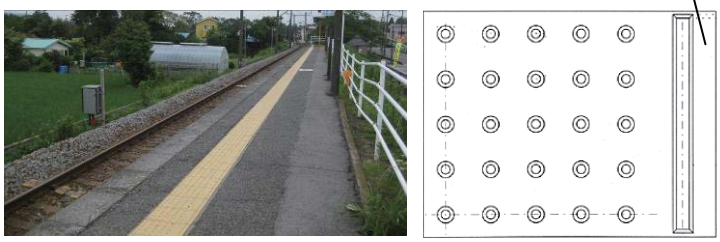
出典：関東運輸局ＨＰ

・フラット型（形式）

車道面と歩道面が同じ高さの歩道形式。（P61 参照）

・ホーム縁端警告ブロック

電車のプラットホームの縁端から 80cm 以上離れた場所に、プラットホーム長軸方向に沿って連続的に敷設しているもの。



ホーム縁端警告ブロックの例
出典：「平成 23 年版、障害者白書」（内閣府）

ま

・マウントアップ型（形式）

横断歩道部や車両乗入れ部だけを切り下げた、車道面より歩道面が高い（11cm～25cm）歩道形式。（P61 参照）

・まち歩き点検

高齢者や障がい者等とまちを歩いて、道路や施設内の問題点や課題を確認するための現地調査。

や

・ユニバーサルデザイン

障害の有無、年齢、性別、人種等に関わらず、多様な人が利用しやすいよう製品や建物、生活空間を設計する考え方。

ら

・路外駐車場

道路の路面外に設置される自動車の駐車のための施設であって一般公共の用に供されるもの。

・路外駐車場特定事業

P94 特定事業 ③路外駐車場特定事業 参照

わ

・ワークショップ

何かについてのアイディアを出し合い、意思決定をする集まりのことであり、様々な人が集まり、共通の体験、共同作業、体験の意見交換などにより相互理解を図り、新しい発見をし、問題解決の工夫を考えること。例えば、「まち歩き点検」のあとに、問題点や課題を洗い出すことや、その解決に向けた意見について議論すること。



ワークショップの例

その他

・（都）

都市計画道路の略。

・PDCA

Plan（計画）→ Do（実行）→ Check（評価）→ Action（改善）の４段階を繰り返すことによって、業務を継続的に改善する手法。

○バリアフリー基本構想策定の経過

協　議　会　＝　御殿場市バリアフリー基本構想協議会
懇　話　会　＝　御殿場市バリアフリー基本構想策定懇話会
駅東懇話会　＝　御殿場駅東地区まちづくり懇話会
委　員　会　＝　御殿場市バリアフリー基本構想策定庁内検討委員会

年	月	日	内　容	詳　細
23	6	28	第１回協議会	バリアフリー基本構想の概要、スケジュール等について
	7	20	広報ごてんば	バリアフリー基本構想策定に関する記事を掲載
	7 8	19　～ 5	市民アンケート	関係団体約 300 人と無作為抽出による 20 歳以上の市民 1,000 人を対象に郵送アンケートを実施。
	7 9	28　～ 26	当事者ヒアリング	障がい者、妊娠・子育て中の人を対象としたヒアリングを実施。
	9	12	第１回駅東懇話会	まち歩き点検に関する事前説明
	10	18	第１回委員会	バリアフリー基本構想の概要、スケジュール等について
		19	第２回駅東懇話会（まち歩き点検）	駅東懇話会のメンバーによる御殿場駅乙女口側のまち歩き点検の実施。
		28	第１回懇話会	バリアフリー基本構想の概要、スケジュール等について。
	11	11	第３回駅東懇話会	まち歩き点検のワークショップと結果の取りまとめ。
		21	都市計画審議会	バリアフリー基本構想の概要報告
		28	第２回懇話会（まち歩き点検）	懇話会と委員会委員による御殿場駅富士山口側のまち歩き点検とワークショップの開催。
	12	26	第２回委員会	まち歩き点検の結果について
24	2	中旬	第１回施設管理者アンケート	重点整備地区内の各施設管理者に対する特定事業に関するアンケートの実施。
	4 5	下旬　～ 上旬	施設管理者ヒアリング	アンケート結果に対するヒアリングの実施。
	6 7	下旬　～ 上旬	第２回施設管理者アンケート	特定事業等の実施に関するアンケートの実施。
	8	21	第３回委員会	バリアフリー基本構想（素案）について
		27	第３回懇話会	バリアフリー基本構想（素案）について
	9	11	第２回協議会	バリアフリー基本構想（素案）について
	10	15	調整会議	バリアフリー基本構想（素案）について

年	月	日	内　容	詳　細
24	10	29	庁議	バリアフリー基本構想（素案）について
	11	7	経済文教委員会	バリアフリー基本構想（素案）について
		14	市議会全員協議会	バリアフリー基本構想（素案）について
	12	5	広報ごてんば	バリアフリー基本構想（素案）に対する意見公募（パブリックコメント）実施の記事を掲載。
	12 12	5　～ 20	みんなの声を活かす意見公募	バリアフリー基本構想（素案）に対する意見公募（パブリックコメント）の実施。
25	1	31	第４回委員会	バリアフリー基本構想（案）について
	2	12	第４回懇話会	バリアフリー基本構想（案）について
		14	都市計画審議会	バリアフリー基本構想（案）について
		22	第３回協議会	バリアフリー基本構想の諮問・答申

○御殿場市バリアフリー基本構想に対する意見・質疑（概要）

＜原案に対する意見＞

（バリアフリー基本構想協議会）

1	Q　基本構想の策定体制図について、協議会と検討委員会とのつながりが見てとれない。どういった関係になっているのか？ A　正式な諮問の前の途中段階で適宜意見交換をするという主旨で、協議会と委員会との間に矢印を追加する。
2	Q　タクシーやバスの特定事業の中で、「心のバリアフリーに対応した従業員教育」とあるが、具体的にどういうことなのか？ A　例えば、買い物時の荷物の運搬や、タクシーやバスに車いすを乗せるときの介助などを実施するよう従業員教育を行っていくことをいう。既に実施している事業者も多いが、今後も引き続き継続して進め、従業員の共通認識として取り組んでもらうため基本構想に位置づけている。
3	Q　御殿場線の東西通行ルートは、駅の東西自由通路の他、駅南ガードなどを加えた方がいいのではないか？ A　駅東西の分断が基本構想を検討するうえでの課題でもある。駅南のガード下については、高低差を測るなどの調査を何度も行い、車いす通行の可否等、様々な方向から検討したが、結果としてバリアフリー化は非常に困難で現実的でないとの結論に達した。 したがって、御殿場線の東西の分断については、駅の東西自由通路のバリアフリー化を充実させていくことで解消していきたい。
4	Q　基本構想中にある身体障害者手帳保持者数の表について、介護保険適用が開始された以降、身体障害者手帳を申請しない方が増加しているという実情もあるため、身体障害手帳数以外にも身体障がい者の方はいると整理して追記する必要がある。 A　表に注釈を追加し、実態を反映していない可能性について言及する。
5	Q　心のバリアフリーの推進について、「施設の職員等の意識向上を図るとともに、地域住民と一体となったソフト面でのバリアフリー化も推進していきます。」と記載してある。職員も大事だが市民も重要であり、職員や市民の意識向上を推進して欲しい。 A　基本構想中の表現を「施設の職員や市民の意識向上を…」に変更する。
6	Q　基本構想に位置づけた生活関連経路について、特定経路とするものはあるか？ A　今回は、特定経路の指定はない。すべて生活関連経路の指定のみである。

7	Q　基本構想中でバリアフリーに関するマークを紹介しているが、高齢者で腰を曲げている絵は腰を曲げていない絵を使った方が良い。その他のマークも標準形を使用した方が良い。 A　高齢者を表すマークは削除する。その他のマークも標準形を使用することとする。

（バリアフリー基本構想策定懇話会）

8	・市内のほとんどの方は、道路について不便を感じたとしても「自分が我慢すれば」と考えたりして、今までは歩道に対する意見が明らかにならなかったが、今回のアンケートで多くの方が危険性を感じているという結果が分かってよかった。
9	・御殿場駅の自由通路のエスカレーターの設置について、ニーズが高くないという結果になったが、市民の誰もが必ずしも駅を利用する訳ではないし、エレベーターが設置されていることに対する認知度によっても回答が変わってくると思う。エスカレーター設置ということになると、高価な物なのでアンケートの意見も参考によく検討しなければならない。
10	・歩道があっても波を打っている状態の箇所が危険を感じる。バリアフリー化として段差をなくすと言っても、車道との境界を明確にするためには、ある程度の段差は必要だと思う。
11	・まち歩き点検の結果、課題になった点が大体反映されているので良いと思う。
12	・基本構想の中で、将来的には福祉タクシーや福祉車両を整備するのが目標であるが、それ以前に乗務員一人ひとりに対するバリアフリー意識の植え付けや、徹底した教育等を行っていく必要がある。
13	・畳んだ車いすをしまう際、足元やトランクがもう少し広いと良いと思う。「福祉タクシーを導入してください。」というお願いだけではなく、ちょっとした工夫をするだけでも、使いやすくなる。
14	・新橋地区は一人暮らしの高齢者や高齢者世帯の方達が大勢いる。商店街が近いため、新橋地区の高齢者の方々は車に乗らず、歩いて買い物するにも関わらず、道路の側溝の不備や歩道が狭い等、高齢者にとって歩きづらい箇所が多くあると感じる。
15	・「心のバリアフリー」という人間の意識の部分についても計画の中に盛り込まれており、重要な部分となってくると思う。

16	Q　基本構想中に「平成 32 年度末を期限として～」とあるが、平成 32 年度がある程度の目標期限と考えていいか？ A　平成 23 年度に新しく出来た国の基本方針の中で国が平成 32 年度末を一つの目標としており、御殿場市はそれに対して、中期の整備目標時期を平成 32 年度に設定している。なお、平成 33 年度以降も引き続きバリアフリー化は進めていくという事で、基本構想に長期の整備目標として位置づけている。
17	Q　身体障害者手帳保持者数のグラフがあるが、あまり増加していない印象を受ける。この図だけで障がい者の方の増減を判断するのは良くない。以前は、身体障害者手帳を保持することで、様々な優遇措置を受けられたが、現在は介護保険が優先されるため、身体障害者手帳を持つ必要性が低くなっている。 A　身体障害者手帳保持者数については、バリアフリー基本構想の基礎データとして一般的であるため掲載している。介護保険受給者証というのも一つの指標となりえるが、寝たきりの方も多く、実際にまちに出られる方の範囲で、客観的な数値となると、身体障害者手保持者数が指標になってきてしまう。ご意見があった部分については、注釈を追加し、実態を反映していない可能性について言及する。

（バリアフリー基本構想策定庁内検討委員会）

18	Q　策定体制について、検討委員会から庁議・調整会議、市長へと上がっていくという図になっているが、上がってきた案を協議会へ諮問するということか？ A　そのとおりである。協議会は市の付属機関として設置条例により位置づけている。本来、バリアフリー基本構想策定における協議会は組織として独立しており、その組織が主体となり基本構想を策定するのが一般的なスタイルである。しかしながら御殿場市の場合は、策定主体を協議会ではなく市としている。今回の基本構想策定の狙いの一つとして、県の事業（県道整備）を法的に位置づけ、県に事業を推進してもらうことを目的としているため、このような形をとっている。
19	Q　「情報に係る障がいを持つ人」とは、どういった方を指すのか？ A　視覚障がい者や発達障がい者等のコミュニケーションを図るのに支障のある方、情報の認識が難しい方を指している。
20	Q　「さまざまな段階での住民・当事者参加」とは、具体的にどのような取り組みを考えているのか？ A　資料の策定体制図に記載されているように、市民アンケートや当事者ヒアリング、地域説明会、パブリックコメントを実施する。そのほか、駅東まちづくり懇話会などの地域組織との協議などを通じて参画している。

21	Q　アンケート結果の利用頻度をもとに生活関連施設や重点整備地区を判断するのはいかがなものか。 A　利用頻度の多寡は当該施設の選定要件から除外することとした。 重点整備地区については、御殿場駅を中心とするおおむね１ｋｍの範囲で、主要道路に囲まれた区域を設定した。また、区域内で不特定多数が利用する2,000 ㎡以上の建築物を生活関連施設とした。
22	Q　弱視の方達には、視覚障害者誘導用ブロックは黄色等の分かりやすい色が良いが、設計する側からすると景観に配慮した色の方が良いという考え方もある。設計する際に意識し、弱視の方達にも分かりやすい色にする必要がある。 A　移動等円滑化基準の中で、「視覚障害者誘導用ブロックの色は、黄色その他の周囲の路面との輝度比が大きいこと等により当該ブロック部分を容易に識別できる色とする」と明記されている。（ただし、色彩に配慮した舗装を施している歩道等で、黄色いブロックを適用するとその対比効果が十分発揮できなくなる場合は、設置面との輝度比や明度差が確保できる黄色以外の色を選択できる。） このことから、移動等円滑化基準の範囲内で景観に配慮したブロックを設置していく。
23	Q　「その他の移動等円滑化のために必要な取り組み」で「エレベーターの操作ボタンに点字シールを貼付します。」という整備内容の整備目標が【中期】になっているが、すぐに出来る項目だと思うので、整備目標を【中期】に設定するのは違和感がある。 A　施設管理者と相談した結果、【短期】とすることとした。
24	Q　支所について、容易に【出来ている箇所】と【出来ていない箇所】が分かるように表現を改めるべき。 A　各支所の表現を統一したうえで、【出来ている箇所】･【出来てない箇所】を〇、×で整理することとした。
25	Q　県道はセミフラット型の整備となっており、市道がフラット型整備となっている意味はあるのか。幅員の関係からフラット型の整備を行うということか？ A　移動等円滑化基準はセミフラット型であるため、全てセミフラット型で統一する。

＜素案に対する意見＞

（調整会議）

1	Q　特定事業は施設の所有者が事業計画を立て、所有者負担で事業を実施していくのか？ A　そのとおりである。
2	Q　生活関連施設に位置づけているスーパーなどは、全て特定事業の対象としないのか？ A　いわゆるバリアフリー新法が成立した平成 18 年以後に建てられた店舗は、新法に基づくバリアフリー化が義務付けられ、バリアフリー化が実現しているため対象から除外している。
3	Q　基本構想協議会は構想策定後も存続するのか？ A　基本構想は市の総合計画基本構想と同様に存続するため、バリアフリーに関する諮問機関として残す。

（庁　　議）

4	Q　縁石ブロックの高さに基準はあるか？自転車の通行に支障があるのではないか？ A　移動円滑化基準では 15 ㎝となっている。撤去する案も出たが、歩行者の安全対策上必要とした。
5	Q　市民会館を改修する際も特定事業計画が必要か？法的根拠は？ A　必要である。市の施設は道路、公園等とともに都市計画課でとりまとめて策定する予定である。基本構想に位置づけられた特定事業は、バリアフリー法に基づき、特定事業計画の策定が義務付けられる。
6	Q　県は基本構想に基づいて県道を整備してくれるのか？ A　基本構想の事業内容については県の合意を得ている。
7	Q　旧 246 号の具体的な事業内容は？ A　若宮交差点から望月たばこ店までの区間は、右折レーンを設ける必要があることから拡幅を前提としている。その他の部分は、現道幅内で歩道のセミフラット化、側溝の改修等を進める予定である。
8	Q　県と市の負担割合は？ A　街路事業の部分は県事業なので、市は県の負担条例に基づき 15%を負担することになる。
9	Q　旧 246 号の都市計画決定幅 19m はどうなるのか？ A　現道幅で整備した後、一定期間を置いて検証し、問題がなければ都市計画決定線を 12m に戻す。

（市議会経済文教委員会）

10	Q　御殿場須走線（旧 138 号）を先に整備してくれないか？ A　３本の県道については、県の優先順位に基づき、軒田通り、旧 246 号の若宮から望月たばこ店、御殿場停車場線の国道 246 号まで、旧 246 号、旧 138 号の順である。

（市議会全員協議会）

11	Q　平成 27 以降人口が急激に下がる背景、平成 37 年には減少率が本市と全国平均が逆転する理由とは？ A　少子高齢化と団塊世代の高齢化によるものと考えられる。第三次総合計画の策定時に予測した。将来人口の減少率を適用すると、平成 37 年には一時的に逆転現象が起きる。
12	Q　生活関連施設のうち公共・公益施設に学校は含まれないのか？ A　常時、不特定多数の高齢者、障がい者等が利用する施設を対象とするため、学校は含まれない。
13	Q　御南小や御南高は避難所に指定されているが、バリアフリー化が必要ではないのか？ A　どこからバリアフリー化を進めていくかという優先度を検討した中では、まずは不特定多数の高齢者や障がい者等が常時利用する施設から優先するという結果となった。避難所における障がい者対策については、福祉避難施設の検討を進めている。
14	Q　音響式信号機の設置基準はあるか？ A　公安としては明確な基準はない。地域の要望を受けて適宜に設置するよう働きかけていく。

（みんなの声を活かす意見公募）

15	Q　身体障害者駐車場に一般車が止めているので、取り締まりをお願いしたい。 A　基本構想では、各施設におけるバリアフリー化のための事業の中で、駐車場利用者のマナー向上・意識啓発の実施について記述している。 また、平成 25 年２月より県がゆずりあい駐車場事業を実施するなど、不適切な駐車の抑制に向けた取り組み環境は、基本構想に掲載された事業以外にも、包括的に展開されていくと見込まれている。

16	Q　御殿場駅を利用する際に身障者駐車スペースからエレベーターまでが遠い。また、２階から改札に行くのも距離があり不便で負担がかかる。動線の見直しをお願いしたい。 A　エレベーターについては、（仮）箱根乙女口広場を改修する際に改良することとして、特定事業の中で位置づけられている。また、富士山口側についても、交差点の位置等の将来的な再配置の検討にあわせ、エレベーターの位置を検討する。
17	Q　視覚障がい者だけが人の手を借りないと動けない。すべてを視覚障がい者対応とするのは無理だとわかっているが、少しでも手助けなく行動できる箇所を増やしてほしい。 A　基本構想が掲げる基本目標に「全ての人が利用しやすい環境整備」を掲げており、その目標の実現のためにバリアフリー化を進めていく。
18	Q　アイマスクをしてまち歩き点検を実施しているが、全然ダメである。そんなことでは視覚障がい者のことはわからない。 A　まち歩き点検は、健常者が普段気づかないバリアを浮かび上がらせるために実施したもので、多くのバリアを発見することができ、100%までとはいかないまでも効果はあったものと認識している。 なお、障がい者団体とのヒアリングにより障がい者の方々のご意見は基本構想に反映している。
19	Q　点字ブロックは必ずしも安全ではない。点字ブロック上で事故が起これば管理者の責任が問われるので、安心して利用できるようにしていただきたい。 A　基本構想の特定事業の中でブロックの連続性と適切な設置、破損個所の補修について記述している。
20	Q　視覚障がい者で点字を読める人の方が少ないことを理解してほしい。特に高齢者だと、指の感覚が鈍くなってしまい読めないことがある。 A　点字についての貴重な意見として今後の参考とする。
21	Q　多機能トイレについて、他の障がい者はいいが、視覚障がい者は使えない。トイレットペーパー、流しレバー、緊急ボタンの位置を統一していただきたい。 A　国が定めた移動等円滑化基準の中では、多機能トイレの設置数の基準や入口の大きさ等の基準が定められているが、個々の設備の位置についての基準はない。しかし、非常に重要な指摘であることから、誰もが使いやすいトイレを実現するため、設備位置の統一に向けて、基本構想に方針を盛り込み、今後の課題として検討していく。

22	Q　悪気はないのだろうが、御殿場駅の点字ブロック上に物が置いてあることがある。また、点字ブロックはあるが、案内が不十分なため、自分の位置や目的地の場所がわからない。 A　基本構想の特定事業の中でブロックの連続性と適切な設置、破損個所の補修について記述しているが、施設管理者に連絡し、障害物の除去を依頼する。また、誰でも自分の位置や目的地が分かるよう、案内の充実に関する方針を盛り込むこととする。
23	Q　駅富士山口側のトイレはいい。点字ブロックが途切れたところから手を伸ばすと手すりがあり、それをたどると用を足す所まで行けるようになっている。 A　肯定意見のため、今後参考とする意見とする。
24	Q　ふじざくらについて、他の障がい者への対応はできているが、視覚障がい者だけは全く対応できていない（介助者がいないと使えない）。道路から入口への点字ブロックはあるが、中にない。エコ方式の音声ガイドがあるが、複数の場所が反応してしまったりするので使えない。利用者も１年間で全くいないようであり、金の無駄である。せめてボランティアビューロからトイレくらいは行けるようにしていただきたい。 手すりがあるが、机やパネルが置かれていたりしていた。意見を言ったのでふじざくらは改善されたが、他の施設でそういったことがあるのでは？ A　市民交流センターふじざくらについては、障がい者が多数利用する施設であるため、意見内容を施設管理者に伝え、今後も適切な管理に努めるよう依頼する。 また、他の施設についても、意識啓発の中で、障害となるものの除却について依頼をしていく。

○現状のバリアフリーに関する自由意見（アンケート結果）

・アンケート調査について（P.22 ３－１　住民アンケート 参照）

高齢者、障がい者、妊産婦、ベビーカー使用者、その他の市民等を対象に、平成 23 年７月 19 日（火）から８月５日（金）に実施。

・アンケート調査の結果について

送付数：1,295 件、回収数：590 件（うち、自由意見件数 189 件）

【自由意見一覧】

●保健センターから歩いて帰る人をよく見かけます。もっと平らな道であってほしいです。
●東名インターから東京、静岡に通院等でバスを利用するのですが、車いすではバス停の段差があるため苦労しています。スロープ等をつけてもらえないかと切にお願いします。
●子供の手をつかみ買い物袋を持つと両手がふさがれて、もう一人子供を連れている時に「気をつけろ！」と車の人に怒鳴られた事があります。建物のバリアフリーも大切だと思いますが、人の気持ちのあり方も大切にしたいです。
●市として全体的な統一性をもった整備ができるとよいかと思いますが、予算等の問題も含めていろいろな壁があるかもしれませんが。
●図書館をよく利用させてもらっていますが、駐車場が１段低い場所にあり、スロープを使って移動するのですが、雨の時は傘も使えず濡れるに任せている状態です。出入口と同じ高さの場所で駐車できるといいなと思っています。
●住まいがどちらかというと裾野に近いので、御殿場は利用しない。今の所、車で出かけているので歩くと言う事はない。
●バリアフリーとは関係ないかもしれないが、外灯を増やして欲しいです。
●エレベーターを利用しないと大変な方が利用しやすいように表示を分かりやすく、また使いやすい雰囲気づくりをした方がよいのではないでしょうか。市内の道路はまだまだ段差など多く、不自由な方はもちろん、ベビーカーやシニアカーといったものが使いにくいと思います。
●私は、子どもがまだ小さいのでベビーカーで買い物をしているが、エスカレーターしかない施設は 2 階などに行けなく、大変不便です。また、散歩に出かけるのも歩道の整備がされていなかったりして、歩きにくい。体の不自由な方やお年寄りにも危険だと思う。今後のバリアフリー化に期待します。御殿場はとても住み心地が良いので、より良い街づくりを願っています。
●ベビーカーを押して歩いていると、道路のちょっとした段差や建物の不便さによく気づきます。多くの人が利用するところは、なるべく不便のないようにしていけると快適に暮らせると思います。
●この先道路や建物など新しくする。公共施設などの場合、元気な人ばかりの意見を聞くのではなく、車イスや目の見えない人も話し合いの場に入れて下さい。
●本当に必要なら。あれば良いと必要は違う。市民へのヒアリング。

●ベビーカーを利用するようになるのですが、今まで気付かなかった事があります。盲目の人が杖をついて歩く時の、道路のボコボコに割と車輪がとられるので、上手にベビーカーを押す歩き方や、注意点を知れたらいいなと思っています。
●マナー的な事ですが、スーパーやホームセンターでカートの放置が多いです。施設を良くするのも大事だと思いますが、利用者の意識が低いままでは、変わらないような感じがします。
●車いすを利用するようになった場合のことを考えると、ほとんどの道路が段差・道幅の狭さ・途中までしか歩道が無いといった問題が多々あり、将来不安を感じる。
●観光客の集客にも焦点をあて、バリアフリー化と集客増加との両方が上手くいく様にできるとよいと思います。
●建物、施設、設備等の整備もさせることながら、心の教育も大事ではないでしょうか。人の心に支える気持ちがあれば多額のお金をかけてつくらなくても済む箇所があるかもしれません。
●電気を必要とするものに関しては自然エネルギー（例　太陽光など）を使用するようにして、バリアフリーを進めていくべきだと思います。道路は、自動車、歩行者、できれば自転車専用道路も作っていくべきだと思います。
●まず、優先して除くべき「バリア」の検証から行うべき。送付文の説明通り、バリアは幅広い。バリアフリーの概念が狭いと思う。ハード施設の整備は必要であるが、高齢者などの買い物難民問題、子供が安心して遊べる環境など、体に障害がある人以外のバリアまで含めて、総合的な計画を立案すべき。 ●障害者についても、道路、歩道に加えて、介助者不足、周囲の理解不足などのバリアを除く提案計画も。 ●道路、歩道より、トイレ・公共交通・駐車場などの配慮を優先させるべき。 ●障害者オンリーだけの駐車場を駅前の店舗の軒先に何箇所か設けるとか、雨の日の傘さしボランティア登録とか、荷物持ちためだけのポーターボランティアとか、お金をかけない発想で市民全体が啓発されるバリアフリー政策を。新婚の夫婦に「もうすぐパパママボランティア」として、小さい子がいて大変なママの手伝いボランティアをしてもらうとか、「親孝行のかわりに孝行ボランティア」として、遠方の父母のかわりに市内の高齢者の介助サポートを短期に行うなど。
●玉穂や印野は十分整備されていると感じる。ただ、全域を十分にするとものすごくお金がかかると思うので、必要でないと思う。
●中心部だけでなく、市内全域のことを考えて下さい。旧 246 号が特に歩道が狭く、歩きにくいです。
●自分は多くを車で利用していますが、道路幅を広げることは大変なことと思うし、現実味がない。狭い道では、車の待機所を作ってでも、車いす・自転車・歩行者の道幅をしっかり確保してあげたい。それが、皆、安全に行きかう、心構えが育つ気がする。（例えば、狭い道では歩行者道を青く塗るなど。）
●高齢者や障害者がもっと自由に出かけられる様､バリアフリーが多く出来ることを希望します。
●車いすでは通りにくいほど狭い歩道が多く、バリアフリーにする前に広くして欲しい。

●障害者の方はもちろん、子供のベビーカーのタイヤが線路のみぞにはまったり、少しの段差に引っかかり焦った事があるので、バリアフリーになることに対し、とても関心があります。
●難しいと思うが、歩道は出来るだけ規格方式を統一して欲しい。
●バリアフリーかどうかは分かりませんが、高齢の方がハンドルにしがみついて運転をしている姿が多いです。（御殿場の特徴みたいだけど）危険です。小型のシャトルバスがあると良いのかなと思います。私も高齢になった時、図書館とか市民会館へ行くバスがあったら、ずっとここに住めるのにと考えています。
●もしエレベーターを作るのであれば、東京の巣鴨駅みたいに高齢者に合せた速度の調整が必要と思われる（エスカレーターは一般の人用ではなく）高齢者にやさしい町を作ってみてはと思う。
●外食等の際、車いす等使用者の利用が限られてしまう為、お店が限定されてしまいます。現在、私が所属しているあるグループでも、年 4 回位外食があるのですが、歩行器利用者がいますので、毎回同じ所になってしまいます。別の所に行きたいという意見もあるのですが、受け入れる店が限られています。
●体が不自由な方、目・耳が不自由は方々が安心して歩ける道にして下さい。市民から集める税金をよく考え、市民が納得のいくように活用してほしい。地下道も、もっと明るくきれいに作ってほしい。
●前述しましたように、公共交通機関を利用する為の中心部に至る整備が乏しい。
●電柱（電線）を地中に埋めて、歩道を広くする。自転車と人が通ってもぶつからない広さがほしい。
●新橋中央にかかっている立橋は人々が通らないし、無駄だと思いますがいかかでしょうか？
●何年か前に足を骨折した際、4 階から下りるのに人手を借りなければなりませんでした。病院に通う度に登り降りに苦労いたしました。年々老人が増えているのは必至な社会にあって、市営住宅とはいえ、エレベーターは必要と考えます。老人に住みやすい街はイコール人に優しい街と思います。御一考頂ければ幸いです。
●アンケートの意図がよくわからないが、商業施設に補助金を出してバリアフリーの普及を進めるつもりなのか。バリアフリーで施設を変えるものいいが、駅前のゴチャゴチャした道の整備をきちんとした方が優先されるべきだと思う。
●246 沿い及び、旧 138 沿いの歩道の状態が特に悪く感じます（車の相対速度が高いことが理由かも）。さらに、246、旧 138 ともに、雨の日に車の水しぶきが歩道側へ激しく上がる場所があります。また、旧 138 の横断が難しいので、横断歩道の位置の再考と信号の必要を感じます。
●R246 バイパス、ぐみ沢交差点近くの歩道橋は、街灯がなくなったので、夜、消灯すると真っ暗で足元が危ないです。中央公園に近いので、中高年の夜のウォーキングなどに支障があるかもしれません。
●子供（立ったり歩いたりできない）がいる時、トイレが使えないのが残念です。子どもを座らせておける器具などを取り付けてもらえると安心します。特にスーパーで困りました。
●主要施設のまわりの主要道路につながる幹線を充実してほしい。

●大坂に在住ですが、旧道の歩道がとても歩きづらいです。（富士岡公園近辺）でこぼこしていたり、道幅が狭かったり。ベビーカーを押したり、子供を歩かせるとよく引っかかります。この辺りは、障害者施設もあるので、改善してほしいと思います。中心部のバリアフリーだけでなく、まずは各所で整備をお願いします。
●バリアフリー推進には賛成ですが、各方面での検討が必要だと思います。使用されていない場所も各方面で見受けられます。
●車社会から離れて、日常生活が徒歩圏内で多くの時間を過ごす様になって、初めて、あちこちにも小さな段差が気になってくる事を実感するのだと思います。その年代の声を拾いあげて頂きたいと思います。私は現在、車で移動する事が多いのですが、車が安心して走れる街中は、バリアフリーが必要な方々にも、又、それなりの安定した利用状況なのかなぁという事を時々感じます。
●駅周辺はいいのですが、少しはずれると歩道がなく、段差があり危険です。運転が出来る人ばかりではありません。近くのスーパーに行くにも不自由されている人がほとんどです。毎日の生活に安全に行ける工夫がほしい。
●ベビーカーを使っても安全、安心して歩ける歩道が増えると嬉しいです。
●御殿場は車社会なので、歩道は狭いと感じます。段差も多い気がします。自分は現在健康なので、段差があっても大丈夫ですが、もし車いす生活だったら・・・と思うと御殿場市は住みにくいかもしれません。
●公共施設はバリアフリーが良いと思います。
●横浜から越してきました。こちらでは、町中や公園で車いすの方や足の不自由な方をとても多くお見かけします。高齢の方が多いからだとは思いますが、（中央公園、図書館などバリアフリーになって）その様な方々にも、とても使いやすく出来ていると思います。
●私は、子どもがまだ小さいのでベビーカーで買い物をしているが、エスカレーターしかない施設は 2 階などに行けなく、大変不便です。また、散歩に出かけるのも歩道の整備がされていなかったりして、歩きにくい。体の不自由な方やお年寄りにも危険だと思う。今後のバリアフリー化に期待します。御殿場はとても住み心地が良いので、より良い街づくりを願っています。
●これからのバリアフリーも大切だと思うが、市内で歩道が整備されているところは良いが、道路の側溝にふたがないところも多く、非常に危険だと思う。特に、冬季の雪道はお年寄り、子供が通行する時、車道へ出て歩いているところを見ることがある。優先して整備するべきだと思う。それがバリアフリーの基本にもつながることにもなると思う。
●駅前を自転車で通った時は、殆ど手で押して、軽自動車で通った時は、すごくタクシーに遠慮して、普通車で通る時もタクシーには気を使います。（少し強引です）待機場所を別の所にして欲しい。そこから循環する様にして、エスカレーターを設置して欲しい。
●私は車利用者であるが、公共駐車場、民間店舗駐車場で見かける光景である、障害者専用駐車場枠で健常者と思われる（マーク等なし）車両が駐車されているので、市条例の中に駐車禁止を盛り込んでもらいたい。他の要望として、県東部の中核市として、市立病院がないので市立病院を作ってほしい。
●富士岡駅にエレベーターかエスカレーターを作ってほしいです。

●バリアが一番問題なのは、精神的なものではないだろうか？特に御殿場は自衛隊の絡みで、金銭的バリアによって、市がある意味分断されていると感じることが多々ある。このバリアを取り除く努力を望む所です。
●一番基本的なことですが、第一に歩道の確保が必要だと思います。（安心して目的地に行ける様に。）主に車での移動が多いのですが、たまに歩いてみると、その必要性を痛感します。
●駅付近の歩道が狭く、自転車も乗りづらい。車いすの移動は尚更だと思います。高齢者や子供に優しい街を作って頂きたい。
●駅周辺の歩道の工事をしているが、中途半端で切れているため、電動車いすの方などは、車道に出てしまい、非常に危険だと思います。もう少し広範囲の工事をしてほしいです。
●歯医者や美容院などもバリアフリーが少なくて困っている人達がいる。 ●エスカレーターは足の悪い人には乗る事が出来ないので（ベビーカーも）御殿場駅に限らず、エレベーターの方が便利だと思う。 ●買い物などに行った時に、少しでも座れる場所を作って欲しい。（障害者や妊婦はないとつらい） ●障害者用の駐車場をもう少し増やして欲しい。（専用駐車場がどこにあるかわかりにくい時がある） ●ベビーカーを車から降ろすのに、駐車場が狭くて降ろせない時があるので、専用駐車場があると便利。 ●利用施設に車いすを置いてくれると、家から持っていかなくても便利になるので、家から出ようという気持ちになる。
●御殿場には元気なお年寄りが多いので、外に出る機会が増えるよう、バリアフリー化には大賛成です。 ●同居の義父は足が悪いのですが、手すりがあると安心なようです。
●道路が狭いため歩道がない。子供達も危ないし、自転車で通学している息子も走りにくいと言っている。
●ベビーカーで出かけるようになり、ちょっとした段差も苦労した。横断歩道の段差で、もたついて渡るのがギリギリになったこともあった。障害を持つ人はもちろん、そうでない人にも歩きやすい歩道づくりを望みます。
●御殿場市内の道路が車中心と感じていたので「バリアフリー基本構想」策定のアンケートに協力することが出来、ひとりの市民として大変嬉しく思います。障害をお持ちの方や、お身体の不自由な方、ベビーカーを利用される方等が、安心して市内を歩行できる思いやりのある、まちなか整備に期待しています。
●バリアフリーを考えるなら、駅前をもう少し考える事。歩行者、車も一緒なので、何とかしてほしい。大一番、年寄りが多いので、道の事を考える事多し。
●駅前のバス通りが狭すぎる。歩行者も車も通りにくいです。
●目の不自由な人が線路に落ち死亡した事故があり、とても悲しいと思います。もっとみんなが優しくなれば良いと思います。

●障害者の為の駐車場を、健常者の人が使用している事が多く、車いすの人が買い物の時困っています。量販店などに、障害者の車に付けるマークが売っていて、どんな人でも車に付ける事が出来る事がおかしい事です。米国のようにマークを番号制にして、そこに入れた人は罰金を取るようにしたら良いと思う。
●駅東のエレベーターは車いすの方専用と聞いております。私自身もそうですが、高齢化に伴い、設置していただけたら嬉しく思います。階段は急ですね。危ないと思います。
●施設のバリアフリーだけでなく、駅周辺をもっと使用しやすく（生活用品の商店が有る等）なると助かります。駅周辺に市の施設を集めて欲しいです。
●バリアフリーより先にやらなければならない事が多々有る。歩く道が少ない。車だけ優先されている。
●歩道が狭い道は段差も多く、ベビーカーを押して歩きづらいので、せめて段差をなくすような配慮をしてもらえると助かります。
●アウトレット近辺の道路の歩道の狭さ、小学生が通学するのに、どれだけ危険が多いかご存知ですか。中心部のバリアフリーも必要でしょうが、子供達が安全に通学出来る事も考えていただきたいです。
●大坂に住んでいる者ですが、アパート前の砂利道のデコボコが本当にひどいです。市街地ばかり目にやるのではなく、中心から外れた地域にも目を配ってほしいです。
●障害を持った方、高齢の方が安心して住める御殿場、安心して暮らせる御殿場になったら人生楽しく生きられますね。視覚障害を持った方が話していましたが、「御殿場の町は段差が多くで困る。白い杖で歩いていても、車は止まってくれないので、昔ほど外出できなくなった。」と言われていました。バリアフリーももちろん大事ですが、健常者の思いやりの心が大事ですね。
●469 号線の歩道もとても狭くて段差が多いので、子供と手をつないで歩いたり、ベビーカーの使用が難しいと感じます。歩いている人は多いのに。車の通りも多く危険。
●施設は少しずつバリアフリー整備が進んでいるように感じますが、道路・歩道はまだまだだと感じます。
●バリアフリーも大事だけど、その前に事故を少なくする安全な道にしたり、キレイな街にするなど、先にやる事を見直した方が良いと思う。その後でキレイにする時にバリアフリーを考えるべき。今はもっとやる事があるのでは・・・？
●道の整備には賛成します。ベビーカー、自転車、車いす等が利用し易い道が増えると良い。各店舗のバリアフリー化は、各店に任せれば良い。お年寄りや体の不自由な方は、そんなに出歩かないと思うので、設備にお金を投資するより、介護士や身のまわりの世話をしてくれる人材を増やす方にお金を投資するべきだと思う。
●富士病院に母子一緒に入れるトイレがほしい。
●歩道含め、交通量の多いところでは、道を広げてほしい。車道と歩道を白線一本ではなく、明らかに分離していると使いやすい。
●子供が玉穂小に通う予定ですが、歩道がせまい（ほとんどない）のではないか？途中までは整備されたようですが、するなら完全にしていただきたいです。

●現在子供が幼稚園に通っています。幼稚園からは体力づくりの為に、徒歩移動通園を求められ、賛成なのですが、上記の通り、幼稚園周辺すら歩道が狭く、段差ばかりで気をつけていてもクラクションを鳴らされることも少なくありません。ベビーカーを押していても、歩道が斜めになっているのか、安定せず、歩いていても怖いです。
●御殿場市をバリアフリーにする事で、高齢者や障害者にとって良いまちなかになればいいと思う。
●スーパーやホームセンターにもっと屋根つきの駐車場を作ってほしいです。赤ちゃんを連れての買い物は大変なので。
●歩道に自転車が通るととても危険な時がある。自転車道を設けたら良いと思う。
●本当のバリアフリーとは何か、例えエレベーター、エスカレーターなど作ったところで、健康な若者がそれを使う事を考えるだけで嫌な気持ちになります。私は妊娠中や赤ちゃんを抱いている時など、電車で席を譲ってもらえなかった事が何度もあります。私は健康なので大丈夫でしたが、心が寂しくなりました。心が温まるような街づくりを望んでおります。これからもどうぞよろしくお願いいたします。
●都市計画と連動して進めてほしいです。
●ユニバーサルデザインの理念の導入を。目線の高さに留意を。
●歩道の件ですが、できれば自転車の部分と分けてほしい。現在、ベビーカーを使用していますが、この先、子供を乗せて自転車も使用すると思います。車道を走るのも危なそうだし。よろしくお願いします。
●自分の両親が障害者の為、御殿場市内のバリアフリーが進んでくれればとても安心できます。今現在、自分も５ヶ月の子供の散歩でベビーカーを利用していますが、お店に行った時にエレベーターがなかったり、段差が多いことに困ります。
●自転車と歩行者を分けてほしい。
●国道 469 号沿いは、歩道が狭く、段差が多くてベビーカーが通りにくいです。また、部分的に歩道が無い所もあり・中学校の登下校の時間に外を歩けない（車の運転もしにくい）です。
●駅のロータリーをもう少し広くし利用しやすいようにしてほしい。
●新しく建設する（設置）する施設には、障害になるものを造らない（ユニバーサルデザイン）構想が必要である。
●市外地に住んでいるため、体が不自由になった時、はたして駅近辺までどのように移動できるか分からない。駅近くまでは行けないと思う。
●施設や道路等がこれからバリアフリーになることを望みます。
●歩道はガタガタして、幅が狭く、車いすやベビーカーは安心して通行できないと思います。まず、平らにしてほしいです。駅前も柵や電柱でまっすぐ通りにくいです。
●バリアフリー以前に危険対策をしなければならない所が多くありますよ。
●駅の下をくぐる所などで、大雨時の冠水の事を考えた造りを工夫して、冠水を心配をしなくていいようにして欲しい。
●市立図書館は誰もが最も気軽に利用できる所だと思いますが、駐車場のスペースの狭さ、また出入りがしにくいようです。ここからバリアフリーを考えて頂きたいです。

●御殿場は車社会のせいか、とにかく歩道が使いづらい。狭いし、ガタガタで、ベビーカーは通りづらいし、子供は転びやすくて危険すぎる。セニアカ―も普及しないはず。そのせいか高齢者ドライバーが目立つ。危険運転（急な飛び出し、左右確認なしの右左折）しているドライバーを見るとほとんど高齢者のドライバーで、他県なら免許返却しても良い程の人が堂々と危険運転をしていて、とても違和感がある。これまでいろんな町に住んだが、ここは物理的にも精神的にも歩行が怖い町だと思う。最優先で改良して欲しい！
●ショッピングセンターでエスカレーターはあるが、エレベーターが業務用だったり、奥の方へ入って借りなければいけない所など、とても借りづらいです。エレベーターの場所を変えるにはお金がかかるので、環境整備でもっと使いやすくしてほしい。 ●バリアフリーはとても必要な事ですが、たくさんお金を使うことなので、しっかり見極めて始めて下さい。 ●道ばかりでなく、例えば買い物に行った時、高い所に手が届かない場合、店員さんをボタンで呼べるサービスをするなど（車いすの人や、一人で買い物できない人などに）
●中心部だけでなく、市全体について考えてほしい。
●若宮通りは、バスが通るが道が狭く、歩道もない。そこの開発をうまく進めてほしい。渋滞をする箇所でもあるので対処願いたい。
●歩道の段差がもっと少なくなれば良いと思う。
●シニアカーを利用する人は交通のルールを勉強するべきだ‼運転（車を）していて、アブナイ‼ジャマ‼と思う事が何度もある。
●自転車をよく使うが、道の状態が本当に悪い。車利用者が大多数だろうが、あまりにも歩道の状態が悪すぎる。子供の通学路も裏道を通るが、白線のみの部分がほとんどでキケン。
●歩道がない所は歩きにくく、車にぶつかりそうになります。出来るだけ歩道を多く作ってほしいです。
●ベビーカーを使用しています。せっかくスロープ etc があっても場所が分かりにくく、後からある事に気付くこともあります。後付け感を強く感じる場所は、比較的不便さを感じます。
●自転車に乗っていますと、段差の多い事におどろきます。危険な場所が多いです。エコな今、是非自転車道も考えて下さい。（車いすやベビーカーに関連してくると思います。）
●妊婦さん、障害を持つ人達、弱者にやさしい街づくりを目指して下さい。ただし、無理な重複した設備は不要かと思っています。狭い道なのに、縁石が設置してある場所等が見受けられる箇所があります。見直しをお願いします‼
●ユニバーサルデザインが誰でも参加出来る事が現代社会のあり方のような気がします。しかしながら、バリアフリーは脳を使うことなく、目的地に行けたりするからどちらとも言えないが。
●市内の中心部だけのバリアフリーではあまり役に立たないと思われます。もっと市全体にわたって考えないと、高齢者や障害を持つ人は戸惑うと思います。
●近隣の歩道（御東原線）は広めに造られているため、交通事故等のリスクが少なく大変良いと思っています。しかし、歩道が平らでなく、障害者でも歩行しにくい場所が見受けられます。よって、全ての人にとって安全に利用できる歩道を望みます。
●興味がありませんので、全てお任せします。

●市中心部に限らず、市内の大きな道路の歩道（例えば 469 号線）がとても狭かったり、アップダウンがあったりして、ベビーカーなど通りづらいのではないかと思っています。また、近くの中学校近辺では、登下校時、生徒さんが３人で並んで歩道を歩いていると、一人は車道に下りて歩いていたりして、危険だと思います。歩道の整備をしたほうがいいと思います。
●市内中心部には車でしか行くことがありませんが、バリアフリーが必要な場所である事は間違いありません。まず、駅前整備は少しずつ進んでいるとは思いますが、観光客の方が受ける、御殿場駅の印象はあまり良いものではないと思います。バリアフリー化は、身体の不自由な方々にとってだけの問題ではなく、ひいては、私達みんなが安心安全に暮らせる社会を目指すものです。
●お年寄りや障害者の方に優しい街づくりが必要だと思います。私は、横浜出身ですが、駅や街は田舎の方でも色々やっていて、とても素晴らしいと思っています。健常者の方は、何でもやろうと思えばできますが、体が不自由な方が同じ事をやるのは無理なことです。不安なく外に出られるような街づくりは、大切な事だと思います。
●市内の商店（個人）が次々に閉店をしてしまい、大型店しか残らない。あまりにも大型店を許可したため、市の中心部の商店がシャッター通りになり、バリアフリーの集中化も困難。分散化した店舗へは障害者は廻りきれません。特定の店舗への誘導はもっての他です。市の都市計画の考え方はどうですか。
●駅前の通りは、道幅が狭く車の通りも多いため、危ないと感じる。もっと開けた道にして欲しい。駅のロータリーが小さく、車のハケが悪いため、渋滞になりやすいと感じる。
●道路から歩道へ上がりたい時、ベビーカーが必ずつっかえていちいち持ち上げなければならないのが非常に面倒。小さいことかもしれませんが、こういう事もついでに少子化対策のうちに入るのではないでしょうか。ぜひ、園児や小学生、お年寄りの意見も寄せてほしいと思います。
●御殿場市内の道路（歩道）は全体的に狭く、歩きにくいと思います。又、もっときれいならいいと思います。
●駅周辺は、道路、歩道から建物に入る際、段差（かなり大きな）のある場所が多いので、早急にバリアフリー基本構想を策定して頂きたいと思います。
●よく自転車を利用しているのですが、歩道に乗り上げて駐車（停車）している車が多いと感じます。歩道も段差があり、路肩もガタガタ（大きなくぼみ）になっていたりして、歩行者のみならず、自転車も利用しにくいです。御殿場市全体が車社会のせいか、無理な運転（右左折など）をする方が多く、気をつけていても何度も危険な目に会います。バリアフリーにする事にあたって、市民全体が安全を意識し、優しい町になればと願います。
●安全に道路を通行できるように、車道と歩道と自転車レーンを作って欲しい。
●自転車専用の道路があるといいなと思います。遊歩道も広い方が良い。
●時々、年配の方のシニアカーの利用をみかけますが、道路の段差が多く、横転しやすい危険があると思う。又、大型トラック、ダンプカーの通行が多い場所は、幅が広い歩道が必要です。（特に通学路、子ども達の安全が優先）
●バリアフリーの構想と同時に、街灯などの防犯対策の整備もお願いします。
●高齢化社会になりつつあるので、ぜひバリアフリーの推進を希望します。

●歩行者や地元で生活する人間にやさしくない市だと思います。７年前に他市から転居して来ました。転居前に御殿場に遊びに来た時は、広くて良い道だと思いました。実際に生活してみますと、狭くて舗装されていない道が多く、びっくりです。実際、我が家の南側もデコボコ道で、晴天が続くと車が通るたびに砂ボコリが舞い上がり、窓を開けていられません。この夏、節電なのに閉め切ったままで、クーラーの利用も控えなくてはならないのに思いやられます。雨が降ると水たまりができ、ブロック塀やフェンスにまで泥がはね上がり、せっかく咲いた花まで泥水がはねて本当に泣きたくなります。住んでいる人の生活道路をもっと良くしてほしいと切に願います。転居前は、交通の便の良い所におりましたので、車の運転をしておりませんでした。今も免許はありません。将来歩くのが今より不自由になった時に、シニアカーを利用したいと思っていますが、デコボコ道では利用できません。前後から車が来ても、よける場所がない位、狭い道です。もし、夫に先立たれる事になれば、私はここに住み続ける事は出来なくなります。他からたまに来る人の為の良い道ではなく、地元の人にやさしいバリアフリーの道を整備して下さい。市民税はきちんと納めております。
●駅の周辺に駐車場が少ない。
●道路の側溝等にふたをして人が歩けるようにしてほしい。
●御殿場市では歩道整備をしていますが、用地が比較的容易な郊外の方は広くて立派な道路ができております。（高根や神場地区等々） 併しながら東大路線（駅～杉原まで）の拡幅が遅々として進んでおりません。 提案 ①最終的な完成した歩道を作るのは理想ですが先ず用地確保をし､仮の歩道を作るべきである。 ②将来歩道を作予定がある所に建物の建設を市が許可し、その後その建物を撤去して再び歩道を作る（税金の無駄）
●歩道があっても家屋の出入口が急に低くなっている場合があり、健常者であっても段差を感じることがある。
●別にないけれど最近の地震が気になる。
●十分検討して、安心して歩ける環境にして下さい。
●国道 469 号線は道幅せまく、歩道もない。溝ぶたの上を歩くが、住宅の樹木の枝が伸びて、まことに歩きにくい。何とかならないものか？
●早急の推進を望む。
●公共の施設はバリアフリーが必要と考える。
●危険な道路には中央線を。
●高齢化時代が長期にわたると思います。強力に進めて頂きたい。
●自転車利用対策をお願いします。
●まだまだバリアフリー化は遅れていると感じます。今後高齢化進行の時代より一層の進展を願うものです。
●現在健康なので不自由な身体になった時点で申込みをたやすく出来る様お願いしたいです。
●歩道をしっかり、平に歩きやすくしてほしい。自転車にスムースに乗りたい。（子供、学生）
●今はまだ自分で歩ける。いずれは必要であると思う。

●年末になると、あちらこちらで道路工事が多すぎます。水道にしろ電気にしろ、もう少し計画的にやれたらと思います。税金の無駄遣いではないかと思います。その分他にもっとより良い御殿場市の為に考えて欲しいです。
●主人が障害者です。バリアフリーと思ったりしますが、まだ今の所は必要ない様ですけど。
●障害者、お年寄りが安心して生活出来る様にしてほしい。
●歩行者がいても、自転車がスピード出して歩道を通るので、自転車専用道路が欲しい。歩道の段差をなくして欲しい。
●高齢者になるに従い、必要性を感じてくるので、公共施設にはバリアフリー施設を設置した方が良いと思う。が、利用する側の安全も考慮することが前提となる。
●バリアフリーにする事はとても良い事だと思います。観光地として更に発展するためにも必要だと思います。また、子供を持つ親としては、同時に授乳設備やオムツ替えの設備が整っている建物を増やしてもらえると生活がとても便利になります。
●皆で相談して決めてもらうことに異議はない。ただ、御殿場市の収入の内、自衛隊によるものが多く、原発依存都市の様なことも将来予想されるので、身の丈に合った予算執行を今から心掛けて欲しい。
●道の不自由な場所や理由は、実際に良く歩いて、それぞれの立場になってみないと分からないと思います。各世代、良く歩く道、使用する施設ごとにモニターをお願いして状況を良く知って欲しいと思います。施設の出入口付近に喫煙スペースを設置しているのも良く目にします。子供、呼吸器疾患のある方、妊婦さんなど、イヤでも煙を吸ってしまうので、道に面する場所や入口付近は、市で禁煙に決めたら良いと思います。
●実際に体が不自由ではないので、具体的には思いつかないけれど、ほんの少しの段差でも危険になってくるのかなぁ・・・と思います。
●御殿場市は（主に中心部ですが）交通量も多く、歩道も段差があり、ガタガタなので、ベビーカーを使用する時は大変歩きづらいです。そのため、近場でも車を使用してしまうので、このバリアフリーへの取り組みはありがたいです。是非お願いします。
●各地域の道路で、整備されていない場所は車いすの通行ができない。
●バリアフリーは、とても重要なことだと思います。団地は階段なので、足の不自由な方やお年寄りはとても大変です。
●私の祖母が時々駅を利用しますが、歳と共に階段の登り降りやちょっとした段差には、つまずいたり、きつかったりするそうです。障がいのある方を始め、高齢者の方が利用しやすい街づくりをすることには大いに賛成します。是非、障害の方や高齢者の方の意見を１つでも取り入れて下さい。
●御殿場は車が常に優先で、歩道が狭く、段差が多いため、自転車を利用するのが恐い。バリアフリーを中心市街地メインに整備し、安心して歩き、自転車で動けるようにすると、住む人は絶対に増えると思います。
●高齢者社会にふさわしい社会環境を整えることは、行政の責務であると考える。御殿場市の年齢人口分布の将来像に基づいて、計画的に整備していくことが、大事である。
●実際に車いすで街を移動して下さい。夜中に歩くと御殿場は障害物がやたら多いと感じる。

●体が不自由な方やベビーカーを使う方が遠慮なく、健常者と同じように出かけることができる場がどんどん増えて欲しいと思う。特に体の不自由な方が誰かに助けられなければ生活できないというのは生きる希望も失うこともあると思う。仮に、自分が不自由になったら…と考えても、自立して生活したいと思う。御殿場は富士山もあり、世界にも知られる所なので、「福祉も充実した町」であって欲しいと思う。
●ベビーカーで散歩していると、R138 添いは段差もなく歩道も広く歩きやすいが、R246 号添いは段差もあり、自転車とのすれ違いが危ないことがある。
●歩道をタイルにする。歩道の水はけ、鉄板を目の細かいものにする。
●自分が歩くところを良くしてもらいたいです。
●建物を建てる場合、段差をなくし、入口は出来るだけドアではなく引戸にしてほしい。駐車場に車いすマークが付いても、健康な人の車が停めてあり、足の不自由な人の停める場所が近くになく、色々な面で困っています。マナーをしっかり守るよう考えて欲しいです。
●歩道と車道との段差はあっても良いと思いますが、カーブ周辺の段差は自転車の時など気になります。
●買物や病院に行く時にバスを利用したいので、二の岡～野中の方を通ってもらうとありがたいので宜しくお願いします。
●とにかく歩道が狭すぎて、凸凹で、車の出入り口でいちいち凹んで段差があるのを問題解決して欲しい。「歩行者優先」の理念が全く存在していない。広くて平らで安全な歩道を実現するスペースがないと言うのなら、車を一方通行にして、その分歩道にすれば良い。「歩行者優先」当然のことなのに、全く実行されていない。
●市内全体的に舗装が悪く、段差だらけ、砂利道だらけでベビーカーや車いす等使用に不便なため、近くなのに車を利用せざるを得ません。環境にも悪いと思います。砂利もよく敷き直し（追加補充）していますが、無駄な経費をかけ続けるなら、早く舗装し直した方が良いと思います。砂ほこりもひどく、大雨の時も困ります。
●駅にエスカレーターを付ける場合は、センサーによって動くものが良いと思います。
●今後の税収とあわせ、増税にならない事を配慮して策定して下さい。又、ハード面だけでなく、市民一人一人のメンタル面にも障害をもった方々へは配慮できる様な取り組みを市長、市役所職員の皆さんから心掛けて頂きたいです。（批判ではありません）頑張って下さい。お疲れ様です。
●高齢化社会に向い、各所にバリアフリーを取り入れてほしい。よろしくお願いいたします。
●障害は 10 人 10 色の為難しい。介助者を教育し、人数を増した方が万能では？
●工事が周囲の阻害にならないようにしてもらいたい。
●20、30mだけ未舗装の所があるので、その道を直してもらいたい。雨の日歩いていると車がはねた水でかかってしまう。
●市内中心部の対策でしょうか？富士岡地区など離れている地区はどうするのでしょうか？

○御殿場市バリアフリー基本構想協議会設置条例

平成23年3月8日
条例第4号

（設置）

第1条　高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号)に基づく御殿場市バリアフリー基本構想(以下「基本構想」という。)の策定と運用に関し、必要な事項を調査し、及び審議するため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、御殿場市バリアフリー基本構想協議会(以下「協議会」という。)を置く。

（所掌事務）

第2条　協議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査し、及び審議する。

(1)　基本構想の策定に関すること。

(2)　基本構想に基づき策定される事業計画に関すること。

(3)　基本構想に基づく事業の実施に関すること。

（組織）

第3条　協議会は、委員15人以内で組織する。

2　委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

(1)　知識と経験を有する者

(2)　福祉団体の代表

(3)　商工団体の代表

(4)　御殿場駅東地区まちづくり懇話会委員

(5)　公共交通事業者

(6)　関係行政機関の職員

(7)　市職員

（任期）

第4条　委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（守秘義務）

第5条　委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

（会長）
第6条　協議会に、会長を置き、委員の互選により定める。
2　会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
3　会長に事故あるとき、又は欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。

（会議）
第7条　協議会は、会長が招集し、会議の議長となる。
2　会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
3　協議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
4　協議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

（庶務）
第8条　協議会の庶務は、市長の定める部課において処理する。

（委任）
第9条　この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附　則
この条例は、平成23年4月1日から施行する。

○御殿場市バリアフリー基本構想協議会委員名簿

平成２３年度 御殿場市バリアフリー基本構想協議会委員名簿

氏　名	所属団体等	委員の種別
秋山　哲男 （ 会 長 ）	北星学園大学客員教授	知識と経験を有する者
勝又　重春	福祉・住環境コーディネーター	知識と経験を有する者
勝又　貴恵子	都市計画審議会副会長	知識と経験を有する者
水口　正宏 （副会長）	御殿場市社会福祉協議会会長	福祉団体の代表
小松　末雄	御殿場市身体障害者福祉会会長	福祉団体の代表
勝間田たけ	御殿場市老人クラブ連合会 女性部会長	福祉団体の代表
林　　準	御殿場市商工会会長	商工団体の代表
鈴木　克行	駅東地区まちづくり懇話会委員	御殿場駅東地区 まちづくり懇話会委員
髙柳　康夫	東海旅客鉄道(株)静岡支社 管理部総務課担当課長（企画）	公共交通事業者
小島　英雄	富士急行株式会社 御殿場営業所長	公共交通事業者
斎田　増実	箱根登山バス株式会社 宮城野営業所長	公共交通事業者
勝又　敬夫	商業組合静岡県タクシー協会 御殿場駅構内タクシー組合長	公共交通事業者
佐野　章文	静岡県沼津土木事務所 企画検査課長	関係行政機関の職員
間部　　卓	御殿場警察署交通課長	関係行政機関の職員
勝亦　豊二	御殿場市都市建設部長	市職員

平成２４年度 御殿場市バリアフリー基本構想協議会委員名簿

氏　名	所属団体等	委員の種別
秋山　哲男 （ 会 長 ）	北星学園大学客員教授	知識と経験を有する者
勝又　重春	福祉・住環境コーディネーター	知識と経験を有する者
勝又　貴恵子	都市計画審議会副会長	知識と経験を有する者
大橋　由来夫 （副会長）	御殿場市社会福祉協議会会長	福祉団体の代表
小松　末雄	御殿場市身体障害者福祉会会長	福祉団体の代表
高橋　浩子	御殿場市老人クラブ連合会 女性部会長	福祉団体の代表
林　　準	御殿場市商工会会長	商工団体の代表
鈴木　克行	駅東地区まちづくり懇話会委員	御殿場駅東地区 まちづくり懇話会委員
小宮山　学	東海旅客鉄道㈱静岡支社 管理部総務課担当課長（企画）	公共交通事業者
池田　登志治	富士急行株式会社 御殿場営業所長	公共交通事業者
〆木　嘉一	箱根登山バス株式会社 小田原営業所長	公共交通事業者
勝又　敬夫	商業組合静岡県タクシー協会 御殿場駅構内タクシー組合長	公共交通事業者
澤野　和隆	静岡県沼津土木事務所 企画検査課長	関係行政機関の職員
間部　　卓	御殿場警察署交通課長	関係行政機関の職員
勝亦　和男	御殿場市都市建設部長	市職員

○御殿場市バリアフリー基本構想策定懇話会設置要綱

平成23年3月11日
告示第41号

（趣旨）

第1条　高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号)に基づく御殿場市バリアフリー基本構想策定(以下「構想策定」という。)に関し、生活関連施設に関わる事業者及び利用者の意見を聴取するため、御殿場市バリアフリー基本構想策定懇話会(以下「懇話会」という。)を開催することに関し、必要な事項を定める。

（懇話事項）

第2条　懇話会は、次に掲げる事項について意見を述べ、及び意見交換を行う場とする。

(1)　構想策定対象エリアにおけるバリアフリーに関すること。

(2)　構想策定対象エリアにおける将来のバリアフリーに関すること。

(3)　構想策定に関すること。

（参加対象者）

第3条　懇話会は、次に掲げる参加対象者のうちから、市長が依頼する者(以下「構成員」という。)10人をもって構成する。

(1)　知識と経験を有する者

(2)　福祉団体に属する者

(3)　商工団体に属する者

(4)　御殿場駅東地区まちづくり懇話会委員

(5)　公共交通事業者

(6)　関係行政機関の職員

（構成員）

第4条　構成員は、懇話会に参加し、意見を述べる。

2　構成員の任期は、市長から懇話会の出席の依頼を受けた日を始期とし、その日の属する年度の翌年度の末日を終期とする。ただし、構成員に欠員が生じたときの後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

（座長及び副座長）

第5条　懇話会に、座長及び副座長1人を置き、構成員の互選により定める。

2　座長は、懇話会の進行を行う。

3　副座長は、座長に事故あるとき、又は欠けたときは、座長に代わり、懇話会の進行を行う。

（懇話会）
第6条　懇話会は、市長が招集する。
2　構成員が事故その他やむを得ない理由により懇話会に出席できないときは、代理人を出席させることができる。
3　懇話会は、公開とする。

（謝金等）
第7条　構成員(第3条第6号の者を除く。)が懇話会に参加したときは、当該構成員に謝金を支給することができる。
2　前条第2項の規定に基づき、代理人が懇話会に参加したときは、代理人に対して構成員と同額の謝金を支給する。

（庶務）
第8条　懇話会の庶務は、市長の定める部課において処理する。

（補則）
第9条　この要綱に定めるもののほか、懇話会の開催及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則
この告示は、平成23年4月1日から施行する。

○御殿場市バリアフリー基本構想策定懇話会構成員名簿

平成２３年度 御殿場市バリアフリー基本構策定懇話会構成員名簿

氏名	所属	選出区分
勝又　重春 （ 座 長 ）	福祉・住環境コーディネーター	知識と経験を有する者
鈴木　克行 （副座長）	駅東地区まちづくり懇話会委員	御殿場駅東地区 まちづくり懇話会委員
小松　ゆりか	御殿場市社会福祉協議会事務局	福祉団体に属する者
勝又　美津代	御殿場市商工会 女性部会副部長	商工団体に属する者
鈴木　伴宣	東海旅客鉄道(株) 静岡支社管理部総務課（企画）	公共交通事業者
杉山　文孝	富士急行株式会社 御殿場営業所副所長	公共交通事業者
市川　起也	箱根登山バス株式会社 宮城野営業所副所長	公共交通事業者
高橋　浩幸	商業組合静岡県タクシー協会 （富士急伊豆タクシー株式会社 御殿場営業所所長）	公共交通事業者
吉川　正剛	静岡県沼津土木事務所 御殿場支所班長	関係行政機関の職員
大澤　浩	御殿場警察署交通課規制係長	関係行政機関の職員

平成２４年度 御殿場市バリアフリー基本構策定懇話会構成員名簿

氏名	所属	選出区分
勝又　重春 （ 座 長 ）	福祉・住環境コーディネーター	知識と経験を有する者
鈴木　克行 （副座長）	駅東地区まちづくり懇話会委員	御殿場駅東地区 まちづくり懇話会委員
小松　ゆりか	御殿場市社会福祉協議会事務局	福祉団体に属する者
勝又　美津代	御殿場市商工会 女性部会副部長	商工団体に属する者
高橋　正成	東海旅客鉄道(株) 静岡支社管理部総務課（企画）	公共交通事業者
杉山　文孝	富士急行株式会社 御殿場営業所副所長	公共交通事業者
市川　起也	箱根登山バス株式会社 宮城野営業所所長	公共交通事業者
高橋　浩幸	商業組合静岡県タクシー協会 （富士急伊豆タクシー株式会社 御殿場営業所所長）	公共交通事業者
吉川　正剛	静岡県沼津土木事務所 御殿場支所班長	関係行政機関の職員
芹澤　達也	御殿場警察署交通課規制係長	関係行政機関の職員

○御殿場市バリアフリー基本構想策定庁内検討委員会設置規程

平成23年3月11日
訓令甲第2号

（設置）
第1条　高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号)に基づく御殿場市バリアフリー基本構想策定(以下「構想策定」という。)に関し、職員による調査、検討等を行うことを目的として、御殿場市バリアフリー基本構想策定庁内検討委員会(以下「委員会」という。)を置く。

（所掌事務）
第2条　委員会は、次に掲げる事項について調査し、及び検討する。
(1)　構想策定対象エリアにおける現在のバリアフリーに関すること。
(2)　構想策定対象エリアにおける将来のバリアフリーに関すること。
(3)　構想策定に関すること。

（組織）
第3条　委員会は、別表に掲げる職にある者をもって組織する。

（委員長）
第4条　委員会に、委員長を置き、都市計画課長をもって充てる。
2　委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
3　委員長に事故あるとき、又は欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理する。

（会議）
第5条　委員会は、委員長が招集し、会議の議長となる。
2　会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
3　委員が事故その他やむを得ない理由により会議に出席できないときは、代理人を出席させることができる。
4　委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

（庶務）
第6条　委員会の庶務は、市長の定める部課において処理する。

（委任）

第7条　この規程に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が別に定める。

附　則

この訓令甲は、平成23年4月1日から施行する。

別表(第3条関係)

都市計画課長　くらしの安全課長　社会福祉課長　子育て支援課長　介護福祉課長 商工観光課長　都市整備課長　建築住宅課長　土木課長　危機管理室長

○御殿場市バリアフリー基本構想策定庁内検討委員会委員名簿

平成２３年度 御殿場市バリアフリー基本構想策定庁内検討委員会委員名簿

氏　　名	所　　属
長田　忠一 （委員長）	都市計画課長
近藤　雅信	くらしの安全課長
中村　信生	社会福祉課長
高杉　美佐子	子育て支援課長
田代　一樹	介護福祉課長
勝間田　安彦	商工観光課長
勝俣　文美 （副委員長）	都市整備課長
井澤　正和	建築住宅課長
長田　清一	土木課長
松田　秀夫	危機管理室長
志水　政満	事務局　（都市計画課）
川合　良伸	事務局　（都市計画課）
滝口　光人	事務局　（都市計画課）

平成２４年度 御殿場市バリアフリー基本構想策定庁内検討委員会委員名簿

氏　　名	所　　属
長田　忠一 （委員長）	都市計画課長
近藤　雅信	くらしの安全課長
中村　信生	社会福祉課長
田原　陽之介	子育て支援課長
宇田川　寿夫	介護福祉課長
勝間田　安彦	商工観光課長
勝俣　文美 （副委員長）	都市整備課長
井澤　正和	建築住宅課長
長田　清一	土木課長
田代　一樹	危機管理室長
志水　政満	事務局　（都市計画課）
川合　良伸	事務局　（都市計画課）
芹澤　慶将	事務局　（都市計画課）

諮　問　書

24 御都計第 871 号
平成 25 年1月 30 日

御殿場市バリアフリー基本構想協議会
会 長　秋 山 哲 男　様

御殿場市長 若 林 洋 平

御殿場市バリアフリー基本構想について（諮問）

御殿場市バリアフリー基本構想を策定するため、御殿場市バリアフリー基本構想協議会設置条例第2条の規定に基づき諮問します。

答　申　書

平成25年2月22日

御殿場市長　若　林　　洋　平　様

御殿場市バリアフリー協議会
会　長　　秋　山　　哲　男

御殿場市バリアフリー基本構想について（答申）

平成25年1月30日付け24御都計第871号で諮問のあった標記の件について、慎重審議の結果、下記の意見を付して原案を適当と認めます。

記

1. 障害に対する対応については、知的障害や発達障害、精神障害に対するバリアも含めて検討し、特定事業計画に反映されたい。

2. 特定事業計画を策定する際は、重点整備地区内にある施設のバリアフリー化状況や、生活関連経路における詳細な課題の整理など、基本構想策定時に掌握しきれなかった課題を把握されるよう努められたい。

3. 特定路外駐車場の駐車可能台数を把握し、当該特定路外駐車場に必要とされる路外駐車場車いす使用者用駐車施設を把握されたい。

4. 基本構想に対するPDCAサイクルを実施するに際し、その効果を評価し、必要に応じて基本構想を見直すといった、C（Check）及び A（Action）に係るサイクルが抜け落ちる懸念があるので、事業完了後にはフォローアップを適切に行い、継続して基本構想が推進されるよう検討されたい。

平成25年３月

御殿場市バリアフリー基本構想

御殿場市都市建設部都市計画課
〒412-8601　御殿場市萩原483番地
TEL：0550-82-4240
FAX：0550-82-4232
E-mail：keikaku@city.gotemba.shizuoka.jp
HP：http://www.city.gotemba.shizuoka.jp